

令和5年第3回定例会

西川町議会会議録

令和5年 9月1日 開会

令和5年 9月12日 閉会

西川町議会

令和五年 第三回〔九月〕定例会

西川町議会 議会録

令和五年 第三回〔九月〕定例会

西川町議会 議会録

令和5年第3回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月1日）

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議会諸報告	5
○行政報告	7
○西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	11
○議案の上程	13
○提案理由の説明	14
○議案の審議・採決	17
○決算認定案件の上程	19
○提案理由の説明	19
○監査委員の決算審査意見の報告	28
○決算特別委員会の設置及び委員会付託	32
○散会の宣告	32

第 2 号（9月2日）

○議事日程	33
○出席議員	34
○欠席議員	34
○説明のため出席した者	34
○事務局職員出席者	34

○開議の宣告	3 5
○一般質問	3 5
佐藤光康議員	3 5
荒木俊夫議員	5 7
佐藤仁議員	7 5
佐藤耕二議員	9 1
菅野邦比克議員	1 0 9
○散会の宣告	1 2 4

第 3 号 (9月3日)

○議事日程	1 2 5
○出席議員	1 2 6
○欠席議員	1 2 6
○説明のため出席した者	1 2 6
○事務局職員出席者	1 2 6
○開議の宣告	1 2 7
○一般質問	1 2 7
飯野幹夫議員	1 2 7
古澤俊一議員	1 3 7
佐藤大議員	1 5 1
後藤一夫議員	1 6 6
大泉奈美議員	1 8 1
○散会の宣告	1 9 5

第 4 号 (9月12日)

○議事日程	1 9 7
○出席議員	1 9 9
○欠席議員	1 9 9
○説明のため出席した者	1 9 9
○事務局職員出席者	1 9 9

○開議の宣告	200
○発言の申出	200
○日程の追加	200
○議案の審議・採決	201
○決算特別委員会審査報告書の提出	222
○決算認定案件の審議・採決	224
○報告第7号	228
○報告第8号	228
○議員派遣について	230
○閉会中の継続調査申出	230
○閉議・閉会の宣告	231
○署名議員	233

令和 5 年 9 月 1 日

令和 5 年 9 月 2 日

令和5年第3回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月1日(金) 午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 6 議案の上程
 - 同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について
 - 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 議第48号 令和5年度西川町産業振興複合施設整備工事請負契約の締結について
 - 議第49号 西川町過疎地域持続的発展計画の一部変更について
 - 議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更について
 - 議第51号 西川町個人番号カード利用条例の設定について
 - 議第52号 西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定について
 - 議第53号 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助基金条例の設定について
 - 議第54号 令和5年度西川町一般会計補正予算(第4号)
 - 議第55号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議第56号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議第57号 令和5年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)
 - 議第58号 令和5年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 提案理由の説明
- 日程第 8 議案の審議・採決
 - 同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について
 - 同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第48号 令和5年度西川町産業振興複合施設整備工事請負契約の締結について

日程第9 決算認定案件の上程

認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第10 提案理由の説明

日程第11 監査委員の決算審査意見の報告

日程第12 決算特別委員会の設置及び委員会付託

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
3番	後藤一夫議員	4番	荒木俊夫議員
5番	佐藤仁議員	6番	佐藤光康議員
7番	大泉奈美議員	8番	佐藤耕二議員
9番	古澤俊一議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
企画財政課長	大泉健君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸君
健康福祉課長	佐藤尚史君	兼 町民税務課長	渡邊永悠君
商工観光課長	柴田知弘君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	眞壁正弘君
病院事務長	松田一弘君	建設水道課長	安達晴美君
生涯学習課長	奥山純二君	学校教育課長	高橋將君
		監査委員	

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	書記 (課長補佐)	阿部健彦君
書記	柴田歆那君		

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第3回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○菅野議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、7番、大泉奈美議員、8番、佐藤耕二議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から9月12日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月12日までの12日間に決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

7月18日から19日まで、村山地方町村議会議長会の正副議長行政視察研修が北海道仁木町で行われました。

仁木町は北海道の西部、後志管内の北部にあって人口3,000人ほどの町ですが、議会広報コンクールでは、毎年全国表彰を受けられています。紙面づくりでの工夫や農業振興については果樹園芸のブランド化、サクランボなど6次産業化の取組について研修してまいりました。

7月21日は、知事と町村議会議長会議長との意見交換会が県庁で開催され、各地方町村議会議長会からの課題や要望、今後の取組について、知事との意見交換を行いました。

吉村知事からは、山形県と市町村が一体となって課題に取り組んでいくとお言葉がありました。

8月4日は、西村山地方議長協議会と西村山地方総合開発推進委員会との合同で、議長、市町長、山形県教育庁、病院事業管理者、村山総合支庁長へ、各市町における重要事項の要望を行っております。

西川町関連では、新たに関係人口創出事業の継続、拡充、地方における高付加価値なインバウンドのモデル観光地づくり、観光誘客に連動した地方道の管理促進について要望を行ったところです。

8月5日から7日にかけて、岩手県を視察先として、総務厚生、産業建設常任委員会合同の行政視察研修を実施しました。

菅野町長がCFO、最高財務責任者を務めておられます北上市の株式会社更木ふるさと興社では、生きがいのあるふるさとづくりを目指して更木地区で行われている養蚕と、その桑を活用した桑茶などの事業の説明をいただき、さらに地域の振興協議会とともに、更木活性化協議会を立ち上げ、交流事業や空き家対策などの補助事業への取組についても研修してまいりました。

釜石市の株式会社かまいしDMCでは、観光地域づくり法人として、地域を訪れる観光客

に対して実際に旅行や研修商品を提供し、観光客を誘致し、交流人口を増やし、地域の稼ぐ力を引き出し、地域の活性化につなげる取組について研修いたしました。

西和賀町では、初めに両町の町長、議会議員と情報交換をさせていただき、その後、第9回ディスカバー農山漁村の宝、ビジネス・イノベーション部門に選ばれた地域ブランド、ユキノチカラについて研修をいたしました。

また、西和賀さわうち病院では、地域医療と病院経営について研修してまいりました。前日、資料館を見学させていただいた「生命尊重こそ政治の基本」との信念の下、旧沢内村で昭和30年代に村長をなされていた深澤晟雄氏のその精神が今でも受け継がれていると感じてきたところでもあります。

いずれの視察先に関しましても、事業を見聞きした有意義な視察研修となりました。

8月22日から23日まで、岩手、秋田、山形県合同の中央研修会が東京で開催されました。全国町村議員会館を会場に、京都大学大学院工学研究科教授の藤井聡氏から「東北の国土強靱化への取組と展望」、駒澤大学法学部教授の大山礼子氏からは「地方議会の未来」、政治評論家の有馬晴海氏からは「これからの政局・政治動向」と題した講話をいただき、最近における社会情勢の情報収集の機会となりました。

また、23日朝には、山形県選出国会議員との懇談会が開催され、山形県市町村議会議長会の要望について要望活動を行ってきたところでもあります。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

8番、佐藤耕二議員。

〔8番 佐藤耕二議員 登壇〕

○8番（佐藤耕二議員） おはようございます。

西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

7月7日に開催されました令和5年第2回臨時会の報告をいたします。

統一地方選挙後の初議会となり、構成市町議会選出議員の交代に伴う正副議長選挙が行われ、議長に寒河江市議会議長の柏倉信一氏、副議長に大江町議会議長の菊地勝秀氏が選出されました。

また、構成市町議会選出議員から議会運営委員が選出されるとともに、議会運営委員長に寒河江市議会議員の佐藤耕治氏が選ばれました。

議事につきまして、議第12号では、組合監査委員の選任について、議会議員の青木裕子氏

を選任することが賛成多数で同意されました。

議第13号では、西村山広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、基準及び所要の改正が賛成多数で決定いたしました。

議第14号では、財産（高規格救急自動車）の取得について、山形日産自動車株式会社寒河江店から3,652万3,500円で取得することを賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○菅野議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長 日程第4、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 おはようございます。

本日、令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席をいただきましてありがとうございます。

初めに、全国高校総合体育大会カヌー大会、いわゆるインターハイについて申し上げます。

8月2日から5日間にわたり、月山湖カヌースプリント競技場を会場に開催されました。今年のインターハイは北海道を主会場に開催されましたが、北海道内には大会を開催できるような競技場がないため、全国高体連から依頼を受けての本町の開催となりました。

大会では、本町出身の選手たちが大活躍を見せ、特に谷地高校は姉妹ペアも含めて、5種目で優勝されました。学校対抗でも男女共に断トツの得点で頂点に立ったところでございます。

また、この大会では酷暑が続いたため、大会の練習会場では、氷がない非常に危険な状態だという声が町のほうに届きました。時間もない中でしたが、大会開会式前日の夕方にペットボトルのご提供、冷やしたものを届けようというプロジェクト「善意の氷プロジェクト」が繰り広げられました。議員の皆様からも多くご提供いただいたことを大変うれしく思いますし、また冷凍庫や発電機をご提供された町内事業者の志に大変感謝しており、西川町なら

ではの取組ができたのではないかと考えております。大会関係者からも、この氷のおかげでとても助かった、競技に集中できたという感謝の声も多数寄せられました。

次に、西村山地方総合開発推進委員会の要望について申し上げます。

本要望については、毎年県に対して、西村山管内の首長、議長が一緒になって管内事業について要望をしております。

今年度は、8月4日に県の村山総合支庁長、病院事業管理者などに対し、政策的要望20項目、各部局への要望25項目、計45項目について要望をいたしました。

本町からは、住民記録システムなどの住基システムの標準化事業に対するデジタル基盤改革支援補助金基準額上限の撤廃、これは我が西川町と寒河江市が、同じような負担をしなくてはいけないというような補助基準がございまして、こういったことから、人口の少ない西川町のような自治体に対しても、県による特別な財政措置をご要望いたしました。

県の担当者からは、県内多くの市町村で費用面の懸念や標準システム移行後の不安がある実態は把握しており、国に対して財政支援を求めていくと発言があったものの、明確な回答がなく残念に思っていたところでございます。

今回の標準化事業については、国主導で進められていることから、市町村の財政負担が生じないように、少なくなるよう引き続き要望を行ってまいります。

次に、8月14日に開催されました二十歳を祝う会について申し上げます。

今年の対象者は、平成14年度に生まれ、主に平成29年に西川中学校を卒業した46名が対象、当日は35名が参加いただきました。式典の中では、代表のお二人から謝辞と二十歳の主張を発表いただきました。お二人とも二十歳となったことに対する責任感や将来への思い、決意、そして家族や地域への感謝を述べられておりました。

私も、利他の精神を持って、これから地域、山形、日本を大切にしてほしいと申し上げました。もっと自分のことばかり考えているのが日本人の悪いところだと私も思っており、利他の心を持って私自身も心がけているんだと。利他の心を持って、無休でも道の駅のソフトクリームを売って、皆さんに喜ばれるように努力しているんだというようなお話をさせていただきました。

次に、日本蘚苔類学会山形県西川大会について申し上げます。

8月18日から3日間にわたり、交流センターあいべや弓張平講演を会場に開催されました。

初日は、山形大学横山教授により「緑豊かな西川町の自然と植物」を演題とした講演が行われました。その中では、3種類のオニシオガマと何とかシオガマというのが3つ生息する

のは西川町だけだという学術的なご指摘を、発見をいただきまして、こういったことを、学術的に貴重なことを西川町のPRに使うてはいかがかというようなご指摘もいただきました。そのほかに、テラリウムのワークショップも開かれました。最終日は、弓張平公園の苔の道の観察会も行われ、40名を超える参加者は、しゃがんで、ひざまずいてルーペを使うなどして、自然がつくり出したコケに覆われた散策路を観察しておりました。

こちらを昨年の8月に誘致するような活動をしてきましたけれども、それに当たってご協力いただいた苔学会の関係者や寒河江市の有志、また生涯学習課のメンバーに感謝申し上げます。

次に、8月27日に開催いたしました第69回駅伝競走大会について申し上げます。

今年は、昨年より4チーム多い合同チームもありました。14チームの参加により、熱戦が繰り広げられました。当日は、猛暑の中のレースとなりましたが、一人の棄権者もなく、全チームが完走を果たしました。

結果は、地域おこし協力隊の方もメンバーに入れて走った間沢Aチームが13大会ぶりに優勝を果たし、私の地元、吉川が準優勝、第3位は何と水沢Aチーム、そして常勝だった海味A、睦合A、大井沢チームが続きました。表彰式では、最優秀選手、永年出場表彰のほか、青少年育成町民会議による6組の親子出場の表彰がございました。

本大会の開催にご尽力いただきました公民館関係者の皆様に敬意を表するとともに、町陸上競技協会のほか、寒河江警察署、交通安全協会各支部、そして沿道でのご声援をいただいた町民の皆様に感謝申し上げます。

町民の皆様の動きに対してもご紹介させていただきます。

令和5年度まちづくり団体活動補助金は、厳正な審査の結果、10団体に交付を決めております。たくさん活動をいただいております。

花いっぱい@にしかわでは、道の駅での花の植栽と管理、また西川きれいにし隊の皆様には、西川町の国道や草刈りが及ばないところ、先日も本来であれば県が行う自転車道路を中心に開催いたしました。私も参加しましたし、菅野議長もご参加いただきありがとうございます。

次は、あさって9月3日6時から、きれいにし隊の活動が開催されますので、私は参加しますが、時間の許す方は、議会前にぜひご参加いただければと思います。途中で、9時半から議会ですので、8時でも上がっていただいても可能ですので、できるだけ海味のセブンイレブンに、6時ご参集ということですので、ご協力をいただければと思います。

このほか、安中坊歴史ガイドクラブやおれんじルーム、また先日も愛染院でイベントされました、ままαsの皆様、間沢の美里会、スマイリークラブもイベントが決まりました。笑う部えの皆様は、お年寄りの集まる、対話する場所でいろいろな工夫をいただいています。また、最後に、ととのわせタイも10月にサウナのイベントをするというふうに聞いており、こういった役場以外の西川町民の皆様が企画するような事業が増えて、町が活気づいている、私のエネルギー源にもなっております。

こういった地域の活動を、関係人口の皆様を紹介するファンクラブサイトというのも7月に立ち上げました。ぜひ、ご登録されていない議員の皆様がいらっしゃいましたら、登録いただければと思います。

観光について申し上げます。

観光事業、先日の議会でもご指摘いただきましたけれども、観光高付加価値化事業の採択が決まりました。二次公募の山形県内の合格した地域は、月山志津温泉や西川町のほかに、天童温泉と銀山温泉という名立たる温泉街と肩を並べることになりました。ほかの著名な米沢の温泉地などは、残念ながら採択を受けられなかったというふうに聞いております。どうやったらこんな小さな町の西川が受けられるのかという視察やご相談を、各市町村からもいただいております。これはやはり16事業者を今回参加いただきましたけれども、5以上の事業者が1つのコンセプトで申請するという調整力や、町や観光協会の申請者を事業者が信頼できるかどうかにかかっていると私はいつも申し上げます。

町がこういうスタンスで、このターゲットにしていくんだと、5年間続けるんだという明確なビジョンを示すことで、観光事業者は観光ターゲットに合った改修を行うと。そのため、明確なビジョンがあったからこそ、ほかの銀山温泉よりも多い16事業者がまとまって申請できたということは、西川町の私の誇りでございます。

また、ご質問にもありましたご懸念だった月山リフトの改修のほうも、対象事業に含まれました。また、姥沢の廃屋、大分傷んだ廃屋が1つございますけれども、それも含めて2件の廃屋の撤去の補助金として、こちらも認定をいただいております、今年度中にその廃屋が撤去される、さらに景観がよくなると考えております。

昨日のことになりますけれども、官公庁のインバウンドコンテンツ造成事業で採択が決まりました。これは1,900万円の事業に対し、補助額が1,150万という補助率の高い事業でございます。こちらの特筆すべきは、西川町が取りまとめ役になって、寒河江市、大江町、左沢線の駅がある自治体を取り込んで、左沢線DXでつながる魅力向上事業として申請したもの

でございます。

こちらは、荒木俊夫議員から冬にご指摘いただいた、左沢線のリーダーシップを取って、左沢線の観光誘致や生活路線での乗客向上のご指摘を受けたことから、こちらの造成事業を企画させていただきました。

これによりまして、西川町に左沢線を起点として、ワイナリーさんや酒造会社、道の駅に動線移して、左沢線や西川町の景色をA Iアート、N F Tにできるというような内容になっております。このN F Tを、ぜひ自慢して、こんな地域が山形にあるんだということを促すことを目的にしております。こちらにおいても、観光課あるいは企画財政課の主事クラスが、私と共に一緒に頑張っておった補助金でございますので、人材育成も順調に進んでいると考えております。

こういった挑戦の反復を、これからも町として行っていかなくてはなりません。今回、町議会の皆様に、全員10人から一般質問をいただくことを本当に感謝申し上げます。ぜひ、ニーズに基づいて、町民を井の中の蛙だというようなことは、ちょっとぜひ言わないでいただいて、前向きな議論を行って、とっても私のほうに、何だ、結構一般質問して聞いているものですから、ぜひそういった町民を愚弄するような表現は、私としてはやめていただき、こちらとしても前向きな議論を展開していきたいと思っています。怪文書とかも出ていますけれども、政策に関しては全く出ていないので、これはいい傾向だなと私は思っております。共に頑張りましょう。

あと最後、申し上げますけれども、一般質問のとき、マイクを近づけて発言いただきたいと思っております。私、ユーチューブで聞いておりますけれども、ちょっと何人かの議員、こちら側の議員の皆様の声が聞こえませんので、ぜひマイクを意識して、この議場じゃなくユーチューブで1,000人以上見ているわけです。1,000人以上の皆様にも意識した質問やマイクを気にしていただくと、議会としてもありがたいと思っております。

以上です。

○菅野議長 以上で行政報告は終わりました。

◎西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○菅野議長 日程第5、西川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず初めに、選挙管理委員会について選挙を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の協議結果に基づき、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議会運営委員会の協議結果に基づき、議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長指名については、お手元に配付したとおり、選挙管理委員には古澤準一さん、岩本享子さん、佐藤達郎さん、阿部あつ子さんの4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した4名の方が選挙管理委員に当選しました。

次に、選挙管理委員会補充員について選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、議会運営委員会の協議結果に基づき、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議会運営委員会の協議結果に基づき、議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長指名については、お手元に配付いたしましたとおり、選挙管理委員会補充員には大泉みどりさん、志田龍太郎さん、高橋千鶴さん、黒田啓さんの4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人に決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長が指名した4名の方が選挙管理委員会補充員に当選しました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が申し上げた順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第6、議案の上程を行います。

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命について、同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、議第48号 令和5年度西川町産業振興複合施設整備工事請負契約の締結について、議第49号 西川町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更について、議第51号 西川町個人番号カード利用条例の設定について、議第52号 西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定について、議第53号 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助基金条例の設定について、議第54号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第4号）、議第55号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第56号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2

号)、議第57号 令和4年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)、議第58号 令和4年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)、以上13議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第7、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明いたします。

同意第4号は、西川町教育委員会委員の任命についてでございます。

西川町教育委員会委員近松和朗さんは、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き任命するため提案するものでございます。

同意第5号については、人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員高橋千鶴さんは、令和5年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き推薦する提案でございます。

議第48号は、令和5年度西川町産業振興複合施設整備工事請負契約の締結でございます。

令和5年度西川町産業振興複合施設整備工事について請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

議第49号は、西川町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてでございます。

西川町過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10号において準用する同条第1項の規定により提案するものでございます。

議第50号は、辺地に係る総合整備計画の変更です。

辺地に係る総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により提案するものでございます。

議第51号は、西川町個人番号カード利用条例の設定です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づく個人番号カード利用に関し、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

議第52号は、西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定でございます。

西川町一般職の任期付職員採用制度を導入するため、提案するものでございます。これにより、育児休暇の代替採用を機動的に行えることとなります。

議第53号は、西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助基金条例の設定です。

西川町教育ローン「帰ってきてけローン」の返済補助に要する経費に充てることを目的とした基金設定をすることで、企業版ふるさと納税での民間資金をこの基金に呼び込み、分別管理するため提案するものでございます。

議第54号は、令和5年度西川町一般会計補正予算（第4号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,797万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,803万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正、地方債の変更でございます。

初めに、主な歳出について申し上げます。

第2款総務費は、転入転出届に係るかんたん窓口のシステム導入経費など1,042万3,000円を追加するものでございます。こちらは、デジタル田園都市国家構想交付金を財源の根拠としております。

第3款民生費については、令和4年度介護保険給付費精算に係る国庫支出金などの返還に伴う介護保険特別会計繰出金や、にしかわ保育園ガス漏れに伴う仮設工事など3,577万7,000円を追加するものでございます。

第4款衛生費は、人事異動に伴う人件費の補正など14万7,000円を減額するものでございます。

第6款農林水産業費は、町特産品のPR経費など1,541万2,000円を追加するものでございます。

第7款商工費は、デジタルサイネージ看板設置など301万1,000円を追加するものでございます。

こちらもデジタル田園都市国家構想交付金を根拠にしております。

第8款土木費は、除雪機械の修繕など650万を追加するものでございます。

第9款消防費は、防災無線子局設置アンテナ修繕費など266万8,000円を追加するものでございます。

第10款教育費は、公共施設予約システム経費の追加や、自然と匠の伝承館雪害による屋根の修繕費など432万8,000円を追加するものでございます。

歳入は、第14款国庫支出金541万4,000円、第15款県支出金5万8,000円、第20款諸収入218万1,000円をそれぞれ追加し、第21款町債440万円を減額し、それでもなお不足する財源7,471万9,000円は、第10款地方交付税5,599万2,000円及び第19款繰越金1,872万7,000円を充てるものでございます。

議第55号については、令和5年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,573万8,000円とするものでございます。

歳出については、第1款総務費309万円を追加するものでございます。

歳入については、第7款繰入金309万円を追加するものでございます。

議第56号については、令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,582万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出それぞれ7億9,554万5,000円とするものでございます。

歳出については、令和4年度負担金、補助金等の確定により、第5款諸支出金2,582万7,000円を追加するものでございます。

歳入については、第7款繰入金2,582万7,000円を追加するものでございます。

議第57号につきましては、令和5年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的支出につきましては、医業費用及び医業外費用の組替えでございます。今後の支出見通しにより経費を減額し、研究研修費、支払利息及び企業債取扱諸費を増額するものでございます。

資本的支出につきましては、建設改良費の有形固定資産購入費及び病院施設整備事業費の組替えです。今後の支出見通しにより工事請負費を減額し、器械及び備品購入費を増額、リース資産購入費を予算計上するものでございます。

債務負担行為につきましては、病院LED照明リース資産購入に関しまして、期間及び限度額を定めるため提案するものでございます。

議第58号につきましては、令和5年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

資本的支出については、既決予定額に433万2,000円を追加し、1億5,503万3,000円とする

ものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,351万3,000円を4,784万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額944万2,000円を983万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,407万1,000円を3,800万9,000円に改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、委細については担当課長に説明いただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○菅野議長 ここで訂正申し上げます。

私、議第57号、58号、令和4年度と申し上げましたが、令和5年度に2つ訂正をお願いしたいと思います。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第8、議案の審議・採決を行います。

同意第4号 西川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第4号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第5号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議第48号 令和5年度西川町産業振興複合施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

請負契約の締結について補足説明を行います。

柴田商工観光課長。

〔商工観光課長 柴田知弘君 登壇〕

○柴田商工観光課長 議第48号 令和5年度西川町産業振興複合施設整備工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

本事業は、西川交流センターあいべ第2駐車場敷地内に、鉄筋コンクリート造、一部木造、鉄骨造2階建ての西川町産業振興複合施設を建築しようとするもので、6者を指名し、令和5年8月18日に指名競争入札を行った結果、河北町谷地甲1083番地、升川建設株式会社、代表取締役社長、升川大和が4億5,000万円で落札いたしましたので、消費税込み4億9,500万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、設計金額等は、入札参加業者資料に記載しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

設計金額は、消費税抜き4億5,452万2,000円で、予定価格も同額となっております。

工事内容は、鉄筋コンクリート造、一部木造、鉄骨造の2階建て、施設整備の延べ床面積は全体で1階が816.13平方メートル、2階が50.12平方メートル、キュービクル置場15.11平方メートル、合わせまして881.36平方メートル、建築面積は868.64平方メートルであります。

工期は、令和6年3月22日までとするものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 質疑を行います。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 入札あったわけですがけれども、町内業者も入札に参加したのでしょうか。

○菅野議長 商工観光課長。

○柴田商工観光課長 町内業者の参加はございませんでした。資料のとおりでございます。

○菅野議長 あとは質疑ございませんか。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤仁議員） 建築工事と、あとそれに付随する電気設備工事とか機械設備工事、

あと町のアパートに関しては木材なんかも材料支給ということになっていましたけれども、今回の場合は全部一括発注なのかどうかお聞きします。

○菅野議長 答弁は柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 今回は全て含みの一括発注になっております。

○菅野議長 いいですか。その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

議第48号、本案を原案のとおり採決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は10時40分とします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎決算認定案件の上程

○菅野議長 日程第9、決算認定案件の上程を行います。

認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで10議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第10、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 ただいま上程されました決算認定案件をご説明します。

認定第1号から認定第10号は、令和4年度西川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、企業会計決算の認定です。

決算は、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところにより、3月31日及び5月31日に各会計の出納閉鎖したところでございます。

病院事業会計及び水道事業会計は、地方公営企業法第30条第1項の規定により、病院事業会計、水道事業会計、両会計ともに、5月19日に病院長及び建設水道課長から決算の調書が提出されました。

また、普通会計及び特別会計は、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から決算の調書が提出されました。

それを受けまして、監査委員の審査に付し、本日、監査委員の意見を付しまして認定に付すものでございます。

詳細は、会計管理者、病院事務長並びに建設水道課長が説明しますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

○菅野議長 一般会計、特別会計決算の内容説明を求めます。

土田会計管理者。

[会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇]

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 認定第1号 令和4年度一般会計及び認定第2号から認定第8号までの特別会計について、決算概要の説明を申し上げます。

初めに、一般会計につきまして申し上げます。

歳入歳出決算附属資料の1ページ中段、決算の規模をご覧ください。

歳入は64億3,806万2,000円、歳出は60億127万4,000円。歳入では3億916万4,000円の増加、歳出では2億5,021万7,000円の増加となりました。

次に、決算の収支であります。歳入歳出差引額4億3,678万8,000円から繰越明許費繰越額及び事故繰越繰越額で、令和5年度への繰り越すべき財源3,956万8,000円を控除した実質収支は3億9,722万となり、単年度収支は9,268万8,000円の黒字となりました。

次に、財政構造ですが、歳入総額は64億3,806万2,000円で、3億916万4,000円の増加とな

りました。

町税は7億2,430万8,000円の決算額となり、1,755万6,000円の増加となりました。

税目別に見ると、事業所得の増加などにより個人町民税は339万5,000円の増加、法人町民税は企業業績の回復などにより45万6,000円の増加、固定資産税は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に起因した中小企業者などへの減免措置が終了したことなどにより1,145万3,000円の増加となりました。このほか、軽自動車税が84万9,000円の増加、町たばこ税が176万5,000円の増加、入湯税は36万3,000円の減少となりました。

地方譲与税は7,882万7,000円で、森林環境譲与税の増加により508万4,000円の増加。

利子割交付金は15万6,000円減少の15万3,000円、配当割交付金は16万9,000円減少の132万7,000円、株式等譲渡所得割交付金は101万6,000円減少の92万7,000円。

法人事業税交付金は、町民税法人税割の減収分の補填措置として令和2年度から交付されており、188万7,000円増加の531万9,000円。

地方消費税交付金は257万1,000円減少の1億2,273万1,000円、環境性能割交付金は85万7,000円増加の500万6,000円。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減により1,244万2,000円減少の124万9,000円となりました。

地方交付税は29億2,144万7,000円の決算額で1億4,124万円の増加となり、うち普通交付税は都市公園の増加などにより6,030万8,000円増加の25億4,122万4,000円、特別交付税は地域おこし協力隊や地域おこし起業人の増加などにより8,093万2,000円増加の3億8,022万3,000円となっています。

交通安全対策特別交付金は94万1,000円で、20万5,000円の減少。

分担金及び負担金は271万7,000円で、農業施設災害復旧事業分担金などが減少したものの、老人保護措置費個人負担金の増加により4,000円の増加。

使用料及び手数料は、交流センター使用料や保育所使用料の増加により251万2,000円増加の5,877万4,000円となりました。

国庫支出金は、豪雨災害に係る公共土木災害復旧費国庫負担金などが減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想交付金などの増加により、7,826万7,000円増加の8億7,359万7,000円となりました。

県支出金は2億8,853万7,000円で、1億593万4,000円の減少となり、豪雨災害に係る農林業施設災害復旧費負担金などの減少によるものであります。

財産収入は、不動産売払収入などの減少により904万1,000円減少の1,903万円、寄附金は、ふるさとづくり寄附金などの増加により3,759万6,000円増加の2億2,618万9,000円となりました。

繰入金は3億4,095万6,000円で、うち1億5,000万円は財政調整基金から、ふるさとづくり基金から1億4,300万円、町有施設整備基金から3,283万7,000円などを繰入れし、4,358万1,000円の増加となりました。

町債の決算額は4億8,100万円で、水沢温泉館大規模改修事業などの商工債や農山漁村振興交付金事業などの農林水産業債が減少したものの、路線バス購入事業などの民生債や町営住宅整備事業などの土木債の増加により、8,990万円の増加となりました。うち臨時財政対策債は8,830万円減少の3,310万円の借入額となりました。

目的別構成比では、地方交付税45.4%、国庫支出金13.6%、町税11.3%、町債7.5%、繰入金5.3%、県支出金4.5%、寄附金3.5%、繰越金3.4%、地方消費税交付金1.9%などとなっております。

次に、歳出であります。歳出総額は60億127万4,000円で、2億5,021万7,000円の増加となりました。

構成割合を目的別に見ますと、総務費15.4%、土木費14.8%、民生費14.4%、公債費12.7%、衛生費10.9%、商工費9.9%、教育費7.6%、災害復旧費5.1%、農林水産業費4.5%、消防費3.2%、議会費1.3%、諸支出金0.1%などとなっております。

性質別構成比では、補助費等18.6%、人件費15.7%、物件費14.2%、普通建設事業費14.2%、公債費12.8%、繰出金6.3%、災害復旧事業費5.2%、扶助費4.5%、積立金3.7%、維持補修費3.6%などとなっております。

義務的経費は19億7,742万5,000円で、構成比では33.0%となり、6,447万1,000円の減少となったところであります。

このうち、人件費は職員数の減少により135万1,000円の減少、扶助費は子育て世帯や住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業の減少などにより7,309万7,000円の減少、公債費は小中学校冷房設備設置事業等の償還開始などにより997万7,000円の増加となったところであります。

物件費は、新行政情報システムに係る経費やふるさと納税関係経費の増加により、1億2,981万2,000円増加の8億5,421万4,000円となりました。

補助費等の決算額は11億1,737万9,000円で、1億2,644万7,000円の増加となりました。物

価高騰対策事業の増加や、消防費及びクリーンセンターへの負担金などの増加が大きな要因となっております。

維持補修費は豪雪による除排雪経費の減少により、4,701万円減少の2億1,398万9,000円。

普通建設事業費は8億5,082万5,000円の決算額で、園芸振興対策事業や月山湖カヌースプリント競技場施設整備事業などが減少したものの、水沢温泉館大規模改修事業や町営住宅整備事業などの増加により、4億3,072万7,000円の増加となりました。

災害復旧事業費は、令和2年7月の豪雨災害などに伴う復旧経費の減少により1億4,798万円減少の3億1,088万2,000円で、普通建設事業費に災害復旧事業費を加えた投資的経費は、2億8,274万7,000円増加の11億6,170万7,000円となりました。

普通会計の財政状況を示す各指標は、財政力指数が0.221、経常収支比率が89.7%、実質公債費比率は12.0%、将来負担比率はなしと、健全財政を示しております。

一般会計分の地方債現在高は53億3,210万1,000円で、2億6,843万8,000円の減少となったところであります。

基金の状況につきましては、財政調整基金12億7,865万6,000円、減債基金9億2,051万円、地域福祉基金4,186万1,000円、町有施設整備基金5億784万7,000円、丸山薫記念基金127万4,000円、ふるさとづくり基金3億230万3,000円、賃貸集合住宅維持管理基金2,794万5,000円、小水力発電維持管理基金670万9,000円、森林環境譲与税基金1,266万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策基金2,848万8,000円、企業版ふるさと納税寄附金基金1,870万円などとなっております。

本町の財政構造は、町税などの自主財源が約2割にすぎず、大半を地方交付税、国県支出金、町債などに依存しています。

その中でも、地方交付税が4割強を占めており、国の債務残高が年々増大する中、一般財源の確保が不透明な状況にあります。

歳出面でも、公共施設や道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設の更新や改修、長寿命化対策などの経費の増加、さらに近年頻繁に発生する豪雨などの自然災害による災害復旧費などの支出が町財政を圧迫することになり、財政調整基金の確保など長期視点に立った計画的な財政運営を行っていく必要があります。

健全な財政運営の維持を図っていくためには、事業の選択と集中、事務事業の見直し、国県補助金やふるさと納税の活用、企業誘致などによる税収の確保、西川ファンなどの外部人材や民間企業との連携、デジタル化の推進や積極的な情報の発信など、業務効率を上げた行

財政運営を行っていくことが重要であります。さらに、町民の皆さんと対話を進めながら、元気な活力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

国民健康保険の加入状況につきましては、令和4年度年間平均で前年度よりも27世帯減少の686世帯、被保険者数では前年度より47人減少の1,051人となり、町全体に占める加入率は、世帯で約38%、人口で約22%となっております。

令和4年度の決算の収支状況は、歳入総額6億2,336万1,000円、歳出総額5億8,095万1,000円で、実質収支は4,241万円の黒字となり、単年度収支では269万2,000円の赤字となったところであります。

歳入の主なものは、保険税が7,076万1,000円、県支出金が4億2,819万5,000円、繰入金7,685万8,000円となったところであります。

保険税は、令和4年度より1人当たり2割減額をめどに税率改正を行い、4年間税率を維持する計画となっております。税率改正による影響として、基金取崩しを行い、1,800万円を基金より繰入れしているところであります。

収納率につきましては、98.9%と依然高い収納率となっております。

歳出につきましては、保険給付費が4億98万3,000円で、多くが医療に要する給付費となっております。

医療給付費は次年度以降の国保事業費納付金に反映されることになっておりますので、今後も健康診査結果やレセプトを活用した訪問指導事業などを行い、重症化予防と適正受診を進めていく必要があります。第2次データヘルス計画に基づきまして、生活習慣病の減少を図り、国保財政の健全運営を維持していくものとしております。

特別交付金事業の保険者努力支援制度は、保険者の取組実績が評価され、交付金に反映される仕組みとなっております。そのため、併せて対応を図ってまいります。

次に、大井沢歯科診療所会計であります。歳入総額206万7,000円、歳出総額205万6,000円で、歳入歳出差引額は1万1,000円となったところであります。

歳入は、診療収入として43万3,000円、繰入金152万2,000円、前年度繰越金1万2,000円となったところであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。歳入につきましては、一般会計繰入金9,640万円、使用料及び手数料4,779万円、国庫支出金1,399万6,000円などで、歳入総額は1億8,675万円となったところであります。

このうち、下水道使用料は4,767万2,000円となりました。

歳出につきましては、総務費3,476万7,000円、施設費6,397万8,000円、公債費8,458万8,000円、歳出総額は1億8,333万3,000円となり、前年度に比較し1.4%の増加となったところであります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入につきましては、一般会計繰入金2,140万円、使用料及び手数料517万3,000円などで、歳入総額は2,918万4,000円となったところであります。

歳出につきましては、総務費194万7,000円、施設費832万円、公債費1,866万3,000円、歳出総額は2,893万円となったところであります。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計であります。歳入につきましては、総額473万7,000円で、本町を含む寒河江ダム下流域17市町村の負担金で運営を行っております寒河江ダム管理協議会からの負担金350万円及び繰越金123万7,000円などとなっております。

歳出につきましては、歳出総額が342万9,000円となったところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入総額9,125万4,000円、歳出総額9,088万8,000円で、歳入歳出差引額は36万6,000円となったところであります。

歳入の内訳につきましては、保険料が6,353万9,000円であり、その他の主な収入は一般会計繰入金で2,664万4,000円であります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金8,913万4,000円で、その内訳につきましては、保険料負担金、低所得者の保険料軽減分の補填である保険基盤安定繰入分、広域連合の事務負担となっております。その他の歳出として、総務費172万2,000円であります。

歳入歳出差引額36万6,000円は、保険料を広域連合に納付する時期の関係から翌年度に繰越しをして処理することとなっているものであります。

次に、介護保険特別会計であります。歳入総額7億3,449万9,000円に対しまして、歳出総額は7億2,206万1,000円で、歳入歳出差引額は1,243万8,000円となったところであります。

歳入の主な内訳は、保険料1億2,934万5,000円、国庫支出金2億510万4,000円、支払基金交付金1億8,579万5,000円、県支出金1億374万1,000円、繰入金9,948万8,000円となったところであります。

歳出につきましては、保険給付費全体は6億5,318万円となったところであります。このうち介護サービス等諸費につきましては5億9,231万円と減少し、支援サービス等諸費につきましては1,477万9,000円となり、減少となったところであります。地域支援事業につま

しては2,657万7,000円となったところであります。

第1号被保険者数は2,227名、介護認定者数は404名となっております。認定状況としましては、要介護1が全体の17%と最も多くなっているところであります。

次に、宅地造成事業特別会計であります。みどり団地の未売却区画の売払い収入は、令和4年度中はありませんでした。そのため歳入総額は6万3,000円となり、歳出については支出はありませんでした。

以上、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明とさせていただきます。

○菅野議長 次に、病院事業会計決算の内容説明を求めます。

松田病院事務長。

[病院事務長 松田一弘君 登壇]

○松田病院事務長 認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定についてご説明いたします。

決算書の276ページをご覧ください。

西川町立病院は、地域の不足している医療に積極的に取り組み、他の医療機関等との連携を図りながら、安全で安心な医療を提供するとともに、地域住民の健康の維持、増進を図られるよう病院運営に努めてきたところでございます。

令和4年度は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対応した1年となり、収束の見えない中において、町民各位のご協力を得ながら感染予防対策と日常診療の両立を図ってまいりました。コロナ禍の中であっても、可能な限り町民に寄り添う形で診療を行うとともに、健診、人間ドック事業については全ての項目を実施することができました。

また、新型コロナ関連では、ワクチンの予防接種、PCR検査、コロナ感染症患者受入れ病床の確保など、町唯一の医療機関として対応してまいりました。

主な医療機器の更新といたしましては、人工腎臓装置、エックス線骨密度測定装置、上部消化管汎用ビデオスコープ、眼底カメラなどの整備を行ないました。

患者数の状況であります。入院患者数5,014人、対前年度比71人の減となり、外来患者数は2万1,646人で、対前年度比1,118人の増となりました。

次に、会計状況であります。収益的収入といたしまして、医業収益は対前年度比2.2%の減、医業外収益は3%の増で、収益合計が7億3,320万7,000円、対前年度比0.03%、18万6,000円の増となりました。

収益的支出では、医業費用は0.4%の増、医業外費用は6.3%の減となり、費用合計で7億

1,740万5,000円、対前年度比186万2,000円、0.3%の増、一般会計から2億9,412万円を繰入れした結果、収益的収支で当年度純利益1,580万2,000円を計上いたしました。

次に、4条資本的収入であります。他会計補助金550万円、一般会計出資金2,100万円であり、収入といたしまして2,650万円となっております。

資本的支出では、建設改良費の医療機器の購入、企業債償還元金でありまして、合計で6,802万5,000円となりました。

支出額に対して収入額が不足する額4,152万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額130万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,021万8,000円で補填いたしました。

以上、説明とさせていただきます。

○菅野議長 次に、水道事業会計決算の内容説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の316ページをご覧ください。

本町の水道事業は、給水区域の住民に対し良質で清浄な飲料水を安定して供給することを使命として、町民の健全で豊かな生活と社会活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っております。令和4年度もこの趣旨にのっとり、これまで整備を図ってきた現施設を有効に活用してまいりました。

本町の水道事業会計は、平成29年4月1日より全ての簡易水道事業を上水道事業に統合し、1つの会計として運営しております。施設については、令和元年度に策定したアセットマネジメントに基づき整備を進め、飲料水の安定供給に努めるとともに、令和2年度に策定した西川町水道ビジョン及び水道事業経営戦略に基づき、より一層の事業の効率化や住民サービスの向上と水道財源の健全化に全力を挙げて取り組むこととしております。

建設改良事業は、大井沢地区石綿セメント管更新工事、志津地区浄水施設整備工事、上水道第4水源系導水管布設替え工事等を施工いたしました。

業務状況は、令和4年度末における給水戸数は1,609戸で、普及率は99.9%と対前年度比0.1%の増、給水人口は4,661人で、普及率は99.9%で前年度同率となっております。年間総配水量は89万3,115立方メートルで、対前年度比3.6%の増、有収水量は52万8,907立方メー

トルで、対前年度比2.3%の減、有収率は59.2%で、対前年度比5.7%の減となりました。

経営状況は、消費税及び地方消費税抜きの収益的収支における事業収益は2億46万1,000円で、うち給水収益は1億1,619万4,000円と、1.6%の減少となりました。

事業費用は1億9,985万8,000円で、前年度に比べ4.4%増加し、当年純利益として60万3,000円の計上となりました。

また、資本的収支では総収入額が8,001万3,000円に対し、総支出額が1億2,344万6,000円であり、差引き4,343万3,000円の資金不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額694万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3,648万4,000円で補填いたしました。

以上説明とさせていただきます。

◎監査委員の決算審査意見の報告

○菅野議長 日程第11、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

荒木監査委員。

〔監査委員 荒木俊夫君 登壇〕

○荒木監査委員 監査委員を代表して、決算審査意見について、お配りしている決算審査意見書を読み上げ、報告させていただきます。

お配りしている決算審査意見書をお開きください。

令和4年度西川町歳入歳出決算審査意見書。

この決算審査は西川町監査基準に準拠して行ったものである。

第1、審査の対象。

令和4年度西川町歳入歳出決算の審査対象は次のとおりである。（1）西川町一般会計、（2）西川町国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定、（3）西川町公共下水道事業特別会計、（4）西川町農業集落排水事業特別会計、（5）西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計、（6）西川町後期高齢者医療特別会計、（7）西川町介護保険特別会計、（8）西川町宅地造成事業特別会計、（9）西川町病院事業会計、（10）西川町水道事業会計。

第2、審査の期間。

令和5年7月6日から27日の期間中、実質8日間。

第3、審査の着眼点。

審査に当たっての着眼点は次のとおりである。

(1) 決算の計数は正確であるか、(2) 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか、(3) 会計経理事務は関係法令等に準拠し正確に処理されているか、(4) 事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か、(5) 事務の合理化、経費の節減に努力しているか、(6) 前年度決算審査の指摘事項について必要な措置が取られたか。

第4、審査の方法。

審査に付された歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産調書について、上記第3、審査の着眼点に基づき、提出された書類等により調査照合するとともに、関係者から説明を聴取し、併せて例月出納検査、定期監査の結果も踏まえて審査を行った。

第5、審査の結果及び意見。

1、審査の結果。

審査に付された歳入歳出決算書等に基づき、決算の状況を確認した。令和4年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の計数は、正確であると認められる。

また、予算の執行、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、改善を要する点はあるものの、おおむね適正に行われているものと判断した。

2、審査の意見。

(1) 町の財政状況。

令和3年度決算と比較し、歳入は3億916万4,000円、5.0%の増、歳出は2億5,021万7,000円、4.4%の増となった。

歳入面では、町の独自財源である町税において、事業所得の増により個人町民税が増加、企業業績の回復により法人町民税も増加、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に起因した中小企業等への減免措置の終了により固定資産税も増加した。また、特別交付税は、地域おこし協力隊や地域おこし起業人の増などにより増加した。国庫支出金では、豪雨災害に係る公共土木災害復旧費国庫負担金が減少したものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想交付金などにより増加となった。地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減が、県支出金では豪雨災害に係る農林業施設災害復旧費負担金の減少があったが、前年度を上回るものとなった。

歳出面では、人件費に扶助費、公債費を加えた義務的経費の減少、令和2年7月の豪雨災害等に伴う災害復旧事業費の減少が見られたものの、物価高騰対策事業や消防費及びクリー

ンセンターへの負担金といった補助費等の増加、水沢温泉館大規模改修事業や町営住宅整備事業など普通建設事業費が増加したため、こちらも歳入同様、前年度を上回るものとなった。

地方公共団体の財政健全化の判断比率である実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字または資金不足なしのため昨年同様比率なし、実質公債費比率は12.0%で前年度比0.5ポイント増えてはいるが、将来負担比率は昨年同様比率なしであり、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は89.7%であり、堅実な財政運営であると認められる。

一般会計における町債残高は53億3,210万1,000円で、2億6,843万8,000円、4.8%減少した。

財政調整基金残高は12億7,865万6,000円となり、僅かながら増加した。

(2) 意見。

自主財源が減少し続ける中でも、実質公債費比率、将来負担比率などからは、町は依然として健全な状態を保っていることがうかがえる。新型コロナウイルス感染症からのさらなる回復に期待するとともに、元気な活力あるまちづくりを実現するため、今後の事務事業の執行及び財政運営に当たっては、次の事項に留意するよう要望する。

①適正な事務事業の執行について。

ア、財務事務について。

監査における指摘、指導事項では、契約事務及び支出事務の一部において、不適切な事務処理があった。契約事務並びに財務事務に関する研修等により事務全般の平準化が図られてはいるが、より専門的な事項等について不適切な例が見られることから、今後も内部チェックを徹底し、関係法令等に準拠した適正な財務事務の執行に努めるとともに、専門性の高い職員の横断的な対応など、限られた人員で最大の効果を生む方策なども検討いただきたい。

次の表は、例月出納検査、定例監査及び決算審査時における指摘、指導事項等を項目別にまとめたものでございまして、ご覧いただければと思います。

イ、収入未済について。

普通税について約145万円の未納欠損の処理をしているが、現年課税及び滞納繰越分の収入未済額が約427万円増加し、特に固定資産税だけで1,759万円にもなる。町民の納税意識が非常に高い町であることを踏まえながらも、収納率や自主財源が減少している要因を分析し、適正な納税等による住民間の負担の公平性を確保するためのさらなる方策を早急に検討すべきではないか。

なお、徴税専門員の配置により、滞納額の圧縮や未納額発生の抑制等に一定の効果がある

ことは認識している。

②健全な財政運営について。

人口減少と少子高齢化が進む中であって、取り組まなければならない課題も多く、本町の財政運営については、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれる。

自主財源である町税については、増収対策や的確な賦課、徴収に努めるとともに、国・県に対しては、地方交付税など安定的な財政運営に必要な財源が確保できるよう、所要の措置を講じることを強く働きかける必要がある。

一方、歳出については、今後も高齢者医療など社会保障費や社会インフラの老朽化対策など社会資本整備費の増加が見込まれるほか、現在も終息の見えない新型コロナウイルス感染症への対応や、頻発する自然災害の復旧など、想定外かつ突発的な支出を要する事態が考えられる。このことを踏まえて、政策についてこれまで以上の選択と集中を図り、事務事業に関する点検や公共施設等の適正な管理など、行政経費の節減、効率化に一層努めていただきたい。

病院事業会計においては、患者数は前年度を下回ったものの、収益は新型コロナウイルスに関する収益としてワクチンの予防接種、PCR検査受託及びコロナ専用病床の休床補償によって前年度を上回った。しかし、人件費など費用も増えていることから、一般会計からの繰入れを2億9,412万円とし、1,580万2,000円の黒字決算とした。町立病院は町内唯一の医療機関であり、今後も町民の健康と安心を守る体制を確保しなければならず、そのために必要な経営改善を含めたあらゆる方策に取り組んでいただきたい。

水道事業会計においては、給水戸数や給水人口が減少する中、関連施設等の維持管理や、より高度な浄水に関する費用などが増えていることもあり、より一層計画的な経営が必要になってくると思われる。

公共下水道事業特別会計においては、公共下水道への加入者が増えていない現状にある。今後訪れる設備等の更新も視野に入れつつ、加入者が増えるような事業展開を図っていただきたい。

日本国内のみならず、世界的な動向も不安定な面があり、社会経済情勢の変化を見定めることが非常に困難な中ではあるが、生産年齢人口増加に向けて第7次西川町総合計画基本構想に掲げた5つの基本目標を達成するため、健全で持続可能な財政運営になお一層努めていただきたい。

5ページからは、決算の状況でございます。

一般会計、各特別会計、各事業会計の状況でございますが、計数の読み上げについては省略させていただきます。

以上で、決算審査意見の報告とさせていただきます。

◎決算特別委員会の設置及び委員会付託

○菅野議長 日程第12、決算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和4年度一般会計、特別会計、企業会計決算を審査するため、議長及び議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議長と議選監査委員を除く8名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○菅野議長 以上で本日の記事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時29分

令和 5 年 9 月 3 日

令和5年第3回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月2日(土)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
3番	後藤一夫議員	4番	荒木俊夫議員
5番	佐藤仁議員	6番	佐藤光康議員
7番	大泉奈美議員	8番	佐藤耕二議員
9番	古澤俊一議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
企画財政課長	大泉健君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸君
健康福祉課長	佐藤尚史君	町民税務課長 兼 みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
商工観光課長	柴田知弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院事務長	松田一弘君	学校教育課長	安達晴美君
生涯学習課長	奥山純二君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 佐藤光康議員

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

[6番 佐藤光康議員 質問席へ移動]

○6番(佐藤光康議員) おはようございます。6番、佐藤光康です。

本当に今年の夏は暑い日が続いています。生活や作物に際しても、いろんな影響を与えています。それから、鳥獣被害も非常に深刻になっています。しっかりと生活に目を配らせながら、私、議員としてもしっかりと頑張っていかなければと思っているところです。

今日は、2点に関して質問していきたいと思います。

まず、1つ目、第7次総合計画には、生涯学習を通して町民と町民がつながり教え合い、仲間とともに楽しく学び・運動できる環境をつくっていますと書かれています。

町の生涯学習の現状と、これからの施策について質問いたします。

第7次総合計画に、主要3施設の統合を含めた生涯学習施設の見直し案とありますが、具体的にどんな構想があるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 具体的な統合案というのはございません。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 総合計画に統合を含めた見直し案をやっていくということが書いていましたんで、いずれ出るでしょうけれども、具体的にちょっと何点か質問したいと思います。

大井沢の自然博物館の学芸員が、6月ですか、辞められましたけれども、これからの採用の予定についてお聞きします。

○菅野議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 ただいまのご質問ですが、大井沢の学芸員、退職されたということに伴いまして、お知らせ版、ホームページを通しまして、募集をかけているところでございます。以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 昨日、町長がコケ学会で、西川町しかないコケが3種類あるとかというお話をなされた記憶があります。

最近、自然博物館は、大学の提携とか東桜学館と連携など、積極的に事業を展開しています、非常にこれから展開を楽しみにしているところでした。大井沢自然博物館としても、非常に魅力があるところだと思います。

私が印象に残っているのは、去年、奈良県川上村の森と水の源流館が非常に印象に残っていますけれども、ああいう方向で大井沢の自然博物館をやっていくという方向はないのでしょうか。

○菅野議長 反問権。

何のほうの反問権を使うんですか。

町長。

○菅野町長 まず、さっきの抗弁させていただきますけれども、私は、オニシオガマの話を、エゾシオガマの話をしただけで、エゾシオガマはコケじゃないですから、お花ですから。そこをちょっと納得して、まさかコケの種類だと思って認識されるとは思いませんでしたので、花ですから、オニシオガマは。エゾシオガマも花です。そこは認識を改めていただきたいと思っています。

先ほど、川上村の源流館ですよね。そちらのほうは、私が推薦したところですよ。私が

推薦したところなんですけれども、あのようというのは、どのようにできないかということでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 一つは、自然の源流としての場所を非常に生かしながらいろんな発信をしているという、この場所のアピール性があります。もう一つは、学校との連携です。小学校の総合学習でたくさん子どもたちが来るという状況になっていまして、学習センターとかと関わりながら、そういう自然学習の中心になっていまして、そういう方向性が無いのかということです。

○菅野議長 奥山生涯学習課長。

反問権、終わりでいいですか。はい、2分。

奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 大井沢自然博物館の今後の在り方も含めてですが、まずは、地元の方との協力体制なども含めまして、やはりより多くの方から来ていただく、リピートもしていただく、併せまして、地域への経済効果などという視点もございまして、話合いを続けているというところでございます。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ぜひよろしく願いいたします。

もう一つは、岩根沢の丸山薫記念館ですけれども、どんなふうにも、町長も大分行かれていますけれども、どんなふうにも考えておられますでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 反問権。

○菅野議長 反問権、内容は。

○菅野町長 どのように考えているのというのは、私個人の感想を言えばいいんですか。

○菅野議長 感想についての反問権だそうです。

はい、どうぞ。

○6番（佐藤光康議員） 私は、丸山薫の総会にも参加したり、いろいろとお話、先日も行ってきましたけれども、これからの、人数がなかなか、人が来てくれないということで大変悩んでいました。

それで、これからの丸山薫記念館として、町の方向性についてお伺いします。

○菅野議長 今のは反問権の回答でないですので、回答を述べてください。

○6番（佐藤光康議員） 感想と含めてお願いしますということです。

ですから、感想というよりは、これから丸山薫記念館としての町長の方向性をお伺いいたしますということです。

○菅野議長 いいですか。

じゃ、質問でいいですか。反問権。はい、1分。

菅野町長。

○菅野町長 丸山薫記念館の総会のお話もありましたけれども、私も年に3回ぐらいは行っていまして、ただ、藤本先生の後をしっかりと見つけなくてはいけないとあります。

丸山薫記念館のいいところは、コストパフォーマンスがいいということです。ですので、存続したいと思っています。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 丸山薫は岩根沢に来て、岩根沢の自然と、それから、住んでいる人たちの人情といいますか、そういうのに触れて、丸山薫自身も新しい世界をつくっていったということになるわけですが、そういう岩根沢の場所が、国指定の岩根沢三山神社もありますし、秋祭りが9月9日から10日まで開かれます。そこでは、神楽も上演される予定になっています。岩根沢の太々神楽は非常に有名でして、伊勢神宮でも奉納された神楽になっています。

やはり丸山薫記念館と一緒に、岩根沢地区全体を含めた、これからの町としての非常に宝だと思えます。そこら辺で、先日、丸山薫記念館に行きましたら、区長さんとか地元の方おられまして、いろいろとお話しになったんですけども、一つ悩んでいるのが神楽、有名な神楽、太々神楽の後継者が今やっぱりなかなか大変だということ。それから、灯籠を町から支援してもらってやっていますけれども、そういうことで非常にありがたいと。だけど、発信力、宣伝力がないということをお話していました。

ですので、やはり地域おこし協力隊のたくさんの方が来られていますけれども、岩根沢に配置して、西川町としても非常に大事なところだと思います。そういう配置する方向はないのかどうかお伺いします。

○菅野町長 反問権。

○菅野議長 反問権、内容を。

○菅野町長 新たに地域おこし協力隊を配置せよということでの趣旨での質問ですか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 生涯学習の施設の問題ですので、ぜひそうやって配置して、支援してもらえないかという質問です。

○菅野議長 菅野町長。

○菅野町長 つまり、地域おこし協力隊を新たに増やしてほしいという要望でしょうか。ご質問でしょうか。

○菅野議長 佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今の人たちからはなかなかいないでしょうから、やっぱり町として全国にアピールして、そして、こういう丸山薫が来た、非常に文化的に豊かなところに来る方いませんかという募集も非常にいいと思います。

○菅野議長 これは要望ですか。

要望。増やしていいですかということですので。

○6番（佐藤光康議員） 地域おこしを募集したほうがいいですかということでしたね。ということで、ぜひお願い、そういうことです。

○菅野議長 じゃ、それでいいですか。じゃ、反問権終了します。

菅野町長。

○菅野町長 私らの行政は、ニーズベースで仕事をしております。残念ながら、岩根沢の区長とも話しましたが、地域おこし協力隊を求めているということはありません。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 私も先日、その問題で話したんですけれども、地域おこしの話しましたら、2週間でいなくなっている方来てもらっても困るんだという話をしていました。ですから、何か誤解している面もありますので、しっかり3年間、そこで一緒に地域となつてやるということでは、非常に大きな意味があると思っております。

○菅野議長 答弁は荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 ただいまの質問について、保存会の岩本さんと、私も直接お話をしました。地域おこし協力隊は3年間で終了します。3年間しかいない人をお願いするというわけにはいかない。できれば町民の方というような要望でございましたので、よろしく申し上げます。

○菅野議長 追加答弁、菅野町長。

○菅野町長 私も今朝、朝5時から岩根沢にいましたけれども、そんなことは言っていないのでしたから、これちょっとどこの方か、その誤解している方がいらっしゃれば、私らご説明

させていただきますので、今日の朝も聞いてきて、いませんでしたから。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 具体的にそういうことが悩んでいるわけで、3年間で地域おこしはいなくなってしまうから地元の方、町内の方ということでしたけれども、やっぱり受け継ぐには、子どもたちにどう引き継ぐかということもありますので、岩根沢には子どもたちも少ないですので、西川町全体で考えていく必要あるんじゃないかと思うわけです。

そこら辺で、ぜひ町として地区の方と話し合いしながら、ぜひいい方向で考えていっていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁、菅野町長。

○菅野町長 話し合いをしていないかのように言われますけれども、私らしっかり話をして、ニーズベースで仕事をしていますので、誤解を招かないようにしていただきたいなと思っています。むしろ町議会議員の方が見えないというご意見はありましたので。だから、直接町のほうに話すんだと私も承りましたし、荒木さん、担当課長も承りましたし。私も、来週の9日も岩根沢に泊まって、しっかり話も聞いてきますので。これ以上対応せよとなると、公平性が保たれないぐらいお話ししていますので、ぜひそこはご理解いただければなと思っています。

少なくとも私らはニーズベースで仕事をしておりますので、岩根沢区がそのようにお考えだということであれば、私らも、そのようにというのは、ご要望を承って対応できるかどうかを考えていきたいと思っています。

ちなみに、地域おこし協力隊を増やしてほしいというご要望がありました、ですよ。あったんですよ。ちょっと反問権使う。

○菅野議長 反問権、はい。

○菅野町長 地域おこし協力隊を増やせというご要望があったんですが、それは本当ですか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） そういう特定の、岩根沢に限った、岩根沢の人たちを支援していく地域おこしを雇ってはどうかということです。

○菅野議長 菅野町長。

○菅野町長 反問権、続けて。

○菅野議長 はい。

○菅野町長 ご質問は、町全体で今20人弱、地域おこし協力隊がおりますけれども、それをさ

らにもっと増やしてということによろしいでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 当然1人増えることになりますね。

○菅野議長 菅野町長。

○菅野町長 だから、そこまで増やしてまで、地域の、岩根沢になれば1人といういうことですよ。ほかの、例えば、同じようにご要望、岩根沢で太々神楽を増やすために1人採用しましたというふうになると、ほかの地域もそのように要望来るわけです。そうすると、議員、考えていただきたいんですけども、1つの区から受けたら、西川には12地区あるわけです。だと、新たにその専用の方を増やさなくちゃいけないわけです、12人。そういうご趣旨でよろしいでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 丸山薫記念館、やっぱりその地域の歴史もあります。そこで、理解のある方が必要ですし、やっぱり特別の、そういう太々神楽とか、そういうふうなものに興味がある方、関心のある方でないと駄目なわけです。ですから、そこら辺の、ほかの地域はまず除いて、まず岩根沢で非常にということと話しています。

○菅野議長 菅野町長。

○菅野町長 私が言っているのは、ほかの地域で1人増やしたら、特定のことに對して増やすことになれば、例えば、大井沢や入間区からもご要望あったら、町としては、公平性の観点から同じように対応しなくてはいけないわけです。

ですから、町議がおっしゃっている、1人、区のために増やさない、太々神楽のために増やさないということになれば、町議は1人増やさないねと言っているかもしれませんが、これは12人増やすということと同義だということでのご承知の上で、ご質問していらっしゃいますでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 岩根沢に地域おこしを支援していくということと、12人が同義だということでは、違います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 前、岩根沢のほうで、西川町です、仏像の調査が、芸工大を中心に入りました。仏像の調査が入りまして、芸工大は学生さんも来ました。数年前、私、白鷹町の歴史の関係の施設に行きました。そしたら、その職員が、西川町の方ですか、西川町は大

変私も芸工大の学生のときに仏像の調査で入りましたと。西川町ではそういうふうには、私は非常に仏像とかそういう歴史に関心があって、西川町は本当に出羽三山の中ですばらしいところだと。地域おこし募集があれば、私はそっちに行ったのになという話をしていました。

○菅野議長 光康議員、すみません、反問権に対する回答だけでいいですので、同義ですか、どうですかということですので。

○6番（佐藤光康議員） ですから、そういう特別な方が、やっぱりそういう方になるわけです。ですから、全て同じということになりませんから、岩根沢のそういうふうな特徴、歴史も踏まえた形で、そこに派遣してもらえないかということを行っています。

○菅野議長 町長、いいですか。

まだ継続をしていますから。

○菅野町長 集落支援員制度というのをご存じでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 分かります。

○菅野議長 菅野町長。

○菅野町長 地域おこし協力隊と集落支援員の違いは、お分かりでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 地域おこしは、そういう国の制度、同じですけども、集落支援は集落を支援していくという、いろんな意味で支援していくということだと思えますけれども、地域おこし、あまり厳密に違い、じゃ、お願いします。そうですか、分かりました。じゃ、どうぞ明快にお願いします。

○菅野議長 分からないということでもいいですよ。

菅野町長。

○菅野町長 地域おこし協力隊も地域支援員も、財源は国の特別交付税から出ております。総務省の制度でございます。制度的には、所管としては総務省でございます。

地域おこし協力隊は、自治体が採用するものでございます。集落支援員は、地元の、例えば、岩根沢区でしかるべき方が欲しいと、そういう方が欲しい要望があれば、では、町のほうは、集落支援員の場合は、しかるべき方、皆様がお求めの方をいらっしゃれば、その方を採用しますので、ぜひお声がけくださいと町からは申し上げます。

残念ながら、岩根沢区においては、その集落支援員、全区にお聞きしましたけれども、全区にお聞きして、採用されたのは、海味区と吉川区の2つの区でございます。2つの区では、

採用したいけれども見つからないということが現状でございます。

違いは、区が人を見つけてくるのか、地域おこし協力隊は、町が受け身で募集していくのかと。受け身というのは、欲しいですよということで、受け身というか、町のほうから発信して採用するものでございまして、地域おこし協力隊は、ですので、町がこういった事業で欲しいということで募集をかけるわけです。

残念ながら、西川町においては、ほかの町も苦戦しているのは、どういう地域おこし協力隊の募集の仕方かと、私、内閣官房のときに調べてまいりましたけれども、そのときには、こんなことやりにたくないのに町の都合で募集するというのが、最も1番人が集まらない、失敗する事例になっております。

今のように太々神楽とか、丸山薫記念館を知っている方とか、そういった気持ちのある方に来てほしいということであれば、これは、恐らく募集も集まりませんし、地域おこし協力隊というのは、平均年齢が30代でございます、30代。主に二、三十代ですけれども、そうすると、なかなか丸山薫先生の功績を理解するような方がわざわざ西川にいらっしゃってというのは、なかなか現実問題としては難しいのかなと思っております。

ですので、できれば、そういった来館者の方の顔が見えれば、年齢制限はそんなに厳しくない制度でございますので、集落支援員は。ですので、例えば、40代、50代の方が、私が功績を引き継ぐような活動をしていきたいという方がいらっしゃれば、集落支援員という制度がありまして、そうすると、区のほうでお話合いされて、この人がいいというリクエストを町のほうにいただいて、そちらのほうを町のほうで、もう既に財源も確保しておりますので、ご要望をいただければ、人を配置するというところでございます。ただ、先ほどからも申し上げたとおり、岩根沢区においては、そういった集落支援員の要望というのはございませんでした。

なお、地域おこし協力隊を配置せよということでございましたので、これからも、今、予算は20人の枠を、当初の予算で賛成いただいておりますので、まだ枠は若干ございますので、もし町議のほうでご要望、岩根沢区があれば、こちらで募集すると。多分なかなか、先ほど申し上げたように失敗する事例の一つというふうになっておりますけれども。ですので、ぜひ私ども話し合いますけれども、そういう制度がありますということで岩根沢区にお伝えいただければなと思っております。

地域おこし協力隊はなるべく増やしてほしいということでしたので、光康議員においては、追加の補正予算を出すときにはニーズベースでちゃんと対応しますから、ぜひ賛成してほし

いなと思っています。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 明快で丁寧なご説明ありがとうございました。

岩根沢、丸山薫記念館、そして岩根沢地区を支援していきたいという町の姿勢はよく分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊ですけれども、今、さっきありましたけれども……

○菅野議長 町長、反問権、終わりでいいですか。

じゃ、光康議員、どうぞ。

○6番（佐藤光康議員） 地域おこし協力隊、どんどん増やす、増やしますということでしたけれども、できるだけ、今何をなさっているんだろうと、よく分からない方もいらっしやいますので、私自身が、よく分からない方もいらっしやいますので、ぜひそこら辺、目標、目的あたりを明確にしてもらって、ご提案よろしくお願ひいたします。

じゃ、次、質問2番にいきます。

町のいきいきサークルや歴史文化学習会の年会費の負担が非常に大きくなっています。町でもっと支援すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 佐藤光康議員の質問にお答えいたします。

初めに、整理させていただきたい点は、町のいきいきサークルというふうに議員のほうで表現されましたけれども、サークル活動は、あくまでも町民の皆さんが自らのニーズに即して任意に結成しているものですので、基本的に町民自らの意思で主体的に取り組むサークルや学習会と言っていただくのがふさわしいと捉えております。

次に、個々人が負担する年会費についてですけれども、これは、おのおのの団体サークルが自らの活動内容に照らして設定しているもので、町としては関与しておりません。物価高騰の事情もありまして、全体的に年会費が高騰傾向にあることは認識しておりますが、いずれのサークルからも会費の支援要望、つまりニーズがない状況にありますので、予算6原則に照らして、個々人の会費に対する支援の考え方は現在はありません。

なお、生涯学習関連団体、サークル支援の観点からは、町としては、それぞれからの申請に基づいて、歴史文化学習会には年額5万円、いきいきサークルに関しては各サークル2万円、6サークル計12万円の補助を交付している状況にあります。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、自主的なサークルだということで、これだけすっだいということで集まって長く続いているサークルとは、すばらしいことだと思います。

今、どのくらいのサークルの数があって、全体で何人ぐらい参加しているんでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 お答えいたします。

いきいきサークルにつきましては、6教室、全体で47名となっています。生け花、舞踏、コーラス、フラダンス、実用書道、歌の教室でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 2万円の町からの支援をもらっていて、去年、大体年会費が3,500円から4,000円でした。それが、今年、大体5,000円になりました。7回から8回のサークルありまして、それをやりますと、講師代だけで、大体もう町の支援も含めて、会費も含めて、大体それで精いっぱいなんです。結局、使用料、あいべを大体使いますので、あいべの使用料が払えないという状況になっている現状です。それで、各サークルとも、5,000円のほかに2,000円の会費を集めているというのが実情なわけです。ですから、せめて会場費を無料にできないかということです。

今、例えば、寒河江のさくらんぼ大学とか、河北町の町民大学ひなカレッジ、それは大体500円です、1回。ですから、そこら辺、1回500円ぐらいになるような形ですするには、やっぱり最低使用料を、まず何とかあいべの使用料金、それを何とか無料にしてもらえないかということで、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 いきいきサークルでのあいべの使用料の関係でございますが、現制度では無料にはできないということでございます。

以上であります。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） できないということは、何か理由があるんでしょうか。

○菅野議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 あいべにつきましては、開発センターの使用料条例がございます。条例の中では減免の規定はございませんので、そういうことになります。

以上であります。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） では、使用料金の分の町の支援というのは可能なわけですね。それはいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 これにつきましても、サークルの方からのご要望、そういったものが現在ございませんので、そのような取扱いに現在なっております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今の会費と町の支援金2万円でやるしかないだろうということで、皆さん、そういうことで諦めている状況だと思えますけれども、どうしてもやはり年会費7,000円となりますと、5,000円のほかに自分たちで会費2,000円、7,000円となると、結構非常に負担が大きいんです。そこら辺でやっぱり人数も少なくなってきていますので、ぜひそこら辺の支援をお願いできないかということです。

それから、ホームページに、いきいきサークル、歴史文化学習会は、高齢者だけが入るわけではないんですね。

○菅野議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 いきいきサークルにつきましては、男性も、それから若い方も加入することができます。より多くの方からご加入いただいて、それによって会費の負担とか、そういったものにつながればなんていうのは個人的に思っているところですが、どなたでも加入できる教室となっております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 今、課長が答弁されたとおりだと思いますので、ホームページ見ますと、いきいきサークル、歴史文化学習会は、生涯学習の項目ではなくて、高齢者・介護の中に出ているんです。いきいきサークルは、まだ婦人教室になっていますので、ぜひ更新をお願いして、もっと多くの皆さんが入りやすいように、さっき課長が言いましたように、男性だって、若い方だっていいわけですから、ぜひそこら辺を周知をよろしく願いいたします。

では、次、質問3で、平和の問題です。

西川町は、平和の町宣言を行っています。平和の宣言の垂れ幕がなくなりましたが、これから掲げる予定ありませんかというご質問を、通告を出したんですけれども、素早く町が対応していただきまして、昨日、役場の玄関の中に入りましたら、スクリーンでしょうか、あ

のところ、平和の町宣言ということが書かれていまして、本当にありがとうございました。

非常にああいうふうに平和の町宣言ということでやってもらい、8月、どうしても私たちは戦争とか平和とかを思い起こす月になりますので、せめて8月ぐらいでもずっと流してもらえれば、戦没者慰霊式もありますので、ぜひそこら辺をしていただきたいという、求めたいと思います。

この平和の町宣言というのは、西川町が平和の町宣言をしているのですけれども、1984年9月29日ということで、もう40年ぐらい前の話になりますけれども、これはどういう内容か分かりますでしょうか。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

昭和59年第3回定例会において、議員提案により決議がなされた宣言ということで、本町の歴史上残ってございます。

内容的には、平和の町宣言ということで、世界の恒久平和は人類共通の念願であるということから始まりまして、我が国は世界唯一の被爆国として、全世界の人々に核兵器の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、核兵器の根絶を強く求め、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならないということで、西川町は永遠の世界平和の実現を請い願い、ここに平和の町の宣言をするということで、全会一致で決議されたということで記録されております。

以上でございます。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ありがとうございます。

私も平和の町宣言、さっきもネットで探しましたがけれども見つからなくて、先輩の議員に聞いたのでしたけれども、今おっしゃるとおりです。非常に核兵器の廃絶を求める宣言文になっています。

こういう同じような宣言は、ちょうどこの年、寒河江市にもできて、朝日町が1985年、河北町が1991年、大江町が1993年ということで、近隣の市町村、全てこういう宣言をなされました。ちょうどこの時代は、アメリカとソビエト連邦が核兵器の競争をしていまして、どんどん世界に核兵器が増えていくと、何とかしなくちゃならない。これでは人類が絶滅するんじゃないかということの危機がありまして、世界中で核兵器の反対の市民運動が起こりました。そういう中でできた平和宣言だと思います。

でも、この核兵器廃絶というのは、今の世界情勢、北朝鮮もありますし、ウクライナに対

するロシアの侵略、核兵器の脅し、本当に深刻な状況になっています。

西川町が平和宣言をした頃と違うのは、今は、2017年に核兵器禁止条約が国連で採択されたということです。ですから、今、核兵器を本当になくさなきゃならないという声が、やはり世界中で広まっている。特に日本も本当に深刻な問題を抱えているわけです。

今、西川町は平和宣言でしたけれども、この平和宣言の前に、非核ということで、非核平和宣言という町が、自治体が非常に増えてきています。県内では、山形市、米沢市、天童市、そして、近隣では大江町が、非核平和宣言という形でやっています。西川町との関連では、北海道の上川町も非核平和宣言をしています。やはりこういう深刻な核兵器の状況の中で、非核平和宣言というのが非常に大事になってきていると思います。

町長は、広島原爆資料館、長崎原爆資料館にも訪問したというようにお聞きしています。これは議会の問題でもありますけれども、非核平和宣言、平和の町宣言という方向でいくべきだと私は思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○菅野町長 反問権。

○菅野議長 内容。

○菅野町長 西川町に関係ある上川町とおっしゃいましたけれども、北海道上川、これ何の関係があるのでしょうか、教えてください。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 北海道上川町も非核平和宣言をしているということです。いや、西川町は上川町と関係していますから、提携しています。

〔「東川じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 上川町とは提携しておりませんので、認識、教えていただければと思います。

○6番（佐藤光康議員） すみません。ちょっと間違えました。東川町です。東川町がどうかをちょっと私も確認していませんので、ちょっと上川町と勘違いしました。すみませんでした。訂正します。東川町は分かりません。

○菅野議長 答弁で、反問権、それでいいですか。

○菅野町長 あと、すみません。西川町と一切関係ない上川町で非核宣言しているというのは、理由というか、ちょっと質問をもう一度お願いできますか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 上川町を出したのは私の間違いで、訂正させていただきます。

質問は、広島原爆資料館、長崎原爆資料館を見られて、今、各自治体で、平和宣言に、前

に非核とつけて、非核平和宣言がずっと今増えてきています。議会としても、やはりそういう方向で努力していきたいと私は思っているわけですが、町長はどういうふうにご考えておられますか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 反問権、もう一回いいですか。

○菅野議長 先ほどの件で、もう一回。

○菅野町長 ごめんなさい、私の認識不足ですが、非核平和の町宣言と平和の町宣言の違いは何でしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） これだけ核兵器が増えてきて、西川町の平和宣言も核兵器の廃絶を訴えています。ですから、そういう本当に今の時代で非核なんだということで改めて強調していこうというところで、非核という形で、そういう自治体が増えてきているという現状だと思います。

○菅野議長 町長、それでよろしいですか。

じゃ、反問権終了します。

佐藤光康議員。

質問。

○6番（佐藤光康議員） さっき質問しましたけれども、そういう、町長は広島資料館、長崎の原爆資料館もご覧になって、非核平和宣言というそういう流れ、そして、そういう核兵器廃絶に関して、どういうふうに思われますかということです。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 平和の町宣言に包含されていると思いますし、わざわざまた別にしなくても、垂れ幕をつくるなんてことはもうしないので、デジタルサイネージですぐ直せるということは直せるんですけれども。

例えば、議会のほうで非核平和の町宣言の請願などを行っていただければ、私どもも進めやすいなと思っておりますので、ぜひ、議会のほうで請願を了承いただければなと思っております。まず、議会からなのかなと思っております。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 非常に前向きな答弁ありがとうございました。

一つだけ、今、平和の宣言、総務課長がお読みになりましたけれども、ホームページに出

てこないんです。ぜひホームページに出していただきたいと。

例えば、寒河江市では都市宣言ということで、今までの寒河江市として宣言したのが全てホームページで出てくる状況になっています。例えば、ゼロカーボンシティ宣言、せせらぎ宣言、平和都市宣言です。ですから、西川町も、そういう町の宣言、さっとホームページで見られるようにお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○菅野議長 荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 お答えいたします。

ご指摘いただきまして、ありがとうございます。認識が改まりましたので、そういったことは、どういった宣言が過去にあるのかを調べまして、対処したいというように思います。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ありがとうございます。

最後に、もう一つ、マイカーを利用した助け合いの公共交通について質問します。

町が今、自家用車を活用した乗り合いサービスをやろうとしていますけれども、どのような中身になるのでしょうか。

○菅野町長 反問権。

○菅野議長 内容ですか。

菅野町長。

○菅野町長 8月に、町民を対象にした乗り合いタクシー、乗り合いサービスのご説明会をしましたけれども、町議も何人かご出席していたと聞いておりますけれども、光康町議は参加されましたでしょうか。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 私も参加したかったんですけれども、木質バイオマスの貸与会が入間地区でありまして、出席できませんでした。それで、その資料を後で参加者からいただきました。

○菅野議長 菅野町長。

○菅野町長 昼もやっていたので、入間地区の説明会は夜ですよ。ノッカルサービスのほうは午後で開催しております。午後1回と、夜に1回です。ですので、参加していただければと思っていますので、じゃ、参加されていないという前提でお答えしたいと思います。

○菅野議長 終了します。

菅野町長。

○菅野町長 乗り合いサービスはどのようなものでいいんでしたっけ。

最初からご説明させていただきます。

これは、行きたい場所があるのに移動の手段のない高齢者と、そういう高齢者を自家用車に乗せて連れて行ってくれる方を結ぶ、助け合いの交通システムです。

町営バスは、今、30台弱ございます。ただ、なお、昨年の夏のアンケートでは、地域交通が不満だけれども、やや重要という項目にのっておりましたので、そのニーズに基づいて、何か町で対策しなければいけないと考えたものでございます。町営バスは、これ以上増やすと町の財政のほうに影響するものですから、だと、どうやったら皆様のニーズに応えられるのかどうかということを考えてまいりました。

また、佐藤光康議員もご参加の中の第7次総合計画をつくるときのワークショップ、そこでも、2次交通というか、町営バスの話がありました。それも踏まえて、総合計画には以下のように書いていますと。総合計画の第4章において、町民が行きたいところに行きたいときに行くことができるという状態にしてほしいというご意見がワークショップでの総論でしたので、そういう状態を8年以内にしていきたいと書いております。

その主要事業として、町民誰もが利用できて、かつ、乗せてあげることができる、ノッカルというサービスの導入を明記しました。この事業の導入に当たっては、私も視察してまいりましたし、内閣官房時代でも、地域交通の一番の解決事例だということで、国のほうでも評価いただいているサービスでございます。

先行実施している富山県朝日町のノッカルサービスを参考にしつつ、より西川町の現状に即した、冬の雪とか、国道を主要幹線として中山間部に集落があるという特徴をしっかりと見極めて制度設計をするために、先日、町民の対話会を2度重ねてまいりました。いただいたご意見を踏まえて、そのノッカルの制度設計、これは、町民税務課、交通の面と、また、利用者が多いであろう高齢者福祉を政策にしている健康福祉課、また、乗せる側につながるのある地域を所管している企画財政課、また、町民とのつながりの深いつながり課の横断的な連携チームをつくりまして、検討を重ねています。

また、なお、この事業実施に当たっては、内閣官房のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しております。

西川町には、町営バスや予約型タクシー、のってあべがあります。これらの交通手段と組み合わせることにより、高齢者のニーズに応えていきたいと考えています。

具体的な実施内容などは、その詳細を組み立てて、地域観光との兼ね合い、こちら町営バ

スを観光のほうに意識して使うとか、そういった総合的な公共交通計画も踏まえながら、これから実装していきたいと考えています。

○菅野議長 光康議員に申し上げます。

反問権の時間が12分ありましたんで、終わりの時間が42分になります。

どうぞ。

6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） よく説明分かりましたけれども、今、車がない方、運転していない、しない方、免許返上した方が今使っているのが、大体のってあべ、デマンドタクシーになっているのかと思います。うちの地区でも、今、2名の方がデマンドタクシー、のってあべを使っています、自宅まで迎えに来てくれまして本当に助かっているという話をこの前もしていました。

そこで、車の免許を返上した方は、今、2万円分のバス路線の乗車券と、それから、タクシー利用券、どちらかをもらえるわけですがけれども、ここにデマンドタクシーの利用券は入っていないのでしょうか。

○菅野議長 佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 佐藤光康議員のご質問にお答えをいたします。

現状としましては、議員のおっしゃるとおり、バスの回数券、もしくは、タクシー券という取扱いになっております。

ただ、町長から説明ありましたように、町の公共交通関係につきましては、今、大きくつくり変えている途中でございますので、それらを踏まえた上で、免許返納に関しては、そちらも見直しをかけていきたいと思っております。

以上です。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 免許返上した方は、自分の足がもがれたみたいだとか、本当に深刻な状況になるわけです。ですから、免許返上されて手続に来た場合に、今こういうデマンドタクシーもあるよということを丁寧に説明してもらって、そこで2万円分なんかもらえれば、またちょっと非常に安心できるんじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

さっき町長説明されたノッカル、富山県朝日町のノッカルのサービスですがけれども、今、朝日町では、ホームページを見ますと、お稽古事とか、学習塾とかに行く場合の使用とかと

いうことは結構、こどもノッカルサービスということで、意外と出ているんです。

今から、スポ少、部活動の地域移行の問題、課題が出ています。部活動が地域に移行すれば、どうやってその場所に連れて行くのかということが、本当に保護者の皆さんの大きな負担になるわけですね。私も娘が中学生だったときは、練習試合では必ず谷地とか寒河江とかに娘を連れて乗せて行きましたけれども、車がない方もいるわけです、仕事でとかですね。そういうときに、もしこういうノッカルサービスで私が登録して、私が乗せて行きますよとかなれば、本当に助かると思うんですね。

ですから、そこら辺の部活動の地域移行の交通手段とか、お稽古事とか、学習塾とか、そこら辺でのノッカルサービスあたりの可能性というのはないんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 恐らく佐藤議員がおっしゃっているのは、富山県朝日町のこどもノッカルの話でしょうか。

こどもノッカルは、今、生活路線、例えば、町立病院にとか、寒河江病院にとか、お買物にというのは、どちらかという高齢者に向けた政策でございます。こどもノッカルの方は、議員おっしゃったとおり、お子様が部活動に乗り合いで行ったり、また、光康議員は反対している塾とか。

西川町の子どもは井の中の蛙だから、塾なんてつくる必要ないんだよというふうに、前回の臨時議会で、ちょっと私はびっくりする発言がありました。西川町が塾をつくらうとしたら、地域おこし協力隊などが運営する塾をつくらうとしたら、こんなのつくらなくていいですと、どこまでいっても西川町の子どもは井の中の蛙なんだからというふうにおっしゃったものですから、私こそ、その当時、井の中の蛙なわけです。それでも、私は外に出て、塾も行けませんでしたけれども、外に出て、こうやって帰ってきたわけです。ですので、ぜひそういう発言はもうやめていただきたいと思います。議員のためにもなるんですけれども。私の答弁です。

ですので、今おっしゃった佐藤光康議員は反対されるかもしれませんが、塾の送り迎えなども、これはできるようなサービスになっています。

しかしながら、これを検討していくに当たっては、財源の問題があります。ですので、恐らく1,000万単位でのお金が、実装にはかかると思います。ちょっとちゃんと聞いているので、私も、聞いていますんで。聞いていますよね、朝日町に。それぐらいの、その金額と、利用率というのも、これからはかかっていかなくちゃいけないわけです。

今のところ、地域移行、まだしておりませんが、顧客からはそういったニーズは、お父さん方からもって出てきていないんです。ということで、この今おっしゃったやつは、とてもいい制度だと思っているんです。なので、ぜひ、まずニーズベースというのは、今、残念ながらないんです。ニーズベース、ぜひあったら、町に寄せていただければなと思います。

地域の課題解決になるかというのは、これはなると思います。

残念ながら、経済効果というのはそんなにありません。経済効果はございません。むしろ月山観光タクシーさんの仕事を減らす可能性が、この制度はございます。ここは気をつけなくちゃいけないです。

関係人口、これも実はそんなに増えません。

5番の持続可能性、これは、子どもたちやお父さん、お母さんの負担が減ることになれば、これは丸なわけです。

今のところ、財源確保というのはできていないわけです。

そうすると、地域課題が丸で、持続可能性には丸で、2つが丸ついているわけです。ですので、ぜひニーズベースというのをいただくと、私らも財源確保、どうやったらこれができるか、財源がほかの国の制度がないかと、これ、今見渡す限りありませんから、今のところ。ですので、私らは可能性のあるデジタル田園交付金のほうにしないではいけませんけれども、いけなくてはいけません。

ただ、その財源を探すのも、私ら探して、申請書を書くわけです。そうすると、また役場職員、大変になるわけです。そこは、3月の議会でも佐藤光康議員から、役場職員をニーズもないのに、ニーズもないのにじゃないですね、大変になっているんじゃないかというご懸念ありましたので、ぜひニーズベース、今のところ、だからご懸念がありましたので、私は、これは難しいかなと思っているんです、今。ただ、そういったニーズがあるということでありましたら、佐藤光康議員の嫌いな塾の送迎も含めて、ぜひ、私らとしては、ニーズがあれば誠心誠意対応していきたいと思っています。

○菅野議長 6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 塾が嫌いだと、そう言われましたので、私、ずっと10年近く、水沢小学校で学習塾をやっています。私が言いたいのは、ちょっと非常に町長は私の意見を誤解しているようでして、要するに、頭のいい子だけを集めて、小人数を集めて、頭のいい子のための塾をやるというのは井の中の蛙になってしまうんじゃないかという懸念があるという

ことを言っているわけです。ですから、誤解なさないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○菅野町長 反問権。

○菅野議長 反問権は、内容確認ですか。

○菅野町長 ご質問の、ごめんなさい、誤解の内容をもう一度教えてください。

○菅野議長 誤解の内容について、6番、佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 井の中の蛙と私が言つて、町民を愚弄したということと言われまふけれども、私が井の中の蛙を使つたというのは、頭のいい子だけを集めて塾をやるということは、結局、小人数で頭のいい子だけを集めてそういうレベルの高い塾をやるということは、井の中の蛙になってしまうのではないかとことを言つたわけで、私が求めている、全ての子どもたちをサポートする塾をやってほしいということは、そういうことを私は言っているわけです。

○菅野議長 じゃ、いいですか。

菅野町長。

○菅野町長 今おっしゃつていたのは、総合計画の、私は、光康議員がおっしゃつたのは、主要事業1事業に対して町民からのニーズが寄せられている、中学生が高いレベルでの目指す塾が町内にないため、地域おこし協力隊を招聘するなど、中学生の対象とした塾をするという、主要事業の1事業のことで書いてあるだけなんですね、1事業だけで。

ただし、その事業の上に、これ役場職員も頑張つて書いたと思ひますけれども、事業上の政策、施策としては、状態としても、まず状態読み上げますね。町が目指すべき状態は、教職員や町民が、子どもたち一人の夢や目標の実現のため、学力向上と健やかな心身の育ちを支えるというふうに書いてあります。その政策としては、子どもたち一人一人に応じた学びを保障する学習支援や特別支援教室を充実しますと、大上段に書いてあるわけです。大上段にこれを書いていて、一人一人の中でも、事業としてはね、一人一人が、まず一人一人の夢を実現します、学びを保障しますということを、施策、議員お分かりだと思ひますけれども、事業より上の段階にあるのが政策ですから。政策で、1番最初にそれを言っているわけです、1番最初に。だから、それはもうベースにあるということなんです。ベースに、ベースにあるんです、一人一人。

その一人一人の中で、いろんな学校教育センターの充実研究とか、少子化で教員数が減少してもきめ細やかな教育を維持するとか、主要事業にも書いてあります。タブレットで家で

も学習できるようにリモートで学習するとか、放課後子ども教室には一流の西川ファンを連れてきて、子どもたちの気づき、親子体験を充実させると、いろいろこう書いてあるうちの1つ。じゃ、学力高い人に対しては何をするんですかというのが、私ら政策で一人一人と言っていますから、その一人一人の、より高いレベルを目指す段階の方に対しては塾をつくると言っているわけです。つくればいいなど。そんなのつくる必要ない、井の中の蛙なんだからと言ったわけです。

ですから、私が言いたいのは、西川町の憲法と言うべき総合戦略、8月につくったわけです。その教育文化の最初の政策で、子どもたち一人一人に応じた学びを保障すると、もう広く書いているわけです。その中で、主要事業として8つほどありますけれども、その7つは、7つほどありますけれども、主要事業7つ、そのうちの6個は、一人一人の学びを保障しますよと、それぞれのステージに合わせて。そこまで変えて、1個だけ高いレベルを保障したいというニーズが実際にあるわけです、実際に。だから、平等にはやるんです。平等にはするんですけれども、それ以上にそういうニーズもある。

もうぜひ塾に行っている保護者の方に話聞いてみてください。大変です、山形に行っている方もいらっしゃいますよ。寒河江だけじゃなくて。ですので、そういった方に話を聞いて、中学生が高いレベルを求めて、そういった高いレベルを求める人も、町で塾を、地域おこし協力隊などを招聘して開催するというのは、別に悪い話じゃないじゃないですか。

それを、井の中の蛙にはこんなことしなくていいんだというふうに言われると、本当にそれでいいのかなどと思ってしまうので、めちゃくちゃもうほかの親御さんは怒っていますから。そういう発言はぜひ控えて、できれば、子どもたちかわいそうじゃないですか、一生懸命勉強しているのに。そういった高いレベルを求める、山形東高合格者だっているわけです。西川町から頑張って、勉強して。そういう方に対しても、ぜひ一人一人の学習を学びに、一人一人に応じた学びを保障すると町が言っているんで、そういった政策もぜひ行わせていただければありがたいなと思っています。

ですので、ぜひ発言にはご注意ください、高校生の塾に通う持つ親、今日、議場にもいますから、もう見に来ています、議場の人が、高校生の持つ親が。その方たちのお話をぜひ聞いていただきたいと思っています。

私は、本当にこの発言は残念でなりませんので、これだけは。議長もこれから議運で、先ほどの、先日のご発言に対して、議員としてもどうなのかという議員運営委員会が開かれると、私聞いておりますので、ぜひ議員の皆様も、議事録配付させていただきますので、その

ご発言の趣旨を踏まえて、共に西川町の子どもたちのために、せっかく今、新しいというか、AIとかデジタルの活用をした先進者が西川町に入ってきて、この前もメタバース空間を勉強して、一緒に勉強してきたわけなんで、ぜひ、そこは……

○菅野議長 時間になりました。

時間終わりです。

○菅野町長 私の答弁で終わりですか。

そういうことです。時間ないそうです。はい、終わりました。

○菅野議長 一言、はい。

○6番（佐藤光康議員） 一人一人、別の話言ってますけれども、一人一人の子どもたちを支えるというところでは、私も大賛成なんです。私が言っているのは、頭のいい子だけを集めて、何かエリート、西川町内で、狭いところで教えるというのは、井の中の蛙になるんじゃないかという懸念をしているわけなんです。それを理解してもらいたい。それを、なんで町長が、私そういうふう言っているんですけども、そういう思いで言ってるんですけども、それをなぜ町長は理解してもらえないんですか。それをただ愚弄、愚弄と言われても、非常に憤慨ですね。

○菅野議長 時間でございますので、以上、6番、佐藤光康議員の一般質問は終了します。

ここで休憩します。

再開は11時0分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 荒木俊夫 議員

○菅野議長 続いて、4番、荒木俊夫議員。

[4番 荒木俊夫議員 質問席へ移動]

○4番（荒木俊夫議員） おはようございます。4番、荒木俊夫です。

今回は3点について質問をいたします。

第1点目の質問であります。

昨日、9月1日は防災の日でありました。今年の7月、8月は、活発な梅雨前線や台風による記録的な大雨となり、沖縄や九州、山陰、東北では、秋田、岩手、福島など各地において低い土地への浸水や川の氾濫、土砂災害、強風被害などが発生しております。

今回、当町においては大きな被害はありませんでしたが、いつ災害が発生するか分かりません。この町で安心して生き生きと心豊かに住み続けるためには、防災対策が重要であります。災害に強い安全・安心なまちづくりのために防災対策について質問をいたします。

質問1です。災害時に命を守る行動の中で自主防災組織の役割は重要です。全地区で結成されております自主防災組織の活動支援について、防災訓練への取組支援、防災組織や避難所の装備品等の充実について伺います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 自主防災組織の活動支援として、自主防災訓練への支援と防災組織や備品等の支援というご質問かと思いますので、お答えいたします。

初めに、防災訓練への取組支援です。町の地域計画であります第7次西川町総合計画、8月に制定したのですが、これでは防災において町民の防災意識が高まっていること、災害時には適切に避難し、お互いに助け合う行動が取れていることを目標としております。

令和12年度の地域住民による自主防災組織の防災訓練、こちらは町全体で年間12回、各地区での防災組織が年1回は行うことにしております。本町の自主防災組織は、地域全体の安心・安全を確保するため、町内全ての12地区が主体になって組織され、地域に住む皆さんが自主的にお互いを助け合って防災活動に取り組んでこられました。

ただし、近年はコロナ禍で活動が停滞し、令和4年度においては防災訓練を実施した自主防災組織は2地区にとどまります。また、昨年度役場を会場に4年ぶりに総合防災訓練を開催しました。今年度も10月15日、旧岩根沢小学校付近を会場に開催する準備を進めております。各地区の自主防災組織の代表者の方へ参加をお願いするとともに、訓練では避難支援が必要な方を想定とした企画内容も実施していく予定でございます。

災害発生時に住民による自主防災活動が効果的に行われるためには、平時から自ら活動することが大事です。本町では、これまで自主防災組織が行う活動に支援を行ってきました。

自主防災組織が行う防災に関する講習会へのアドバイザー派遣や防災訓練などに係る経費の補助、また県が実施する自主防災組織のリーダー育成研修会への参加などの金銭的な支援を行ってきました。

次に、防災組織や避難所の装備品について申し上げます。

本町では、自主防災組織に対しまして、平成24年度に発電機及び投光器を配備し、使用管理していただいております。このほか、これまでヘルメットや土のう袋、拡声器、アルファ米などを支援しまして、必要に応じてアルファ米は補充しております。

さらに、町では指定避難所、町指定の避難所の装備品として毛布120人分、段ボール、段ボールパーティション各30セット、感染症防止対応のアルコール消毒や非接触型の体温計などを配備しております。今後も自主防災組織の要望に基づいて、自主防災組織の活動や装備品の充実支援を行うとともに、町指定の避難所の装備品も整備してまいります。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 町として積極的に取り組んでいただいているということでもあります。

今、町長からもありましたように第7次総合計画の中では、令和12年度には12団体が全て行うという目標を立てていただいております。ただ、やはりコロナ禍でありましたので、昨年は2団体ということで、訓練をなさった団体が2団体だけだったわけですが、やはり4年間ほどコロナが続いて、なかなか継続性が失われている部分があるのではないかとこのように感じるところがあります。

これは例えばですけれども、1つの例でございまして、吉川地区では区の組織の中に、これが名称変わったんですけれども、安全安心委員会というものを設置して、これまでも7年ほどやってきて、継続性を持たせるということで、コロナ禍においてもコロナ禍の中でできる訓練をやってきたところがございまして、こういった面をぜひご紹介もしていただいていると思いますし、各地区においては訓練をやりたいと、したいと思うんですけれどもどこからやっていいかなと、何でも全て1回にやろうとすると非常に大変になるわけです。ですから、一歩ずつ積み重ねていって経験を積んでいくしかないのかなと私は思っているんですけれども、こういった面について具体的に訓練計画の支援というのは、担当課としてはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま荒木議員からもありましたように、いわゆる常設という言葉になろうかと思えますけれども、吉川区の安全安心委員会というようなことで、区の組織の中に組み入れていただいて、取り組んでおられるというのは非常にありがたいことでもありますし、我々も敬意を表しているところでございます。

そのほかの地区等でも、そうですね、去年は、先ほどから話になっているように2地区と、こういうことでありましたけれども、先ほど町長の答弁でもありましたように10月15日、町の総合防災訓練の中で、各自主防災組織の代表者の方に参加、一緒に活動してもらおうというような意味合いを込めて、今回、初めてになりますけれどもご案内を申し上げながらぜひ見ていただきたいというふうに考えておりますので、これをまず契機にいたしまして、各地区のほうで議員ご指摘のとおり訓練といっても様々あると思いますので、地区に応じて取り組みやすい訓練、そういったものの紹介などもしながら相談があればいつでも係としてまずは対応していきたいというふうに考えておりますし、そういった受入れ体制を取っておるところでございますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

吉川においても地域支援の職員の方々の協力を得て、いろいろアドバイスを受けながら訓練の実施や防災研修、防災設備、装備の点検、あと災害危険区域や避難経路の点検、防災マップ、こういった点検をやっております。やはりご助言をいただかないとなかなかどこから取り組んでいいかわからない点も、行政に携わっていない方はなかなか分かりにくいところもあるので、ぜひこういった支援をよろしく今後もお願いしたいと思いますし、今、町長からもありましたけれども、今年度の町の防災訓練、これは各地区を回るわけですが、12年に一遍しか来ないわけで、今回は各地区のリーダーの方にも見ていただくということは非常にいいことだというふうに思っています。でないとなかなか自分の地域に来るのは12年に一遍しかないもんですから、忘れてしまうところもあります。ですから、毎年そういったものに参加していただくように今年からなさるということは、非常に防災組織にとってありがたいというふうに思っております。

あと先ほどありましたように、発電機、投光器、平成24年に装備を配備をしていただきました。防災組織委員についてもゼッケンであるとか、ヘルメットであるとか、ラジオ、拡声器等々装備品を支援していただいております。これ耐用年数がだんだん来てしまいます。特

に土のう袋なんかはかなりすぐ傷んでしまうわけですがけれども、あと発電機は15年程度ありますし、ヘルメットですと3年か5年とかあるんですけれども、こういった装備品かなり支援をしていただいているんですけれども、年次計画で更新していかなくやならないのかなというふうに思っております。それで、新たな装備品の更新、こういった状況の確認と計画とかあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

自主防災組織、あるいは指定避難所もそうでしょうけれども、装備品の購入の整備計画と、こういうことになろうかと思えますけれども、先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、各自主防災組織などからの要望を受けまして、今後、整備を図っていきたいというふうに考えております。

現在のところ、ただいま議員からもご発言ございましたけれども、町のほうで整備支援行った装備品、これらの装備品以外の新たな要望というものは、私どものほうにはまだ届いていないということでもあります。ただ、私も最近なんですけれども、ヘルメットの耐用年数もあるというようなことも聞いておりますし、あるいはそういったことも含めながら自主防災組織などの訓練の、いわゆる一緒にやっていくような、支援していくような中でも要望等出てくれば対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。現在のところは、具体的にこれだという要望はまだ届いてございません。これからかなというふうには考えておりますけれども、コロナ禍が終息しつつありますので、そういったことでご理解いただければと思います。

以上であります。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 災害において、自助、共助の部分の自主防災組織の活動が充実される。これまでどおり担当の職員の方々からは丁寧に支援をしていただいておりますし、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、質問の2番に入らせていただきます。

菅野町長の政策によると、町の関係人口が増加しているというふうに感じております。前、申し上げましたけれども、もし災害が発生した場合、西川町に多くの方々災害ボランティアに来られるのではないかとというふうに予想されるわけです。なかなかボランティアの受入れというのは一言で言っても非常にどんな方、遠くからも来られますし、いろいろ大変だと

いうふうに思います。こういったボランティアの受入れ体制や行動計画、こういった計画をいつ頃まで策定する予定なのか、お伺いをしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

災害ボランティアの受入れに関しては、第7次総合計画には記載しておりませんが、西川町地域防災計画にはボランティアの規定が、活動計画がございます。こちらに基づきまして、災害発生後における災害ボランティアの受入れは、実施主体は町ではなくて社会福祉協議会でございます。こちらを主な実施機関として、町の健康福祉課が関わるということでございます。ですので、一義的には社会福祉協議会が行うものでございますので、私らのほうはそれをサポートするという役割でございますが、お答えをいたします。

災害時におけるボランティアの受入れに関する質問は、昨年9月の第3回定例会や今年3月の第1回定例会でも一般質問を荒木議員からいただきました。3月定例会では、9月1日の防災の日までに対応するように総務課長と健康福祉課長と約束して、社会福祉協議会にもしっかりお声がけして訓練を進めると、体制の整備を進めると答えたところです。

結論から申し上げますと、訓練の受入れ体制の整備までにはまだ至っておりません。ただ、今年度から社会福祉協議会職員が災害ボランティア運営の研修会などへ積極的に参加し、受け入れる体制づくりの学びを進めてきたと報告を受けています。また、本町の一部で局地的な災害が発生し、その後、後片づけ復旧のために災害が発生していない地域の町民の方々からボランティアとしてご協力いただくことも想定をしております。こちらは災害ボランティアの事前登録の実施が、町の関係課や社会福祉協議会で行うよう検討しています。町内でのボランティア受入れ体制は、今進めております。その1回目として、先ほど申し上げた10月15日の岩根沢区での総合防災訓練において、皆様に登録を呼びかけるところでございます。

町としては、町が主体的に、町だけで進められるというものではありませんし、一義的には社会福祉協議会の役割でございますので、引き続きマニュアルなどを整えるように社会福祉協議会に促したり、事務局長などともお話ししていきたいと思っています。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

これまでやってこなかったことをやっぱり積み上げていくには時間がかかるんだろうというふうに思いますし、いざ災害になった場合、どういった災害が起こるか、町全体というか、西郡全体、県全体になるのか、それとも一部地域だけの災害になるのか、これもいろんなケ

ースが予想されます。こういったものを含めながら計画を立てていくというのは非常に時間がかかるのかなというふうに思いますし、行政としては災害に直接対応しなきゃならない部分が災害発生の場合には出てまいります。そういった場合は、行政だけでももちろん対応できないと、やっぱりそういった場合には町民一丸となって対応するしかないわけでありまして、そういった分野において災害ボランティアの受入れについては、社会福祉協議会が一次的には窓口となって実行していくと、それを町として支援をしていただくという形になるんだというふうに思っております。ぜひこれからも検討を重ねていただいて、よりよい計画をつくっていただきたいと思いますし、計画をつくるに当たっては、運用のほかに訓練計画、こういったものもいろいろできれば策定していただいて、一歩ずつ充実した活動ができるように前に進めていただきたいというふうに思います。これについてはよろしくお願ひしたいということをお願いをしておきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

中学校の部活動と地域移行についてです。

西川中学校は小規模校ではありますがけれども、カヌーやバレーボール、野球、卓球、剣道、吹奏楽の各部活動が活躍していただいております、町民に勇気と希望を与えてくださっております。中学校の部活動は、生徒の健全育成、体力向上、生きる力の向上、教師と生徒、生徒同士の人間関係を育む上で重要だと思っております。しかし、少子化や教職員の長時間労働、部活動種目の制限等の課題があります。西川中学校の生徒が安全に充実した部活動が行えるよう質問をいたします。

質問1です。現在の部活動の状況と課題について、現在の状況と今後の部活の種目や指導体制、教職員の方も大分少なくなってきましたし、また、活動における練習場所や用具等の整備についてお伺いをいたします。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 荒木議員の質問に関し、初めに、西川中学校の状況についてお答え申し上げます。3年生が中体連主催大会を終えた現在、1・2年生の部員数は、野球5名、男子バレー10名、女子バレー9名、卓球は男子6名、女子ゼロ名、剣道は男子3名、女子7名、カヌー9名、吹奏楽6名、外部活動部3名の計58名となっております。

野球は単独出場部員数を満たしていないため、今月の地区新人戦は大江中との合同チームでの出場を予定です。生徒数の減少に伴い、令和元年度には男子バスケ、今年度は女子ソフトが廃部となり、年々選択肢が少なくなっている現状にあります。

指導者については、カヌーは安全確保の観点から専属顧問2名体制ですが、他は主顧問とほかの部を兼務する副顧問による2名体制で、町職員2名を含む町任用の部活動指導員、町民等による外部コーチとの連携の下で指導体制を組んでおります。

練習場所は、長沼、月山湖を拠点とするカヌー、町民体育館を拠点とする男子バレー以外は、全て中学校で活動をしております。学校外での部活動の際の移動手段は自転車が基本となっておりますが、月山湖での活動の場合は、無料路線バスを利用しております。

用具に関してですけれども、部活動に必要な備品、消耗品については、学校のニーズを把握しながら年度ごとに町が予算化し、整備しております。なお、カヌーの艇など高額な備品については複数年を見通し、計画的に更新、整備を行っております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 子どもたちが減ってきてまして、子どもたちのやりたいことをやらせてあげたいというご父兄の方や教職員の方、教育委員会も思っているんですけれども、なかなか数に限りがあると申しますか、子どもさんが少ないなのでチームがつかれない場合、チームプレーの競技については非常にご苦労なさっているなというふうに思います。

今、教育長からありましたように、前はバスケットボール部が廃部になりまして、今年、ソフトボール部が廃部になったわけですが、部活動を整理していく条件、例えば、今回野球部が5名で、新人戦なので春になると1年生が入ってくるかどうかあるでしょうけれども、新人戦については大江中と合同チームだということでもありますけれども、この部活動の整理をしていくというか、極端に言うと廃部をしていくというか、そういったふうにする条件についてお伺いをしたいと思います。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 特にチームスポーツにおいて厳しい状況があるわけですが、野球の場合は合同チームというふうな、野球の場合は9人のチーム編成でしかプレーできませんので、その合同チームが認められております。したがって、今後部員数が減ったとしても他の地区と合同で出ていくという形はあるわけですが、じゃ、その廃部についてはどういうふうなものに基づいているかという、中学校が定めておりますガイドラインに従いまして、2大会続けてチーム編成ができないというような場合、出られないというような場合には残念ながら廃部というふうな、そのガイドラインに従って対応しております。このガイドラインについては、数年前に保護者等にも図りながら学校が決定しているものでございます。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 保護者の方も理解しながら子どもたちもそういった面は理解をして部活に参加しているんだと思います。野球の場合は合同チームが認められるということで、これについては新人戦参加できてよかったなというふうに思っています。子どもたち、この暑い中でも一生懸命頑張っているやっぱり発表の場が、成果を出す場がないとなかなか次に進めないのかなというふうな思いもございますので、やっていただきたいと思ひますし、チームスポーツ全てこういうふうに合同チームつくれるのかどうか、例えば、バレーとか、今のところバレーは人いらっしやいますけれども、チームプレー、例えば、剣道とか卓球は個人種目もあるわけですね、チームプレーもありますけれども、吹奏楽部というのは何名でするのかちょっと私も分からないところがあるんですけれども、こういったところでいくと、ほかのバレーボールも野球と同様に合同チームをつくれるのかどうか分からないので教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 現在、中体連のほうでは、野球については先ほど申し上げたような規定を設けているということでございます。ただ、剣道とか卓球というのは個人種目もございまして、ペアで出場するというふうなことも可能ですので、そちらについての合同チームというのは認められていないということです。バレーについては、ちょっと認識を持っておりませんので、改めて調べてお伝えしたいと思ひます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

野球も今度合同チームということなので、合同チームだけれど練習は一緒にしなければならない場面も出てくると思ひます。各ポジションもございまして、連携もございまして、そういった面においては、大江町と行う場合にはお互いに子どもたちを送迎しながらやるのか、それとも練習会場が決まっているのかどうかお分かりでしたら教えていただけますか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 中学校の校長のほうに確認した状況によりますと、合同チームの場合には基本的には各校で練習を行って、週に1回ぐらい一緒にまとまって練習するという形を取っているというふうなことだということでございます。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

先ほど用具等についてお聞きしたときには、町で準備していただいているということでございます。前、中学校にお邪魔したとき、中学校にある卓球台がちょっと老朽化しているようでありましたけれども、部活動には支障がないのかどうかお聞きします。

○菅野町長 反問権。

○菅野議長 内容は。

○菅野町長 前っていつですか。

○菅野議長 じゃ、時間止めてください。

町長どうぞ。

○菅野町長 ややこの議場じゃなくても話せるような、普段から話せるような内容になって、委細、細部になってきたのでたまらなくなり反問権を使わせていただきますけれども。前っていうのはいつですか。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 入学式のときでございます。

○菅野議長 よろしいですか。

じゃ、時間動かしてください。

前田教育長。

○前田教育長 今年度の入学式ということでよろしいですね。かしこまりました。

実は、中学校で昨年度途中まで利用しておりました卓球台ですけれども、いわゆる表面、サーフェスがちょっと凹凸が出てきて非常に使いにくいというようなことがございまして、学校、それから保護者会のほうからの要望を受けて、町民体育館のほうに備えております卓球台、サーフェスの整った卓球台のほうを中学校のほうに運んで使っていただいております。それで、今年度についても生涯学習、生涯スポーツのほうではその状態でもまだ問題ないというようなことなので、引き続き申請を出していただいで使っていただいている状況にあります。

以上です。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。

質問の2番に入らせていただきます。

今回、米沢で部活動の帰りに熱中症で亡くなるという痛ましい事故が発生しております。

また、部活動ではありませんが、山形市では体育祭の練習中に13名が熱中症で救急搬送され

るといふ事故が発生しています。今回、西川中では体育祭を1週間延期するというところでご連絡をいただいております。

部活動の安全対策、特に熱中症と部活動の移動対策、米沢のお子さんはかなりの距離を自転車で通っておったようですけれども、うちのほうはスクールバスがあるので、ただ部活動のときにはどうしているのかちょっと分かりませんが、たしかスクールバス等々、あと父兄の送迎があるというふうに思っておりますけれども、熱中症と部活動の移動対策について質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 熱中症に関します部活動の安全対策についてお答えします。

近年における夏季の連日の猛暑に対し安全を確保するため、中学校では朝、昼、そして、部活動開始前に必ずWBGT測定器で暑さ指数を測定して、教職員が情報共有をするとともに、生徒も掲示板で状況を確認して適切な対応ができるようにして未然防止に努めております。夏休み中の部活動でも各練習場所において同様の対応を行っております。活動場所の暑さ指数が31を超える場合や、熱中症警戒アラート発令下では、屋外での活動を行わないというのが大原則なのですが、指数が高くない場合でも種々の複合要因で事故が発生している事実があります。

小中学校にはこれらの事実を踏まえ、国の指針、県の指導はもとより、西川町教育委員会が独自に発出した7項目にわたる事故防止対策のポイントを明記した依頼文書の内容を遵守して、児童・生徒の健康と命を守ることを大前提に教育活動に当たるよう要請しております。なお、この夏については、部活動の中止、それから、学校行事の開催延期、そして、スクールバス送迎の臨時対応措置を既に実施している状況です。

部活動に伴う移動に関する安全対策についてですけれども、西川中学校では、概ね3キロメートルを基準として自転車通学とバス通学を区分けしてきましたが、スクールバス町民対和会での要望などを反映し、今年度から、安全確保の観点から、気象状況等に応じ自転車通学の生徒もバス利用を可能としておりますので、状況によっては部活動に伴う移動でも利用可能になっております。ただ、利用実績はそう多くないというふうに確認しております。

部活動に伴う自転車利用については、これまでも学校が指導を行っておりますけれども、7月の米沢市の痛ましい事故を受けて、自転車乗車前の健康観察、それから、可能な範囲で複数名で移動するという事などについても重ねて指導している状況です。

なお、カヌー一部の長沼練習時の自転車移動に係る安全対策については、過去にも荒木議員

のほうからも一般質問をいただき、今回も含め学校や保護者会の意向を確認しておりますが、学校、保護者会としては、体力づくりや帰宅方法等も加味すると、現在の状況が最善とのことで、バス対応のニーズはないということを確認しております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 西川中では十分に朝、昼、部活前というふうに、暑さ指数等を測定していただいて十分に対応していただいている。子どもたちを守っていただいているというふうに思っております。スクールバスについても柔軟に対応していただいて、子どもたちの安全対策をしていただいている。

また、前に私が質問させていただいた長沼公園線、急峻なわけですがけれども、父兄の方とお話しをしていただいて、体力づくりに必要だということでもありますので、あとは帰りの交通手段ということもあって自転車で行っていることは、それはそれでよろしいのではないかと思いますし、ぜひ安全対策、指導だけは徹底、また引き続きお願いしたいというふうに思います。スクールバスが十分に活用できればいいのかなというふうに思います。まだまだ暑い日が続きますけれども、ぜひこれまでどおりに注意をしていただければというふうに思います。

それでは、質問の3に入らせていただきます。

来年度から令和7年度までに休日の部活動を地域に移行することとなっておりますが、移行に向けた取組状況と移行に関する課題や対策についてお伺いしますけれども、教育委員会、学校教育課ではこういった資料も出していただいて、父兄や町民の方に今どうやって対応しているのかと、課題等はどこにあるのかということを広く周知をしていただいております。父兄の方もこれを見て自分たちはどうしていけばいいのかなということを考えていらっしゃると思いますけれども、教育委員会として今の取組状況と移行に関する課題等対策について質問をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 部活動の地域移行に向けた取組状況についてお答えいたします。

西川町教育委員会では、国が8年度実施をめどに打ち出した段階的移行、実は、これ今年度から3か年でというふうなことになっているんですけども、本町においては昨年度中からその背景や目的、移行までの道筋を理解いただくための、保護者・町民・指導者向け独自資料、先ほどご提示いただいた資料でございますが、そちらを作成して配布しております。

また、町民のニーズ把握と課題把握のために町民対話会も行いました。中学校においては、

小中学校の児童・生徒とその保護者のニーズを把握するためにアンケート調査を実施し、結果については、私どもも共有している状況です。

また、この地域移行に関しては、単独の市町では生徒の多様なニーズに対応し切れない状況も想定されますので、西村山1市4町の連携については、管内教育長会議や中体連との話し合い、首長・教育委員会連絡協議会、それからPTA関連研修会等の場で課題意識を共有して、任意加入をはじめとする段階的移行をそれぞれの市町の実情に応じ着実に進めるという方針や、他市町での活動を希望する生徒は、互いに可能な限り受け入れることで課題を把握して、移行に向け環境整備を進めるという方針を共通確認して取り組んでおります。

西川町としては、本年度、昨年度の対話会を通して明らかになった指導者確保や、現状の体制では多様なニーズに応え切れないという課題に対応するため、生涯学習課スポーツ振興係が中心となり、学校教育課等との連携の下、取組を進めております。

その中心に据えておりますのは、土日の中学生の活動の受皿のみならず、例えば、新たなスポーツに取り組みたいという町民の多様なニーズに応えるためにも、現在も主体的に町民に運動の場を提供いただいているバレーボール協会等の、各種団体との連携はもとより、第7次総合計画20ページのほうにもお示ししているとおり、主体的活動意欲を持つ新たな人材の掘り起こしと、有志団体、コミュニティーの立上げなども視野に、ソフトパワーを積極的に活用しながら町のシステムを構築するという考え方です。これらの推進に当たっては、部活動の地域移行推進に係る国の補助金を有効に活用してまいります。

なお、参考までに西川中学校の状況を申し上げますと、土日の地域活動を保障するという観点に立って、今年度から地区総体、新人総体以外の学校行事については、全て平日実施に移行しました。また、既存の部活動以外での活動を希望する生徒のために、新たに外部活動部を創設し、支援できる体制を整えています。部活動の任意加入については、今後、生徒、保護者等に丁寧に周知しながら来年度から導入、土日の活動については、西村山1市4町で共通目標としている8年度の完全移行に向け、来年度からの2か年で段階的に減らす方向で準備を進めている状況にあります。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） そうしますと、今は基本的には子どもたちと生徒は全員部活動加入ということで、校外で活動される方もいらっしゃいますけれども、名簿としては登録しているということでもありますけれども、来年度からはこれは試行的にということか、移行のタイミングに合わせて任意加入にしていくということか理解してよろしいのかどうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 そのようにご理解いただいて結構です。最終的には全て任意加入というふうな形に移行すると。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） そうしますと、現在行っている部活動も休日の地域移行についても全て、地域移行は任意だというふうに前からなっておりましたけれども、学校の部活についても任意だということになるわけですね。そうすると、だんだん部活動の大会とか、そういったものの運営についてもいろいろ考えていかなければならないので、大きく課題がたくさんあるのかなというふうに思いますけれども、今後も父兄の方々とか、皆さんと話し合っていたきたいと思いますけれども、例えば、子どもたちが西村山の別な、例えばサッカーをしたいとか、行く子どもも出てくるかもしれませんけれども、反対にこの西川町にカヌーをしたいとか、スキーをしたいとか、そういう子どもたちも来られるのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は前田教育長。

○前田教育長 今、議員がおっしゃったような状況は生まれてくる可能性があるというふうに捉えております。その意味でもソフトパワーを活用した受皿体制を整えていくということを第一に進めたいと考えております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ぜひ新たな試みでありますので、課題等を一つずつ解決しながら、よりよくなるように進めていただきたいというふうに思います。

続いて、3点目の質問に入らせていただきます。

歴史文化資料館・かわどい亭の整備についてです。

令和元年度に旧川土居小学校を活用し開館した歴史文化資料館は、町の資料館として多くの方々が訪れております。昨年度はコロナ禍ではありましたが、NHKの大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の効果もあり、2,105人の入館者がありました。また、施設内の農家レストラン、お母さん食堂であります「かわどい亭」、原則として金、土、日の開館でございますけれども、おいしい食事や憩いを求めて町内外から延べ2,330名の来場がありました。多くの方々が来場し、集える施設ではありますが、来場される方々から施設のバリアフリー化の改修を求める声が聞かれます。

質問の1です。施設のバリアフリー化についてです。階段を使用しなくとも入館できるよ

う、建物南側に常設のスロープ、現在、仮設のスロープがあるんですけども、設置して駐車場を整備してはいかかかと、また、1階から2階へ移動できる設備が必要ではないかと思っておりますので質問をいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきありがとうございます。

ちょっと補足をできる機会がなかったんですけども、教育長の答弁の先ほどの休日の部活動の地域移行のお話ですけども、よろしいですか。

地域移行でやっぱり必要なのは担い手なわけです。どなたが行っていただけるかと。町のほうでは、今年度新しく業を起こした方が8者おられます。私もそのうちの1人はネットワーク、つながりを生かしてこういった地域移行、町のために、町の地域課題解決につながるような業を起こされた方がいらっしゃいます。これは私が理事を行っている会社である会も同じようなつながりを生かして、必ずしもお金をお渡ししてお願いするということではなくて、やりたい人を募って、ボランティアで、例えば部活動のご指導とか送迎などを行うような、やりたい人がやるというようなビジネスモデルで起業した方もいらっしゃいます。

私は、これは大変町の補助政策が当たったのかなと思っておりまして、こういった方が民間会社をわざわざ辞めて、町のために地域移行や、こちらの観光事業に協力するという方がおられたことは誇らしく思っています。これも町のつなぐ課のほうで中心に対話会を総括しておりますけれども、昨年の50回以上にわたる対話会で町の考えが分かったと、町はこれからこういうターゲットで観光事業や部活動の地域移行、町営バスの運行など、多彩な対話会を行っているわけです。そこで聞いているうちに私ならこれができるかもしれない、これが本来の私のやりたいことだったということで起業していただいた方が、もう8者もいらっしゃるわけです。ご承知かとも思いますけれども、おととしとかその前の起業件数なんて西川町で1件か2件なわけです。それがこうやって8件も、小さい町ながら起業をしたというのはありがたく思っておりまして、このソフトパワーの核が少なくとも1社できましたので、その核の巻き込み力のある人が、今まさに地域移行や小学校の草刈りなども任意団体で行っていただくわけです。

ぜひ議員におかれては、こういった現場、まさにその方、あしたの朝6時からの草刈りとかそういうのに来ていただいて、私も参加しますので、ぜひその方に会って、有志活動とはこういうものかというのを見ていただければと思います。私は、そのソフトパワーを使えば小さな町であってもうまくできると思っています。

じゃ、本来の質問。

歴史文化資料館・かわどい亭の整備に関しては、地元の吉川区から平成30年から令和3年度までの地域づくりヒアリングの要望を受けております。財源の関係から予算化されておられません。

第7次総合計画においては、令和6年度中に交流人口増加を目的とした主要3施設の統合を含めた生涯学習施設の見直し案をまとめると記載しております。現在、施設の管理委託先である吉川区の役員や施設に勤務する職員、「かわどい亭」の方々と定期的に打合せを行ってもらうようにしました。今まではできておりませんでした。ですので、そういった問題意識から定期的にミーティングをするように、私から生涯学習課のほうにお伝えして実施しました。

その対話会においては、彼らも相当に高額な費用が見込まれるというのはご承知でありまして、予算の先ほど示した6原則に照らして判断する必要があります。なお、ご質問の1階から2階への移動エレベーターについては、建物の構造上できないということは確認しております。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） 町長、何回も来ていただいているので現場よく分かると思いますけれども、やはりミニデイとか行っても、なかなか高齢の方、高齢の方でなくてもちょっと足が不自由な方は大変だなと、30段ぐらい正面からですと階段があって、手すりはつけていただいているんですけども、裏から入れるように簡易のスロープをつけております。ぜひスロープをつけていただくとともに、あそこの南側というのは、もともと学校の観察池でありまして、この池には水が今来ていません。ですから、衛生的にも景観的にも非常によくないというところがございまして、ここを駐車場にさせていただいて、そこから入れるようにしていただければ、非常にバリアフリーになって多くの方がまた来場されるのかなというふうに思いますので、財源の問題があるということでございますけれども、よろしく願いしたいなと思いますし、あとやはりエレベーターは、建物に設置するのは非常に困難だと思います。

これは例えばの例でございますけれども、椅子式の階段昇降機、こういったものを設置してはどうかと、もしあれでしたらですね。カーブがあっても大体200万円ちょっとぐらいでできるのかなというふうな、見るとあるんですけども、電気代は1回10円ぐらいだということでございます。どっちにしても財源かかるので検討していただいて、ぜひバリアフリーになればいいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。今後の見

込みとかないのかどうかお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきましてありがとうございます。

ないかどうかと、見込はということでしたけれども、今のところはありません。ただし、先ほど議員のお話が、どちらの、グラウンド側の話なのか、裏側の話なのかというのが明確じゃなかったんで、どちらの質問なのか分からなかったんですけども、裏の話ですかね。裏であればそんなに費用はかからないと思いますけれども、土砂を持ってくるのは、できれば小水力発電で不要になった土砂を、買うのではなくこちらに置いてもらってならずということも考えられますので、小水力発電、我が町では2か所大規模に行っておりますので、その土砂の活用を業者の方と話していきたいとは思っています。

ただ生涯学習施設は、私、商売をしているので、公務員と商売も一緒にやっているんで、その観点から申し上げますと、まず先ほど来おっしゃっているのは、恐らくご高齢の方への対応なんだと思っております。違いますか。

〔「体の不自由な方」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 体の不自由な方ってさっき質問ありましたか。言いましたか。

〔「足の不自由な方」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 足の不自由な方って言いましたね。

商売をする観点から申し上げるとですね、それは後の議論でありまして、まず集まってほしい、見ていていただきたい方というのは、生涯学習施設なわけなので、誰なのかというのを定めなくちゃいけないわけです。生涯学習施設なので、これは主に町民の方を対象にして集めているんだということなのか、それとも町外に対して広くしてほしいなのか、両方なのかと、まずそのターゲットを定めなくちゃいけないわけです。それ定めていないですよ、まだ。定めていましたっけ。聞いているんです。定めています。

〔「町内外を含めてということですか」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 町内外。であれば、そんなに必要ないと思っております。先ほどおっしゃっていたエレベーターとかは、町内外をターゲット見極めないで行うということであれば不要だと思っております。それは何でかということ、交流人口増加を目的にした施設にするわけですよ、そうすると、生涯学習施設ではなくて。そういう話合いもなされていないままこれは生涯学習施設で使うのか、それとも交流人口増加のために観光客をもメインにするのか、これによって対応が違うわけです。そこら辺をまだ決めかねているので、吉川区のほうでもこれから

議論がなされるので、それはその後の段階なんです。

生涯学習施設であれば、例えば、町の交流を促すんだと、区に分かれているような、地域に分かれているような交流を促す生涯学習施設として徹底するんだということであれば、もしかしたら必要かもしれません。

しかしながら、展示されているもの、特定の区になっているのではないですか。岩根沢のもの展示されていますか。小山区のもの展示されていますか。こういった生涯学習施設に徹底するというものでありましたら、今、議員ご指摘のことは考えられるんでございます。それは考えられる。ただ、展示物と目的というのが、今ミスマッチ、しかも観光というか、集客のターゲットが今決まっていないわけです。これを見極めるから総合計画で3施設が統合を含めたことが見直しが必要だと、必要であるから対話をして、この3施設をどうするかというのをこれから考えていくというふうに記載しております。このため、まずターゲットとか、結局経営の話なんでございます。その経営の話を抜きにこの施設はこう直してほしいとか、そういったパッチワークのようなことをする余裕は町にはございません。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

終わり12時1分。1分延びます。

○4番（荒木俊夫議員） 町長のおっしゃることも理解はできるんですけども、ぜひこの施設については、多くの方が来られているのも実績でございます。利益が上がるかどうかということについては、資料館は無料でございます。「かわどい亭」は経済効果としてはあります。展示物についても担当課においていろいろ常駐の指導員の方もあって、いろんな町内のものを展示していただいて、来ていただいております。ぜひバリアフリー化できることを今後お願いをしながらいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○菅野議長 以上で、4番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐 藤 仁 議 員

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

[5番 佐藤 仁議員 質問席へ移動]

○5番(佐藤 仁議員) 5番、佐藤仁です。

今日は、大項目2つ準備しております。

その前に、6月の一般質問で病院の件をお話しさせていただきました。その結果を8月の町報でお知らせをしていただきまして、今後は、町立病院が町民はじめ町外の方からも信頼されて、いろいろな面で活躍できればなというふうに思いますので、関係者の方、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、第1番目の質問に入ります。

題目は、住宅建設の現状と今後の整備方針についてということで質問をいたします。

交流人口や関係人口の拡大で移住定住人口が増えつつあることなどを踏まえ、賃貸住宅や町民アパートなど、今後どのような整備をしていく方針なのかお聞きしたいというふうに思います。

質問の1です。

現在、みどり団地で第2期工事分の長期賃貸住宅、25年マイホームということですが、3戸あります。NETWORKにしかわ4月号では「契約締結・令和6年春から建築・月額7万円の家賃で25年間支払いますと土地と建物を取得」というふうにあります。入居者は決まっていると思いますが、現在の進行状況をお聞きします。また1期工事分で2区画残っていると思いますが、そこら辺の今後の方針を併せてお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 みどり団地第2期工事の25年マイホーム3戸の件と、1期工事分の未分譲区画、売りたいけれども売れていないという2区画ですね。そちらの今後の方針と進捗状況についてお問合せがありましたので、お知らせいたします。

議員ご指摘のとおり、4月号では25年マイホーム、この区画が3区画、入居者募集ですと。

そして、月額7万円の家賃を25年間支払えば土地と建物を取得しますと、そのように、その方針でございました。予算案も3月議会で通していただきました。3月議会の見積りは、役場のほうでは12月かあるいは今年の1月、昨年12月あたりで見積りを取ったりしているところでございます。それで予算案でご承認いただけたと。3月議会にご提案したものは、2,100万円でございます。3月議会を経てすぐに募集を開始しました。ありがたいことに3名の皆様に手を挙げていただきました。

しかしながら、対話も重ねて仮契約というのも結ばさせていただきましたけれども、残念ながら、35坪以内という方針で2,100万、35坪以内という募集のチラシをしてございました。これであれば、3名集まったということでございますけれども、価格、物価と人件費の高騰によりまして、住宅資材、平均すると3割、人件費であっても2割5分上がっていますということですので、2,100万ではお求めの35坪以内では、もう本当に30坪を切るような状況に現状ではなってしまいますと。

そういったニーズを踏まえて、それでは困るということでしたので、私らは彼らと直近だと8月の末に対話会をして、このような方針でいこうということになりましたと。やはり皆様は一度イメージした35坪以内の土地をご希望されておりました。そうすると、2,100万円では足りなくなってしまうわけです。そうすると、皆様にお約束した予算案も変更しなくてはなりません。

ですので、今回議案のほうには、本来であれば債務負担行為というものを来年2,100万、あるいは今の試算では2,700万前後になってしまいます。2,700万前後に変更して再募集。これは致し方ないところでございます。再募集をしまして、もう一度、35坪以内の2,700万前後であればもう一度申し込みたいと、3世帯がご同意いただきました。

これによりまして、関係法令なども見直しまして、これから議会の皆様にご提案しなくてはならないと思っております。変更点は以下のとおり、2,100万円で7万円を支払うというのは……。ごめんなさい、7万円を支払う、25年間お支払いとなるというのは変わりません。

ただ、2,700万がやっぱり適当なんですと。そうすると、変更点は、町営住宅でありますので、私らも財源を2,700万にして25年間、月7万円になると財源が不足するわけでございます。それを補うために過疎債というのも発行しまして、これは基本的には町の住宅です。これは町の住宅です。しかしながら、間取りをご提案いただいた最初の入居者の間取りを優先して長期にお住まいいただきたいということで、募集をこれから行いたいと考えています。

もう2区画に関しましては、4月のときには、残りの2区画はアパート建設を4月のとき

には行っていきたいということで書いておりました、アパート建設。ただ、何LDKにするか、ワンルームにするかというのは記載しておりませんでした。そして、ちょっと状況がだんだん変わってきて、8月号の町報では、住民対話会での意見を参考にして利用しますと。一旦、アパートというのは取り下げさせていただきました。これは、なぜならばと申しますと、2つ要因がございまして、今度9月号の町報には、人口が、これは私は誇らしいと思っているんですけども、プラス3人になります、プラス3。先月の5月もプラス1になりましたけれども、9月もプラス3になります。ということは、流入というか転入が多くなっているわけです。そして、空き家バンクも今登録されている五、六軒のうち、東部地区というのは、本当に今2つぐらいしかなくて少ないと。空き家も少ない。また、町営住宅も2軒しかない。そうしたときに、入ってくる方はほとんど単身で入られてくるわけです。

そういうことで、次の質問でいただくアパートを建設いただける業者が、民間事業者が現れましたということでございますので、ワンルームアパートのほうは恐らくこちらで補えるだろうと。そうしたときに、また6月から7月にかけて町民のアンケート、若い方に対してアンケートを取ったところ、戸建て住宅へのニーズというのがございました。そのため、いろいろ申しあげましたけれども、結果的には、この未分譲地をまずアンケート、6月、7月に取りましたアンケートで、戸建て住宅を構えたいというアンケート結果が出ましたので、すぐこちらは対応しなくてはいけないと思いました。

ですので、先ほど申しあげた3区画は、もう一度2,700万前後で取り直すと。その際に、3つではなくて5つで申込みをすればニーズにもマッチしますし、既にお申込みいただいた3世帯の方は、これに同意いただきましたので、そちらで進めていきたいと思っております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

何か、最初に全部結論言われると、何か質問するのが……。

それはいいんです。それ聞いて安心したところもあります。

それで、私も私なりに質問をいろいろ考えてきたので、ちょっと話をさせていただきますけれども、7万円というのは、長期賃貸住宅の条例できちんとお金が明示になっています。それに基づいて設計仕様書もあります。35坪以内で3LDKまたは4LDK以内。値段も2,100万と。この2,000万に対しては100万というのは25年間のうちの、例えば屋根とか外壁、1回直すというようなことで決まっていますので、それのお金ということも含まれているんだと思います。

それで、それに伴って協定書を、例えば境界線から幾ら離すとか、そういうものもあります。恐らくそれもきちんと納得していただいた上で3名の方、募集をして決まったということの経緯だと思います。

やっぱり、今3割、4割と、今物価資材が上がっている。例えば2,100万で建てるのが、3割というとならやっぱり2,700万、800万近くなるわけですね。3棟建てるのと、4棟分のお金が必要になるわけですね、3割、3割、3割で9割アップになるので。それじゃちょっと何ぼ何でもというふうなことで、いろいろ考えてくれたと思うのです。

ただ、条例にも、たしか何条だっけかな。14条に家賃の変更という項目もあるんですよ。ただ、これは7万円の35坪で、最初にお示しをして募集していただいたので、後で家賃の変更となると、やっぱりそれは条件が違うんじゃないかというような、やっぱり最初から8万円とか9万円にすれば、ああそうかというように申し込むんでしょうけれども、後出しで7万が9万円になりますよと言われても、それはちょっと困るということなんでしょうけれども、確かに条例にはこういう変更という項目もあります。

そうすると、やっぱり今言われたように、家賃を上げるのか、それとも条件を同じくして、建物の坪数を減らすのか、あとはまずはやっぱり契約を解除するのか、そして新しい条件の下に、例えば条例を変えて、今言ったように募集を、再募集するのとか。そうした場合には、やっぱり優先的にその3名の方を募集の対象にするというようなことは、やっぱり真っ当な、真っ当という言葉はちょっと語弊ありますけれども、本当の姿だと思います。

それで、その2,000万、例えば2,100万を3割アップすると大体2,700万ちょっとになると。そうした場合に、過疎債云々を使って何とかという今、話、町長からありました。それがこういう条件の下に、検討はなされたんだろうと思いますけれども、過疎債、例えば3割ぐらいで、7割が国からのあれで、3割ぐらい起債を起こしてというような話に、制度的にはそういうものなのかなというふうには思いますけれども、それが今度、今同じ条件で、例えば25年ぐらいたったら、その当事者の方々のものになる、できるような、そういうシステムの運用というのはできるのかできないのか、ちょっとそこら辺を確認したいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 こちらもしっかり考えているんですけども、ちょっと細かい計算までしていなかったもので、今、時間を要してすみませんでした。

おっしゃるとおり、7万円を動かすと、今までお話ししていた入居予定者の方に申し訳ないと思いますので、考えましたのが過疎債です。過疎債を使うと町営住宅になってしまうわ

けです。そうすると、町の負担は約半分でございます。恐らく今の予定だと、仮で2,800万かかると思います。2,800万かかりますと1,400万が国の負担。町の負担は1,400でございます。そして、家賃を7万円、12か月で25年お支払いすると2,100万円になります。その時点で町の財政としてはプラス700万となるわけです。

なんですけれども、ここで問題なのは、住んでいらっしゃる方が払下げできるかどうかということでございます。こちらのほうも条例とか関係法令見ますと、公営住宅であっても払下げはできるということですので、基本的には22年以降なんでございます。耐用年数が22年以降、その際に残存価格で売り払う、または残存価格を分割で納めていただいて払下げをします。長期に、ここまでずっと住んでいた方においてはというような契約を結びたいと考えています。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） やっぱり過疎債云々使うと、今言ったように、25年たって払下げできるかできないかというのが非常に大きな問題なのかなと私は思います。例えば13年間払って、その後はいいんだとかいろいろあれば。今、22年というような話出ました。これは法定の減価償却、何ていうんですかね、耐用年数ですと、木造一般住宅の場合の耐用年数というのは22年です。22年でゼロになるわけですね、価値が。不動産なんかはそういう勘定をするわけです。22年たってゼロだ、だけれども、建物は見た感じこれは100万で売れる、200万で売れるという査定をして売出しをするわけなので、法律的には、一般的にはゼロの価値が建物はなると。土地はほとんど変わらない価値でなると。ですから、中古物件なんかは建物価値はゼロだけれども、土地代がこのぐらいの金額ですよというのは、大体そこら辺からいっているわけですよ。

22年たって、長期賃貸は25年なので、3年間の、例えばそれをどういうふうなことで負担をするかというようなことが今おっしゃったというような感じなのかなと私、今受け取ったんですけれども。それを3年間の払ったもので2,100万に対する補っていけるというような感覚で、今の話を私は受け取ったんですけれども、そんな感じで……。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 おっしゃるとおりです。残りの2年間で7万円ずつ納めていただければ、少なくとも当初の1割の金額の残存価格になりますので、そちらで払下げのほう、できればなと思っております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） それで、1期工事分の2区画もそういう方向でやるということで、3プラス2で5の区画を今度募集をかけると。そうした場合に、やっぱりいいこと出てくると思います。今ちらっと思ったのは、今アパートに入っている方、世代、子どもがいらっしゃるって、そういう方がこっちに入ると、入れると、例えば2区画。そうするとアパートが空くと。それにまた募集をかけられると。そういうふうな循環になるのかなというふうに一応思ったんですけども、一致したんでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 おっしゃるとおり、議員がおっしゃる流れに近づいているかなと思っております。アンケートを6月、7月に取りましたと申し上げたときに、アパートの方が、今それを募集すれば、アパートから出て住みたいという方が3世帯もいらっしゃいましたので、そうするとまた別の住宅が空きますので、そういった循環になりつつあるかなと思っています。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） そういう国のお金を利用して、そして町に人を呼び込める、町の住民の方の要望に応えられるというのが非常に一番いいのかなということで、今思いましたので、ぜひその内容で。ただ、今から条例の改正とかいろいろ必要になってきます。それも早くやらないと、今の3世帯の方が、来年の末ですかね、来年度。今年度中に設計をやって、そして4月から建て方をやって、来年の秋か冬頃に入れるというようなことスケジュール的に間に合わなくなるとうまくないので、そこら辺の整備というのも、条例とか何かの整備もやっぱりお願いしたいというふうに思います。

どうぞお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 議員からご指摘いただいたスケジュールの件も、やはり今までは3区画、今度は5区画になる可能性がありますとなりますと、町内の設計業者の方はもう限られますので、彼らにしっかりお仕事をさせていただくために、できるだけ設計期間を設けたいと思っておりますので、ここは今議会において条例の改正案を提案させていただきたいと思っております。

その際に、恐らくご指摘もありましたので、今までの25年マイホームと違うよという意味で、例えば、これから精査しますけれども、町営の提案型戸建て住宅、間取りを提案するという意味なんですけれども、その文言などを使って、旧来の25年マイホームとは違うよということをお示ししたいと思っております。ありがとうございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） なるべく入る人の意向を酌んで間取りをやるというのが原則だと思います。あと、町内の設計屋さんとか、あるいは建物を建てる場合の業者さん、木材業者さん、いろいろいますので、なるべくそういう方々がこういうものに携われるようなシステムというか、条例の改正等もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、質問の2に入ります。

先ほどもちょっと話、町長からありましたけれども、アパート建設に伴う吉川地内の町有地の無償貸付けが先ほどの臨時会で決まっております。今後、民間事業者が建設したアパートを借り上げていく契約を結びまして、令和6年4月からの入居を目指すということですが、対話会において、町民の方から町が関わってほしいというような意見があったということで、今後、町がどのように関わっていくのかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問をいただきましてありがとうございます。

吉川の対話会は7月に開催させていただきました。これ、ご質問をいただいてありがたいと言っているのは、怪文書で、私、ここの対話会のときと言うこととやっている、うそをつく町長だなんて言う人がいるものですから、こういうふうなことになるんだと思って、いつか弁明したいなと思ったので、ありがたい質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず基本的に、町が、当時はもともと行うことは、町が無償貸付けを、吉川地区の町有地ですね、無償貸付けをするだけしか想定していませんでした。無償貸付けして、今まで西川町にないことなんでございます、不動産会社が入ってくるというのは。ほかの不動産会社が建てるというのは、恐らく初めてなのではないのかなと思っております。これも、先ほど人口が9月はプラス3人になりました。人が増える状況に外部環境はなってきたわけです、町内も。そういったことに、本来であれば、民間がすぐ入ってきて建ててもらおうというのは本来の資本主義の流れなんでございますけれども、とはいえ、私らの町は人口減少が長く続く、人口減少でアパートや住宅は町が用意するものだというような政策が長年、町民と役場職員もそうですけれども、染みついてまいりました。

ですので、すぐに転換は、話合いも役場OBの方から、やはり町が関わってほしいということでございますので、特にどこですかとお聞きしたら、入退去管理ということでございました。入退去管理を町がするというのは普通できないのでございますね。ほかの不動産会社が建てたアパートをなぜ町が入退去管理なんてしなくちゃいけないのかというのは、ちよっ

とそのとき思いましたけれども、ただ、そうすると住民の不安が少なくなりますと。町が、誰がどんな方が入っているかというのを把握してほしいというのが願いでございました。

その声を受けまして、提案型の入札を経て小笠原商事さんに決まりましたと。小笠原商事さんからは、無償貸付けの協定を結ばさせていただいて、そこに小笠原商事さんが建てますと。建てたものを、そこから難しいんです、そこから町が入退去管理させてくれというのが地域内の声なんでございます。これをするには、一旦町がそのアパートの個室を借りなくちゃいけないわけですね、借りますと。そういうことで、いわゆるサブリースになりますけれども、町のほうから借り上げて、入退去管理は町です。できるだけ町の負担は減らしたいなと思っておりますので。

ただし、修繕とか住環境に関する苦情に関しては、その小笠原商事さんのほうにすることということで、町の職員の負担も限りなく少なくしつつ、住民の方の、町が入退去管理をしてほしいという要望を受けたスキームというか制度になるかなと思っております。

なお、計算したところ、町がお借りして収入も頂くものですから、今のところ全部合わせると、彼らが頂く所得税とか、それを含めると結果的に経済効果としてはプラスになるということで、経済効果というか町への収入は結果的にプラスになるということで試算しております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。

基本的に町は入退去、入居の募集といたしますか、あと退去した場合、またはそれに伴っての空き室の募集をして、なるべく満室の状態管理をやっていくというようなことは町でやりますよと。それでそのためには、この前のプロポーザルの折には30年間の借りるというような話が出ていまして、要するに、何かイメージ的には、お金は別問題として、別問題って、まずこっちに置いておいて、町では、例えば毎月、1年、12か月、それを30年間、20年後、10年後で減価償却もあって、払うお金は違ってくるのかどうか分かりませんが、それを払っていくと。それで、それが支出だと。毎月収入があるわけですよね、家賃が。それも今からでしょうけれども、それは町としての収入、財源になると。そういうふうなイメージでよろしいんでしょうか、ちょっと確認します。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今おっしゃっていただいたとおり、収入は町のほうに収まることになります。

ただ、一方で、借り上げ料を私らお支払いすることになりますので、ここは、単年度でこ

れぐらいの予算案、借りる料金がありますよというのを事前に皆様にお示しして、予算案に盛り込みたいと思っています。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） それと、やっぱりそうなると当初予算のほうに今年度は幾らの支払いがありますよと、収入は幾らになりますよというのが予算案でやってくるというような形態で、今後30年間運営をしていくと。

先ほど言ったように、住宅も22年で減価償却になるわけですけども、10年後、20年後のお支払い金額のお金は違ってくるのかどうか、それは今からの契約の次第ということになると思います。

それと、あともう一つ、やっぱり今言ったように、先ほどいろいろ税とか何かがあって、プラマイを計算したということは、やっぱり固定資産税とかいろいろ法人税とか、あと細かく言えば、入る人は、電気は別会社ですけども、水道は町の水道を使うわけですので、水道料金なんかも入ってくるということですよ。そういうもろもろを計算すると、決して大きなマイナスどころか、悪くてもチャラぐらいになるというふうな、今のところの試算だということで、再度確認します。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 おっしゃるとおりなんですけれども、大体、今回10戸のワンルームを想定しております。8割以上になればこの状態が収支はプラスになりますので、私らは、ですので9戸、10戸満室になる状態を目指していきたいと思っています。

今回の地域おこしインターンの方とか、実際にこちらにお住みになっていただく方はもう3名になるわけです。また、午前中の質疑で、佐藤光康議員からももっと地域おこし協力隊員を増やしてほしいというご要望もありましたので、住むところがないと雇えませんので、そちらのほうもこちらに住むような形で機動的に受け入れていきたいなと思っています。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） メリットは今いろいろ言ったようなことだと思います。

ただ、ちょっと水を差すようで悪いんですが、デメリットがないのかどうかですよ。例えば30年間たった場合の建物ですね、それが、これも今からの契約とか何かになるんでしょうけれども、どちらのほうでの管理下に置かれるのか、それによっても大分違ってくる。建物も古くなっていくわけですし、30年間は修繕とか何かは不動産のほうでやるということでしょうけれども、30年過ぎた場合、そういうような維持管理をどのようにやっていくのかと

というのが、問題が出てくるのかなというふうに思います。それは今からの契約だということだと思いますけれども、その辺をしっかりとお願いしたいというふうに思います。

あともう一つ、やっぱり今、雪捨場になっているわけですので、この前の話ですと、いろいろ業者さんからも見てもらって対応をするようにするんだというような話がありました。やっぱり地域住民の方は、雪での今後、今までトラブルなかったものが、今度何かいろいろトラブル出てきたり、あとアパート自体でのトラブルが不動産の管轄のような話が先ほどありましたけれども、それはやっぱり町としても関与して、地域住民の方がやっぱり不安に思うようなこととか、負担になるようなことがないように、さらに町としてもきちんと対応していただきたいなというふうに思いますので、そこだけちょっと答弁をお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問ありがとうございます。

7月の対話会でもありましたけれども、雪の捨場の議論もありました。そこは、屋根の向きや建てる場所を見ていただいて、周りの方は対話会に参加いただいた方も納得いただきましたし、また、近くの方も、今日傍聴に来ていらっしゃる方も、お近くの方も安心したと、眞壁課長が個別にご説明に行っていて、安心したと言っていたので、今のところは大丈夫なのかなと思っております。

また、先ほど、住んでいる方の中でトラブルをということでしたけれども、こちらのほうも、入退去管理の中で、町のほうも一旦面談をした上でしっかりお話をして、見極めると言う失礼ですけども、こういう方なんだなということ把握して、建設水道課だけではなくてつなぐ課のほうも共有しながら、むしろ、この住んでいるワンルームの方が仲よくなっていたなと思っております。

財務省の住宅もそうでした。財務省の住宅ではワンルームアパートの宿舎ですね、国有宿舎。こちらのほうに住むと、婚姻率は約二、三割、2割は超えるということでしたので、ぜひこの独身町営アパートで新たな家族が生まれるといいなと思っております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） そちら辺の地域住民の方のためにも、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

じゃ、質問の3に入ります。ちょっと時間押しておりますので。

生産年齢人口の増加を目指している中で、今後の住宅施策をどのように考えているのか、簡単をお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 じゃ、なるべくかいつまんで。

住宅政策は、新聞などで随分西川町のことを取り上げていただきましたので、地域おこし協力隊インターン生とか、若者の定住希望者が増えていたり、西川町に、一回出ていったけれども戻りたいというご家族がいらっしゃって、本当にありがたいと思っています。

初めに、町が、先ほども申し上げましたが、空き家バンクのほうは現在登録5件なんです、5件。そのうち2件が商談中でございます。空き家バンクの成約率というのは大変最近上がっておりまして、令和3年度2件、4年度が5件、令和5年度、今現在で3件でございます。また、町営住宅のほうは、現在、コーポ睦合の2室を残すのみ。ほかは全部埋まっております。

今後の方針ですけれども、第7次総合計画には、1つは西川町への移住を考えている方々に、建て売りのニーズをしっかりと把握して、移住を考えている方々の受入れのため、一戸建てお試し住宅やモデル住宅を進めていきますとうたっております。

2つ目としては、町営賃貸アパート、先ほどの件ですね、町営賃貸アパートを建設していきます。町営というか関与する、先ほどの吉川のアパートでございます。

3つ目として、空き家の活用を促す施策を強化して、利用されていない町有地の活用を自事にして進めますとありますので、今後、この利用されていない町有地、例えば、自転車道路の海味公民館の近くに、少し手狭ですけれども、がありますと。あと旧東部保育所の区画はまだ空いておりますので、その辺りの利活用を進めていきたいと思っています。

将来的には、睦合公園の敷地辺りも今後、もしこのペースで人が増えていけば、広い平地が必要だと思っていますので、住宅を立てる町有地の候補として考えていきたいと考えております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 人が増えて、住むところがないというようになれば、非常にね、それを目指して今やっているわけでしょうから、それを順次見極めながら住宅設備のほうもやっていただきたいということと、ちょっとこれには書いていないんですけども、ご存じのように、後期高齢者世帯が増えているわけです。その方々も毎年毎年、年を重ねていくわけです。そうすると、やっぱり雪がちょっとうかいところに関しては、非常にだんだん住むのが楽でなくなってくるわけですね。だから町外さ行くかという、それはちょっと待ってけると、町内さいてけるとは言いたいわけですね。ほかから来ても、今までいた人が行った

んでは何にもならないので、そこら辺は今から需要をやっぱり調査は必要だと思います、どのぐらいの需要があるのか。それはやっぱり後期高齢者用のバリアフリー化した住宅を提供して、なるべくいつまでも、1年でも2年でも、住宅はちょっと離れても町内で住めるというような住宅関係の整備もちょっと今後、調査をしながらになると思うんですけども、考えていただきたいなということで、住宅についての最後の質問ですので、ちょっと答弁をお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご指摘のとおり、若い人が集まったけれども、中山間のご高齢の方が難しいということ、出て行ってしまふとなると本末転倒でございますので、これから、今高齢者住宅5戸は今埋まっていますので、もしニーズを把握して、こういった高齢者住宅が必要だということであれば、できるだけ病院の近くとか、お住まいやすいところに、買物ができる場所に建てていきたいなと思っております。

なお、この高齢者福祉に関しましては、これからかせぐ課をつくって、稼いだお金を高齢福祉や、また、これまで西川を守ってきた先人の皆様のためにつくっていただきますので、それをこれから充てていきたいと思っておりますし、今オークションで公園の命名権なども今10万円以上でオークション、今来ていますので、そういったことを通じて、その住宅、高齢福祉政策にも充てていきたいなと思っております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） じゃ、それを、今まで一生懸命働いて、町で住んできた人のためにも、ひとつ考えていただきたいなというふうに思います。

あと15分しかないので、次の質問に移ります。

2つ目、ふるさと納税の現状と今後の方針についてということで、趣旨はちょっと時間の都合上、読み上げは省きますが、質問1です。

西川町の個人版及び企業版、それぞれ受入額、そして受入れ件数等の推移を、ここ三、四年の推移を分かればお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 では、お答えさせていただきます。

我が町の個人版ふるさと納税の納税推移は、過去3年間申し上げます。これは私が就任前です。令和2年度は、3,051件に対し、寄附額5,600万円でございます。令和3年度は増えまして、9,148件に対して約1億5,500万でございます。令和4年度は、1万1,438件に対し

て、寄附額は1億9,000万円でした。少しずつではありますが伸びております。

一方、企業版ですね、企業からの寄附のふるさと納税の推移は、令和2年度はゼロ件。令和3年度1件、200万でございます。令和4年度は、私になってからは22件、寄附額が3,730万円でした。ちなみに、この額は山形県内で第4位でございます、一番びりから4位になったということでございますけれども、件数ベースで言えば、件数はびりではないんですけれども、1位になっております。件数ベースでは一番山形県で西川町が取りました。連携協定先がたくさんあるからかなと思っております。令和5年度の7月現在の個人版のふるさと納税の見込みは、現在の額は寄附額4,300万円でございます。企業版のふるさと納税は7件でございます、1,330万でございます。

なお、個人版のふるさと納税は、平成20年から始まっている制度です。西川町は、制度が始まってから5年間は、寄附額が毎年200万円から300万円という、すごく低い、出足が遅れた町なんでございます。既にふるさと納税の個人版の市場は、これはレッドオーシャンになっておりまして、なかなか新しい政策、新しい商品をつくっても、なかなか伸びてこないという、今までの取組から不幸な面がありまして、ここはなかなか伸びないというのが現状でございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 着実にといいますか、伸びています。それで、いろいろ苦勞しながら、努力しながらということをやっているとは思いますが、個人版ですと、やっぱりどうしても返礼品の商品づくりですよね。それがかなりのウエイトを占めるということだと思いますが、昨日の会計の報告でも基金が3億ぐらいあるということになってはいますけれども、その一番の要因というのは、今言ったように商品だけなのかどうか、もっと要因があるのかどうか、だんだん商品の数もここ二、三年で毎年100ぐらいずつ伸びているという話をちょっとお聞きしましたけれども。

前だと、いろいろ組合せができない、酒でもワイン、地ビールと一緒にできないとか。ただ、今はもうそういう商品もつくって、発送はそのおのこの企業でやってもらうというように、それでも採算が合うんだというようなことをお聞きします。

この商品づくりのほかに、もっと要因があるのかどうか、ちょっと担当は課長ですかね、あればお願いします。

○菅野議長 荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税の返礼品は、やはり300を超えないと、1億円にはならないというように言われております、商品数が。ですので、令和2年、私、政策推進課長になったときは商品数は100でございました。ですので、毎年商品づくりを行ってきました。米の場合は、米単品でありましたけれども、それを毎月送るような商品などにも取り組んできました。その商品づくりの一環として、肉のほうも非常に人気の商品でありますので、月山和牛の取扱いなどにも取り組んだということで、現在480アイテムを数えるまでになってきたところであります。

以上です。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 商品がいっぱいあればあるほど、あとポータルサイトが前は4つぐらいだったのが、今5つになって、そこでも全国的にお披露目をして、取りまとめをして、収入から経費を、下の会社、あとは企業、ポータルサイトの経費等を引いたお金が町に残って、それが基金として積み立てて、それをふるさと、個人版ですと3つの分野ぐらいに分けて、基金を使って運用していくというようなことですので、商品づくりだけが全てではないと思いますけれども、よろしく今後ともお願いして。

ただ、企業さんが本業もやりながらはいいんでしょうけれども、企業、ふるさと納税に特化したみたいな商品づくりで会社を運営していくというのはちょっと非常に、相手があることなので、いつ少なくなるか分からないので、そこら辺はやっぱり、企業さんは心配ないとは思いますが、役場のほうでもそこら辺を注視していただきたいなというふうに思います。

あと、企業版です。企業版も先ほどあったように、非常に3年から4年にかけて22件、件数は1位、あと3,600万、今も基金も1,800万ぐらいまだ残っているということです。

いろいろな協定を結んでいますので、そこら辺の関係の企業の方々からいろいろもらっていると思います。

それで、地域再生計画で出して、これが2021年から2023年までの間で4億というようなことを目安にして、累計です。来年の3月切れるわけです。今の現状をトータルしていくと、今後、来年の4月からの目標をどの程度まで考えているのか、もし分かれば、今からだと言えはそれまでですけれども、お聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご指摘ありがとうございます。

まず、この4億円というのは、地域再生計画で盛り込んだお金の額でございまして、こちら、前も議会で答弁していたと思うんですけれども、私、公約で企業版ふるさと納税を5,000万円集めますよと。就任して今は5,000万超えているので、早々と目標額達成してよかったなとは思っております。

それで、その際に、もともと2,000万円、就任当初は2,000万円という財布の大きさ、これはご承知のとおり、企業版ふるさと納税は大体、財布の大きさを自分たちで申告するわけです。ですので、西川町は奥ゆかしいのか2,000万円まで集めますという目標だったんですけれども、これを何回も変更するんだと事務の手間がありますので、最初から大きく、もう4億円集めるということで、財布の大きさを決めたということですので、目標にしている額、目標はそこまでいけばいいなと思いますけれども、現実的には、毎年5,000万は集まりそうだなというような状況でございます。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） すみません、時間がないのでちょっと質問2に移ります。もっと聞きたかったんですけれども、申し訳ないです。

今年の4月1日から制度が厳格化になります。一番は肉とか米が対象になってくると。あと加工品も、曖昧だったのが70%以上手を加えなさいみたいな。あと経費、今までなかったものが含めての50%以内だというようなことを、総務省の告示なんか見ても書かれています。

それで、町として今のところその影響があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。ちょっとこれ、質問2番になります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 厳格化に伴う影響は、西川町の場合は軽微というか、ほとんどないと承知しています。

○菅野議長 残り3分になります。

○5番（佐藤 仁議員） 私なんか、材料が県内産に限定するとか、いろいろ項目があるので、私の近くにも製麺所さんがあって、小麦なんかは外国からも輸入して、そんなのも対象になるのかなと思ったら、それは大丈夫だというようなことで安心はしているんですけれども、今後そういうものもいろいろチェックする業務も大変だとは思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

ちょっと時間がなくて大変申し訳ないんですが、最後の質問です。

今後、商品づくりもひっくるめてどういうふうな方向でやっていくのか、あればお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず商品数ですけれども、480と、今農作物を中心としておりますので、これをワラビ取りの体験とか、あとサウナ体験とか、そういった体験型の観光商品を充実していきたいと考えています。物より事のほうでいきたいと思っております。

あともう一つは、共感を呼ぶような事業ですね、先進的なバイオマスもそうですし、帰ってきてけローンとかもそうなんですけれども、こういった事業への挑戦している企業、物じゃなくて、そういった頑張っている自治体に対して寄附をしてほしいという共感を持つ、共感のマーケットがあるわけです。そういった方にアクセスできるような政策も進めていきたいと考えていますし、もう一つ最後、主婦層への、こちらは先ほどレッドオーシャンでなかなか切り崩しが難しいんだという市場になっておりますので、これを決めるのは、やっぱり統計とかアンケートを見ると、ご婦人方でございますので、このご婦人方の、例えば、雑誌に11月ぐらいに載るような工夫をこれからしていきたいと思っております。

○菅野議長 5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 時間になりましたので、最後ですけれども、今、最後にお聞きしたのは、ふるさと納税の本来の理念というのがあるわけですね。今だと、もう返礼品に何か偏っていますね。ですから、本来の理念は、やっぱり寄附をして町に、地方自治体に貢献されたいというようなのが本来の趣旨なわけですよ。そこら辺の、逆に言えば、そういう商品でもあって、物は要らない、でも応援したいというような本来の趣旨も必要なのかなというふうに思いますので、そこら辺もお願いして、私の一般質問を終わります。

○菅野議長 以上で、5番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は2時15分とします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時15分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤耕二議員

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

〔8番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

○8番（佐藤耕二議員） 8番、佐藤耕二です。

私は今回、近年の農業問題と社会福祉協議会についての2点、質問いたします。

最初の農業問題です。

国内外の社会情勢や自然環境、食料事情などの目まぐるしい変化の中、また、国の新しい施策や少子高齢化により、農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。その中の一部に視点を当てて質問したいというふうに思います。

最初の質問です。

米の安定供給や食料自給率向上を目的に、水田を持つ農家を支援する制度に水田活用の直接支払交付金があります。令和4年度から8年度の5年間の間に1回も水張りを行わない農地は水田として認められない。そのために、この直接支払交付金が受けられなくなってしまうということです。国の施策ではありますけれども、今後の西川町の農業を考えると大きな問題だと思えます。水田の水はけ問題について、町の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ご質問にお答えいたします。

その大きな問題に対して、町の考え方をということでございましたけれども、スタンスとしては町としてご支援する必要があるということでございます。

ご指摘のとおり、水田活用の直接支払交付金は、令和4年度から令和8年度までの5年間で一度も水張りが行われぬ農地は、交付の対象外と国から通知を受けております。この水を張る、水張りについては5年間に最低1か月、農地に湛水することが要件となります。

我が町としては、この水張りが可能な農地については、引き続き交付金の交付を受けるよう指導していくとともに、水張りが不可能な農地については、国の畑地化支援事業からの交付金の支給を受けるよう指導してまいります。

ちなみに、畑作化促進事業では、そばなどの畑作を作付している場合、5年間で10アール当たり24万円の支給を受けることができます。これは、水田活用の直接支払交付金のおよそ4年から5年分に当たります。

なお、この畑作化促進事業からの交付金を受けられるのは、支給開始から5年間ですので、支給後の新たな国の支援ができないと、国からの支援がないということであれば、町としての支援が必要だと考えております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうから答弁いただいたわけですがけれども、水田活用の直接支払交付金があるわけですがけれども、これは水田を持つ農家を支援する制度ということで、産地交付金として10アール当たり5万円ということですよ。これは年間5万円頂けるといふことなんですけれども、この水田活用の直接支払交付金の水張りをしないと受けられなくなってしまうということは、やはりゆゆしき問題かなと今思っています。西川町の農地を考えた場合に、やはり農家の方と全員と話したわけじゃないんですけれども、これから大変な問題になる可能性もあるなというふうには思っております。

水田活用の直接支払交付金があるわけですがけれども、今、町長の答弁にありましたように、もう一つのほうとして、畑地化の促進助成があるわけですよ。これは今ご説明ありましたように、畑地化支援ということで10アール当たり14万円、これ1年のみになるかと思えます。それに加えて、定着促進支援ということで10アール当たり2万円。これが5年間続くということで10万円。合計、合わせますと24万円になるということなんです。

つまり、水田活用の直接支払にした場合は5年間で25万円、畑地化促進に使った場合は5年間で24万円。ただし、畑地化の場合は、5年以降は受けられないと。高収益、高品質の作物を作ってくださいよというような指導じゃないかなと思います。

先ほど言いましたように、西川町の農地を考えますと、なかなか該当できるものはあるのかなと思っているんですけれども、もし、例えばこういうふうな作物は、例えば畑地化した場合です、畑地化促進助成を受けた場合に、5年後に、こういう作物だったら何かもっと町でやったらいいんじゃないかなという、何かありましたらというか、今現時点で構いませんけれども、何か教えていただけるものがありましたらお願いしたいなと思います。

○菅野議長 渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

まず、水張りの交付金については、畑地化の促進事業の交付金の関係、先ほど町長からも

ご答弁させていただきましたとおり、水張りができないところについては畑地化の促進のお金をもらっていくというような方針で考えておりました、畑地化のお金、5年しかもらえないという、今のところはそういうルールになっておりますけれども、あくまで水張りがもらえないところをもらっていくというような考え方ですので、どのみち水張りができない、水張りが畑地化のお金をもらっていくようなところは水張りのお金はもらえないということになりますので、まずはお金をもらっていただきたいというのが大前提です。

その上で、どのような作物を育てるのがいいのかというご質問ですけれども、西川町の場合ですと、何でソバを育てているかというのは議員もよくご承知かなとは思いますが、ソバしか作れないというか、ソバを作っているわけでありまして、場所に、地域の特性にもよるとは思いますけれども、例えば果樹ですとか、そういうものを、雪が少ないところという話になってしまいますけれども、育てていくということができれば、あるいは野菜とか園芸作物を育てていくということがしっかりできるのであれば、当然収益には乗ってくるんだろうとは思いますが、何を育てようかという考える段階ではないのかなとは私個人としての認識です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、課長から答弁ありましたように、なかなか西川町は非常に何をするのか、雪もやっぱり多いです、その辺が該当するものがなかなかないのではないかなと私もちょっと考えておりました。

今、西川町の水田の総面積といいますか、あとそれに併せまして、ソバ、現在やっている面積なんか分かりますか。分かったら教えていただきたいと思います。

○菅野議長 渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 水田とソバでいいんですかね。

水田は水田台帳によりますと222ヘクタール、ソバは83ヘクタールでございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 西川町、水田全部で222ヘクタールと。そのうちソバ栽培をやっているのが83ヘクタールという……

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 水稻が222、ソバが83ですので、含まれているわけではございません。

○8番（佐藤耕二議員） はい、分かりました。失礼しました。

水稻だけが222ヘクタールということですね。それから、ソバが83ヘクタールということ

ですね。83ヘクタールのソバが、先ほどのお話の中にもありましたように、全てじゃないということで、場所によっては畑地化促進助成をもらうのか、それとも水田の水張りをやって、そして水田活用の直接支払交付金をもらうのか、どちらかだというようなお話だったと思います。

西川町の農業をやっている方の、全員ではもちろんなくて一部と言え一部なんでしょうけれども、やはり、今、課長からお話しあったように、山間地というのは、山奥のほうの今ソバ植えている場所は、基本的に畑地化やっていきたいと。県道沿いとか見えるところは、水張りを何とかやって、そして水田活用の直接支払交付金を5年後ももらっていくような方法を考えていきたいというようなお話をされている方もいました。

また、後継者もないのでは、畑地化促進の助成金をもらって、5年後はもう農業できない可能性あるなというような答えをちょっといただいた方もいました。

それは場所によってはというか、非常に、例えば国道沿い、県道沿いのところは、皆さんいろんなことを考えているんだけれども、ちょっと山に入った、具体的に挙げて申し訳ないけれども、例えば睦合の上のほうかというようになっちゃうと、どうしても見えない部分があるんだというお話もされている方もいらっしゃる方もいました。

ですから、畑地化の促進助成金もらうかななんていう方もいましたけれども、いずれにしても、水稻を作っている、水田も含めて農地そのものが荒れてくる可能性がある。耕作放棄地になる可能性もあるということで、5年後まではいいかと思います。問題はその後ではないかなと。

質問の2でもちょっと質問しますけれども、これ後継者の問題も含めまして、そういう問題も出てくるなというふうに思います。

今のお話を、2つを総合して考えますと、例えば農業をやっている方は、5年に1回水張りをして水田活用の直接支払交付金をもらい続けるのか、畑地化促進の助成で5年間総額24万円をもらって畑地化にしていくのか、二者選択しかないということが思われますけれども、それで間違いないでしょうか。

○菅野議長 渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 ご認識のとおりだと思います。水張りができる、できないがありますので、できるところは従来どおりでいいと思いますけれども、できないところは畑地化していくというしか選択肢はないというか、結局、水張りできないところなのに畑地化の交付金をもらわないということになると、結局それはもらえる補助金をもらわない

ということになりますので、その二択かなというふうに思っています。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今やっている方は、全てじゃないんでしょうけれども、大分、出ていった方の農地を借りてやっているとか、そういう方も大分いらっしゃるみたいです。そうになると、例えば5年後に、先ほど言ったように、畑地化にして5年後には水田活用の直接支払もらえないし、何の補助もないとなると、5年後に私はじゃ、その持ち主に返しますよという可能性も十分考えられるということですよ。そうすると、やはり耕作放棄地、当然ながら、耕作放棄地になるようなところをその人たちが借りて、今頑張っているわけですから、ますますそれに拍車をかけてしまうということにもなるんじゃないかなと思っています。

ですから、畑地化するのが果たしていいのかどうか、何とか水張りをやって、そして5年後以降も補助金もらうような体制がいいのかどうか、非常に悩ましいところだと思うんですけども。

ちょうど先ほどオープンチャット見ていましたら、何かこの畑地化というか、水張り問題について対話会行うというので、たしか9月11日の午後からということによろしいんですね。その日は議会では決算委員会ありますので、出られるかどうかかなと思って見ていたけれども、これに対しては、ほかの農業者に関しての周知はどのように、チャットは見えていない方もいらっしゃるでしょうから、きちんと通知はしていただけるということによろしいんですね。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

オープンチャットにも、議員ご承知のとおり載っていますし、ホームページも更新して情報発信しておりますので、あとは、もし議員の周りにも農家の方いらっしゃったら、ぜひお声がけをいただければと思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 11日の、じゃ私の知っている限りは声をかけていきたいと思います。

やはり農家にとって非常に大事なことだと思いますので、私たちがどうのこうのというよりも、農家の人たちの実際の声を聞いていただいたほうが、やはりその先、より多くの効果が上げられるんじゃないかなと思います。

今、先ほど聞きましたけれども、西川町全体では83ヘクタールでしたっけ、81かな、あり

ますということでしたけれども、例えば大井沢に限定して考えますと、大井沢の場合は、全部で40町歩がソバ畑なんですよね。そのうち受託組合、受託組合というのは大井沢農作業受託組合ですけれども、農作業受託組合が35町歩ぐらいやっけていらっしやる。そのほかの5町歩は個人ですけれども、最終的には受託組合にお願いしてやっけているという形なんで、もし水張りが果たしてできないところか、あれかなと思って、全部私もあちこち見て歩いたんですけれども、やはり水路の問題だと思います。もう水路がやはり豪雨でやられて、もう水路になっていない。水の流れも違ってきているというようなところがあるみたいですよ。

ですからもう、じゃ水張りはしたいんですけども、どうやってやるのかと。そこら辺の問題かなと思うんですよ。したいというよりも、要するに、畑地化して5年後に補助金をもらえるようになれば、何とか水張りをやっけて、5年後以降もそのソバ栽培を続けていきたいという方、いらっしやいました。だけれども、水路がやはりいかれていてどうしようかなというふうな方もいましたけれども、その水路に関しては、これ国でもどこからも何か補助があっけて、それでそれを直せるなんてことはないですよ。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

水張りについては、我々としては、したい、したくないの問題ではなく、できるか、できないかの問題だと思っています。水路が潰れているところとか、あと暗渠とかもやっっちゃっている農地とかありますんで、そういったところにちゃんと要件を満たすほどの水が張れるかどうかと言われると、恐らく張れないだろう。ちょっと実際、その農地ごとに暗渠している、していないにかかわらず状況は変わってくると思うので、分からないですけれども、できないところは多いんじゃないかなと。だから、水張りについては、できるかできないかで判断するしかない。無理に水張りのためだけに水路をまた直したりとか、それってソバの生産には全くプラスにならないですし、そこは、今のところは我々としては検討していません。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 水路の問題もあるということと、それから、ソバ畑にしているようなところは、ソバというのは何か水が天敵だなんておっしゃっている方もいましたけれども、ところが、水はけがよくないとやっぱり駄目だと。その水はけをよくするために、一部掘っているところがあるんですね。くろの周りというか、畦畔の周りをぐるっと掘って、額縁暗

渠ということらしいんですけども、そういうふうに行っている方がいて、そこに水を入れると、水を入れたら、そこには掘ったところに当然たまりますけれども、その後、1か月後という、そこは崩れちゃってその暗渠の役目をなさないんじゃないかと。できれば、この後の問題として、その辺を直す補助なんか考えていただけないかなということもあつたんですけども、先の問題と言えば先の問題ですけども、何かどうでしょうか、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

私、今のところ、そういったご要望は、少なくとも私の耳には届いていませんので、要望があつたらそこから検討が始まるということかなと思っています。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今のような要望も含めて、9月11日にいろんな話が出るかと思しますので、その辺はまとめてよく聞いていただければなと思います。

○菅野議長 補足答弁。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 すみません、11日の対話会、補足ですけども、あれ、我々役場と農業者の双方向の対話会というよりは、農水省のご担当の方を呼んで制度のご説明していただくという内容ですので、どちらかという説明会のようなものになります。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 説明会ということで。じゃ、理解いたしました。

その説明会以後にいろんな問題があつたら、私のほうからもお願いする部分もあるかもしれませんが、あるいは農業やっている方からそういうお話もあるかと思えます。先ほど言った額縁暗渠なんていう問題も大分おっしゃる方、全てじゃないんですけどもね、一部そういうふうなことをやっているというような方もいましたし、いろんな条件が、その時、その所々で場所によってあるのかなというふうには思います。

今言ったようなことを踏まえまして、ちょっと2番目の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

現在、農業をされている方の高齢化や農業の担い手不足が進む中、数年後の農地を考えると、先ほども言いましたけれども、やはり危機意識を持ちます。もちろん担い手不足はほかの産業でも大きな課題であります。それでも今回は農業に限定して、農業の担い手不足をどう考えていくのかなというような、非常に漠然とした大きなことで申し訳ないんですけど

も、ちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 農業の担い手不足に対する考えをどうかということですので、お答えさせていただきます。

我が町の農地を守っていくためにも、担い手不足というのは深刻な問題だと考えておりました。この8年が西川町の農業の頑張りどころだなと思っております。そういう認識から、国内最大級の農業就農希望者のマッチングイベント、新・農業人フェアの参加などを通じて、町外から就農者の獲得を図ってまいりたいと思っております。

また、農家を志す地域おこし協力隊がなんと3名いらっしゃるんですけども、先日、地域おこし協力隊同士が農業法人を立ち上げました。このように、新規就農の動きも見られることですが、新規就農に当たっては、採算が取れるかどうかというのがこれからの心理的なハードルであり、参入のハードルだと思っております。このため、農業への初めの一步として、国の補助金を獲得して、山菜の園地整備や収穫作業など、農家でない方々にも就業いただくなど、就農への心理的なハードルを下げていきたいと思っております。

ですので、今申し上げたのは、例えば、農地の少なくても人がたくさんいらっしゃる海味区などの若い方々を、これからしっかり巻き込んでいかななくてはいけないと。外からもそうですけれども、内からもそういった活動をしなくてはいけないと考えています。

なお、同じ農業でも、先ほど収益、もうかるかどうかというのを考えなくてはいけないと申し上げました。これに関して言えば、木質バイオマス発電のこれから可能性を探っていくというプロポーザルを、先日審査結果が出ましたと。NTTアグリテクノロジーというところが受託しまして、この会社が、西川町を拠点にして木質バイオマスの発電事業を生かして、その熱を利用した通年型の施設園芸を行っていききたいという新しい参入の動きもございますので、そういった動きと、外からの動きと、町内での担い手を探すという作業を、取組を行っていかなくてはいけないと思っております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうからご答弁ありましたけれども、木質バイオマスを利用して、通年農業というか、やっぱりこれからは非常に大事なことだと思いますので、それに関してはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、今のお話の中に、新・農業人フェアのお話がありました。新・農業人フェアというのは、農業をしたいとか、知りたいとか、あるいは働きたいとか、何か関わってみたいとか、

そういう気持ちを持つ人を対象にした、多分、国内最大級の就農イベントだと思います。これ、たしか年に8回ぐらい開かれるかなと思うんですけども、その辺の町からの派遣といえますか、その辺、今年、前の年も何かありましたけれども、その状況と効果といえますか、そういうものがありましたらちょっと教えていただければなと思います。例えば、それに基づいて何人か来ましたよとかということをお願いしたいと思います。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

新・農業人フェアについてですけども、議員からご紹介があったとおり、年に数回開かれています。今年、まだ町は行っていませんが、年内には1回行くような段取りで旅費なども確保しているところです。

新・農業人フェアで獲得した実績についても、これもございまして、ちょっとすみません、何人だったかちょっと今覚えていないんですけども、今、現に協力隊で啓翁桜の園地で働いてくださっている方についても、最初は新・農業人フェアでマッチングしたという実績もございまして、ほかにも何人かいらっしゃったと思います。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 新・農業人フェアなんかにも積極的に参加していただきまして、今年はまだということで、今からということでしたけれども、これはもう数年前、何年か前から町の人も参加していることだと思います。私も1回、池袋であったときちょっと行ってきたことがあったんですけども、やはり非常に活発というか、農業をやりたいという方が、やっぱりそういう姿を見ると、何とか町に連れてこられないものかなとちょっと思った記憶があったわけです。

それと、先ほどお話ありましたけれども、地域おこし協力隊が今お一人、専門に啓翁桜等をやっていらっしゃいます。それとは別に、もうお二人の方が農業に携わりたいということで、いろいろな活動して、先ほどの町長のお話でしたら、農業法人を立上げていくんだということでした。非常にそういう面では、ありがたいなと、町にとってね思います。

それでなんですけれども、大井沢のことをちょっと考えますと、先ほど言いましたけれども、大井沢の農作業の受託組合、これは大井沢全部で40町歩で、35町歩を受託組合でやっているというお話しました。

ただし、やはりこういう受託組合等は、繁忙期というか忙しいのが年間やっぱり限られてくるんですよ。70日から80日くらい。トラクターを使わなくちゃいけないとか、くろの草

刈りをしなくちゃいけないとか、そういうこととか考えますと、それぐらいの日数なわけです。

ただ、受託組合そのものがやはりかなりの高齢化になっておりまして、後継者をどうしようかということで、私どももちょっと話していきまして、代表の方とも何回か私もお話ししたんですけれども、非常にこれから、今のままだと数年かなというお話があるぐらいで、もし仮にそうなった場合、やっぱり先ほども言いましたけれども、大井沢、県道沿いにかなりそういうソバ畑があるわけなんですけれども、あそこがもし耕作する方がいなくなれば、非常に景観的にも、あるいは大井沢の観光地としての機能も非常に損なわれてくるのではないかなと思っ、今のうちから危惧しているところなんです。

そういうことも含めまして、何とか受託組合の労働力を補うために、地域外といいますか町外といいますか、そういうところから何とか入れられないかなと、来ていただけないかなというふうに思っていたところなんですけれども、もちろん、そんなに簡単にいく問題じゃないとは思いますが、その辺はやっぱり組合あるいは地元等も含めて、いろんな話合いをしながら、何か前向きに考えていける方法はないのかなと。

その辺は多分、こうした区からもいろんな要望が出ているかと思えますけれども、それを併せまして、ぜひ何とか考えていかないと、本当にこれから先、本当にもう数年ということは、今準備しておかないと間に合わないかなと思うんですよね。ですから、そんなことも含めまして、よろしく願いしたいなと思います。

それと、やっぱりそうなった場合、受け入れるのは当然農業団体、受託組合なり農業団体なり個人になるわけですから、その団体のプラットフォームといいますか、その土台がやっぱりしっかりして、指導力もきちんと発揮してもらわなくちゃいけないでしょうし、その辺なんかはこれからそういう方とお話ししながらやっていかななくちゃいけないけれども、今、現実問題は、そういうふうな状態であるということをちょっと認識していただければ非常にありがたいし、今後に向けて、じゃお互いにどうやったらいいんだろうねというふうな話合いをやっぱりしていければなというふうに思います。

水田の水張り問題、2つの方法の中の1つをどうにかしてその辺、選択しなくちゃいけない。あるいはそれに合わせまして、後継者問題が出てくるというようなことですので、その辺は今から本当に考えていかないとなというふうには思っております。

ぜひ、農業者やっている方とか関係者の方と話し合っ、て対処していただければなと。今後の問題ですけれども、お願いしたいと思えます。その辺はいかがお考えでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 すみません、今のお話では大井沢の大井沢イズムの仮称ですけども、地域商社のお話をしているのでしょうか。それとも違う話ですかね。どっちですかね。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 私が今話しているのは、大井沢農作業受託組合の団体、その団体にちょっと今限定して聞いています。

大井沢イズムのことも会社の問題も今からあるわけですけども、それも好意的に考えれば、先には考えなくちゃいけないんでしょうけれども、まず取りあえずは、その受託組合をどうにかできないかなというようなことでお聞きしたわけです。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 まず大井沢、同じ地域において地域商社を受託組合の課題解決しようとして、大井沢イズムという地域商社を立ち上げようとしていると私は承知しております。このため、せっかく大井沢区のほうでその会社が区長を中心に立ち上がるわけでございますので、まずは、個別に町に受託組合をどうこうというお話よりも、今動いている地域商社の議論の中で進めていただくものだと思っております。

私、大井沢区の話合いもしましたし、なぜ、もう少し大井沢区は1つにまとまる必要があるんじゃないかなと思っています。佐藤議員も大井沢区の一員でありますし、ですので、できればこういう受託組合と地域商社というのは、地域商社の事業として受託組合のことも包含した形で大井沢の活性化を定款上うたっていると私は承知しております。

そのため、まずその地域商社をどうしていくのかとかいう、そういったご協力をいただいたほうがいいと思っています。残念ながら、そういった区長の動きに対して、広がりはまだ欠けているなど、広がりがやや欠けているなどと思っていますので、ぜひ、個別に支援を町に求めるというのではなく、まずは地域商社をどうするかという大井沢区内での議論を行ってもらいたいと思っています。せっかく国の補助金が3年間も、1,000万円以上ですね、3年間であれば、2,000万以上か、あるのでございますので、ぜひそのテーブルでまず話し合っていたきたい。

もう一つは、地域おこし協力隊を大井沢にということでございますけれども、まず総括すべきです。なぜ大井沢区において地域おこし協力隊が来ないか。受け入れる環境が整っていないからだとは私は聞いております。

というのは、個別には区民の方から歓迎されて、頼むと。また、来てくれてありがとうと

というようなことは言われておりますけれども、区の一体感というのがなくて、受け入れる環境というのは、この人に挨拶がないからどうなっているんだとか、雪下ろし少ししていないだけで文句を言うような、そんな地域に地域おこし協力隊が住みたいと思うのでしょうか。まず受け入れたいと思うような意思決定を区でしていただく必要があるのではないかと。あるいは、意識を醸成するような取組が大井沢区においては必要なのではないかと考えております。原因分析をしてほしいと考えています。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今の町長のおっしゃったことも分かります。地域商社の話も今進めておりますし、そのことについても重々承知しながら今回の質問をさせていただいたわけです。

やはり、先ほど言いましたように、もちろん会社設立に向けて今いろいろ準備しているわけでしょうけれども、それに合わせまして、農業問題もやっぱり非常に大事なことだなと私も思ったわけで、質問させていただくというふうにしたわけです。

その中で、今回は水張り問題というのは、やっぱり今この5年間ですか、4年度からですから、あとはこれをどういう方法でやっていくのかということも含めまして、その辺も町のほうとよく話し合ってお願ひしていきたいなと思います。

後継者問題も、町に何かしてくれということも少しはあるんですけども、でも地元でも当然ながらお話をさせてもらって、この間も農業をやっている方と色々な話合いを持ち、懇談会も持ちましたし、いろんな話を聞いておりますし、その中で今回ちょっと質問させていただいたというふうなことになります。

時間があまりないんで、ちょっと2番目の質問を先にさせていただきますけれども、ただ、農業問題に関しては、そんなことで、これから先、非常に避けて通れない部分もあると思います。地元でもよく対応しながらやっていきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、社会福祉協議会に関する質問になります。

社会福祉協議会というのは、地域の人々が住み慣れた町で安心して生活することができる福祉のまちづくりの実現をめざし活動している組織だと思います。そして地域の特性を踏まえ、創意工夫を凝らした事業に取り組んでいます。

社会福祉協議会は全国の自治体にある重要な協議会ですが、次の点について質問したいというふうに思います。

最初の質問です。町は社会福祉協議会に令和5年度、年間1,390万円の補助金を予算化していますけれども、この金額に対してどのようにお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 議員ご指摘のとおり、社会福祉協議会に関しては、年間1,390万円という多額の補助金が出ており、皆様から適正だと認識していただいて可決いただいたものだと思っております。

しかしながら、社会福祉協議会の取組について、町民の皆様からお聞きしたご意見や、近隣自治体の社会福祉協議会への補助の現状を踏まえると、現在は大きな見直しが必要と考えております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 私はこの通告を出すときに調べて1,390万円ということは、これは社会福祉協議会、間違いないんですけども、そのほかに老人福祉センター運営補助という920万円ほどあったんですね。ちょっと私もうっかりして申し訳なかったんですけども、そうすると、合計2,300万ぐらいになるなと思っていました。

4年度の決算を見ましたら、社会福祉協議会の運営補助として701万1,000円出ていました。そのほかにボランティアコーディネート事業補助ということで771万4,000円、これで合計1,472万円でした。それとは別に、先ほど言った老人福祉センター運営補助708万円ということで、総額1,543万円。去年の場合は、それとは別に社会福祉等の原油価格・物価高騰対策支援ということで、総額しか決算書には出ていなかったんですけども、話聞きましたら恐らく二、三百万ではないかなということで、それを合わせますと、やっぱり2,000万近く、1,800幾らかな、ぐらいの金額になっているというような気がします。

ですから、これは果たして本当に適正なのかどうか。私も詳しくは分かりませんが、今、町長のほうから今後の考えとして大きな見直しをかけるべきではないかというお話がありました。

4年度の老人福祉センターの使用者数を調べてみたら、2万5,800人ぐらいなんです。これを1日当たりになると約70人ぐらいということで、老人福祉センターに運営補助として920万ぐらい出ているということは、私、これも適正かどうかというようなことになります。この辺なんかは、町長からありましたように見直しが必要だろうということで、その辺は適正な金額をお願いしたいなと、見直ししていただきたいなというふうに思います。

それで、2番目の質問ですけれども、今、社会福祉協議会というのは保健センターに入っているというか、間借りのような状態になっているわけですけれども、これは無償で入っているというふうに話聞いています。借地料とここに書きましたけれども、使用料といいますか、それをどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 保健センターのというか、社会福祉協議会が町の施設に入っているということに対する貸付料をどう考えているかということでございます。現状では、貸付料を納めていただいております。

ちなみに、観光協会、こちらは一般社団法人で町の施設である道の駅の施設に入っております。こちらは一般社団法人の観光協会に貸し付けるものですから、こちらは使用料を頂いております。

では、なぜ社会福祉協議会が納めていないかということでございますけれども、西川町の行政財産の使用料徴収条例というのがございます。こちらの第9条第1項において、「公共団体が使用するときは全部又は一部を減免することができる」と規定しており、この規定に基づき保健センターの使用料の全部を減免しております。

ただ、この減免に係る事務手続が相当前から、何十年前から、十数年でございまして、の間、この減免に係る事務手続が行われないうまま、本来であれば、そういった無償使用許可なのか使用承諾書というのを交わすべきところを、議員ご指摘のおかげで判明いたしました。ありがとうございます。

本来は行政財産の使用申請書を提出していただくこととなります。その許可と使用料の減免を通知しなければなりませんので、新たな、今ない基準でございまして、全部減免にするのか、一部減免にするのか、その基準を策定しまして社会福祉協議会のほうと必要な手続を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 私、この質問をするに当たってちょっと調べてみたんですけども、平成19年までには居宅介護支援とか訪問入浴は社会福祉協議会で行っていたということだったようです。介護サービスの充実を目指して町が先導してケアハイツに業務を移管したと、そのときにですね。それを契機に平成20年に現在の場所になったというようなことをちょっとお聞きしました。それから、ずっと今の場所にいるということみたいでした。

そこで提案ですけれども、これは当然、町も社会福祉協議会といろいろ話し合わなくちゃ

いけないんでしょうけれども、老人福祉センターに事務所を移動したほうが私はいいのかなと思っていました。老人福祉センターというのは社会福祉協議会の持ち物でもありますし、その辺が一番すっきりするのかなど。だからそこに入ることによって、管理費も今発生していますけれども、人件費の削減にもなるのではないかなというふうに思います。

これ、私もちょっとそれに当たって協議会の担当者もちょっといろいろ話し合ってみたくですけれども、その辺に関しては町長は、急ですけれども、いかがお考えでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 確かに本来のあるべきところというのは海味の老人福祉センターにいるべきだと思っております。ただ、何らかの理由で、機能性とか健康福祉課との連携が必要だということもありますので、こちらのほうは、これから社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。私はおっしゃるとおりだと思っています。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） この問題は、そのようなことも可能ではないかということでもっと申し上げました。できれば、継続していろいろ検討していただければなというふうに思います。

質問の3番目に移りますけれども、現在、社会福祉協議会の内部の中で、デイサービスひかりの件ですけれども、サービスひかりに関しては、地域密着型通所介護及び通所型サービスとして、寒河江市にある施設ですよね。このひかりに対して、西川町の老人福祉センターを使用させたいというような考えがあるみたいですが、これに対して町はどのように捉えていらっしゃるかなと思ってお聞きする予定でした。

ただ、29日に社会福祉協議会の評議員会、行われていて、私その結果も若干ですけれども聞いているんですけれども、そこも含めまして何かお話ありましたらお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

先日29日に行われた社会福祉協議会の評議員会において、デイサービスひかりさんが老人福祉センターで機能訓練特化型のデイサービス事業を行うことが認められたと健康福祉課から報告を受けております。

デイサービスひかりを運営する株式会社ひかりの代表者の方とは、昨年9月にお会いしております。西川町でこのようなデイサービス事業を実施することに対し、並々ならぬ熱意をお持ちの方だなど。しかも、単なるデイサービス事業の展開だけではなく、これによって地

域のにぎわいづくりや雇用も西川町でつくりたいと真剣に考えておりました。

町としては、このような熱意のある気持ちのこもった事業者からの前向きなご提案にはしっかりと耳を傾け、福祉事業の充実にも資するものだと判断しまして、事業展開を後押ししていきたいと考えております。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうからもありましたけれども、機能回復の器具で、何か1階のロビーに置きたいと、使用してやりたいということで、非常に私もこれに関してはいいことだなというふうに思います。それに加えて、町内の雇用も生まれるということもあるみたいですから、前向きに全面的に考えていったらどうかなというふうに思います。

それで、1つお聞きしますけれども、そうした場合に、その利用者ニーズでしょうか、その見通しというか、これ基本的に要支援1と要支援2、要介護1も入るのかな、そこまでちょっと分かりませんが、その辺のあとは見通しとか、あるいはほかに介護施設はあるわけですが、その辺の影響なんかはあるのかどうか含めて、教えていただければというふうに思います。

○菅野議長 答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長 佐藤耕二議員のご質問にお答えをいたします。

デイサービス事業ということで、令和5年7月現在、通所リハビリの利用者数につきましては、要介護者が106人、要支援事業対象者が49人でございます。そのうち、町外の施設に通われている方が、要介護者が19人、要支援事業対象者が12人でございます。合わせて町外の施設に行っていられる方が30人以上いらっしゃるということになります。

もちろん、あえて町外の施設を選んでいる方もいらっしゃると思いますが、今後も在宅で過ごすために、今ある機能を維持、あるいは向上するための訓練がこのデイサービスの目的でありますので、そのサービスを受けたいという一定の利用者は見込めると考えております。

また、町外の施設ではなかなか送迎に行けない地域も本町内にはございますので、それらの送迎ができるようになれば、新たなニーズの掘り起こしも可能になると考えております。

以上でございます。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） ニーズのほうは大丈夫だろうということと、それから現在の要支援の方でも町外に行っている方、町外の施設を利用している方が30人ぐらいいると。この人た

ちが戻ってきてもらえれば全然問題ないし、また、それに加えて、今、課長からありましたけれども、どうしても何というんですか、西部地区というとおかしいけれども、遠いところでは何かなかなか今利用する機会がないんで、送迎なんかしてもらってもっともって利用できる価値が十分あるなというふうには思います。ぜひそういうことで進めていただきたいというふうに思います。

それから、最後の質問になります。

今、西川町の世帯は1,800ぐらいだと思いますけれども、その世帯に今、社会福祉協議会のほうでは年間2,800円の協力金をお願いしていると思います。そのうち1,570世帯から会費として徴収をお願いしているんだ、集まっているんだというお話がありました。その内容は、社会福祉協議会の運営として1,000円だと。老人福祉センター運営として1,800円だというようなことでしたけれども、他の市町村の状況なんか、もし分かりましたらお願いしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 他の市町村の徴収の集金の状況についてご質問いただきましたので、お答えいたします。

西村山郡の町などに聴取したところ、河北町が1世帯当たり1,200円、大江町、朝日町がそれぞれ1,000円でした。これに対して、西川町の社会福祉協議会は、老人福祉センター特別会費を含めた2,800円となっております。

なお、会費だけでなく町からの補助金ですね、社会福祉協議会、老人福祉センター全体の補助金を人口規模の近い大蔵村と比較したのもご紹介させていただきます。人口約3,000人の大蔵村の社会福祉協議会の会費は1,000円、徴収は1,000円。町からの人件費の負担分として165万3,000円の補助を受けております。世帯には1世帯当たり1,000円、町として165万ということでございます。

これに対しまして、我が町の社会福祉協議会への補助は、先ほど申し上げたとおり2,390万円になります。1世帯当たりは2,800円となるものでございます。

これを合計しますと、大蔵村は165万ぐらいで運営しております。一方、西川町は2,390万円で運営しております。人口1人当たりへの負担割合は、大蔵村は1人当たり849円に対しまして、西川町は5,980円と7倍ほどになっております。こちらは、恐らく海味温泉の経営というか、維持にお金がかかっているのではないかと思いますので、ご紹介したとおり、西村山で断トツの1人当たりの補助が社会福祉協議会に行われているということでございます。

2番目の朝日町、1人当たり3,953円ですので、もう2位とは、2番目に高いところとは2,000円以上、西川町は頂いているということになります。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 他の市町村と比べると、やはり西川町は非常に高いというのが今の町長の説明で分かりました。

やはり西川町は他の市町村とは違って、やっぱり老人福祉センターの運営も一緒になっているということなんですよ。その辺の運営補助もあるけれども、それだけじゃなくて、社会福祉協議会だけで考えても、先ほど私も金額言いましたけれども、それでもやはりちょっと高いなというふうに思います。

今、社協だよりというのが社会福祉協議会から出ておりますけれども、このうち予算から見ると約60%が人件費でした。その中で、やはり社協というものはもともと収益を上げる団体ではないと思います。それでもほかの市町村を見ると訪問看護やっていたり、いろんなことをやっているわけですよ。

ですから、もう少し、以前からそうだったからじゃなくて、何か新しいことできないのかともっと考える必要があるんじゃないかなということで、社協の方とはちょっと話し合っていました。なかなかそこでの、これはいいなというのもなかったんですけど、そういう考えというのはこれからも持っていかなきゃいけないなと思います。

社会福祉協議会の仕事の内容というのは、あまり町民というのは知らないんじゃないかなと思います。先ほどの社協だよりを見ましたら、5つの主な取組というのがありました。地域福祉推進していくんだと。2番目は住民に密着した福祉サービスなんだと。3番目は住民が支え合える福祉活動なんだと。4番目はボランティア活動なんだと。5番目は老人福祉センターの運営なんだと。これが社会福祉協議会の仕事の内容ですよ。そうかと改めて何か思いました、これでいいのかなと。やはり、なかなかそういう顔が見えないというか、今、言葉ありますので、例えばですよ……

○菅野議長 佐藤議員、あと1分になります。

○8番（佐藤耕二議員） はい、分かりました。

ボランティア活動ということをしているんだしたら、先ほどの災害ボランティアじゃないんですけども、インターンのお手伝いだけなんかもやっていますので、それと一緒に何か社会福祉協議会も一緒にできないかなとかいう活動ができないかなと思っています。

そういうことも含めまして、やはり今まであった社会福祉協議会じゃなくて、新しい社会

福祉協議会に移り変わっていただきたいというふうに思いながら、以上で私の質問を終わります。

○菅野議長 以上で、8番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◇ 菅野邦比克 議員

○菅野議長 続いて、一般質問の通告順は私ですので、会議規則第51条の規定に基づき、議員として議席に着き発言するため、議長席を大泉副議長と交代します。

大泉副議長、議長席にお着き願います。

〔副議長 大泉奈美議員 議長席に着く〕

○大泉副議長 議長を交代いたしました。

10番、菅野邦比克議員の質問を許します。

菅野議員。

〔10番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○10番（菅野邦比克議員） 10番、菅野邦比克です。

今日は、2件について質問をいたします。

副町長の選任についてということで、最初、質問したいと思います。

今年3月の一般質問においても取上げしましたが、近年、豪雨災害、土砂災害や豪雪災害などたびたび災害が発生しております。町長は出張や会議等で町を離れている時間が多くありますので、万が一のときのために副町長を置かれたらどうか。危機管理の上からも、組織体制上からも必要と考えます。3月定例会では、費用の面から考えても、いなくても大丈夫、また、出張先からでもいつでもネットでつながっているのだから必要ないというような答弁されていましたが、再度質問いたします。

質問1、第7次総合計画において、令和6年度まで老人福祉政策担当の副町長を新設する計画がなされていますが、なぜ老人福祉政策担当の副町長を新設することになったか質問をいたします。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

副町長人事に関しましては、前回もご指摘いただきまして、その際に職員のアンケートを

取ったところによれば、特段支障はないという意見に基づいて、今まで副町長を新設して招聘はしておりませんでした。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、危機管理の面、総務課長に一任しておりますけれども、さらに強い機能を強化する必要がありますし、また高齢福祉の、私が若いものですから、もう少し年上の方がいらっしゃってもありがたいと思っております。できれば、来年度からは、副町長を2人体制にしまして、1人は推進型の危機管理もして推進する事業を行う若い副町長と、もう一人は、高齢福祉政策を担う、自分事で高齢福祉事業を担うために近いような世代の方を招聘したいなと思っておりますので、いずれにしても条例の改正と予算案が必要になりますので、できれば来年度の当初予算から盛り込んでいきたいと思っております。

○大泉副議長 菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 今の答弁で質問2までいったような気はありますけれども、一応、1から質問をしてみたいです。

老人福祉政策担当の副町長の新設ということですが、これは担当課というと健康福祉課とか病院とかというふうな限定した副町長という考えでよろしいのでしょうか。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 おっしゃるとおりでございます。

参考としているのは、私らが連携協定を結ばさせていただいた北海道の東川町でございます。東川町は、人口減少から一転して人口が増えている自治体でございます。こういった一度人口減少で人員を削減し、そして人口増加基調に切り替えるときには、やはり東川の前町長にもお聞きしましたが、切り替えるタイミングでは、そういった副町長のような右腕は2つ、両腕に持つ必要があるというご指南をいただきました。こちら踏まえまして、担当をそれぞれ、教育長も含めて担当を割り当てて運営をしてみたいと考えております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） そうしますと、今回の老人福祉政策担当の副町長というのは、健康福祉課と病院という、プラスアルファになるかちょっと分かりませんが、こういう考えでは間違いはないというようなことでよろしいということですね。分かりました。

副町長も、前から私、3月のときも置いたらどうだというようなことあって、できれば、変わったところで女性はいかがですかという話もしたこともあったわけですが、今、町長からも、先に2人体制にしたいという提案があったわけですが、副町長という

のは、町長が留守のときに町内の方、それから町外の方がいらっしゃったときに、いろいろ相談できる方がいらっしゃれば、また町長も広く訪問、いろいろ外遊もできるんでないかというようなことがあって提案をしておったわけですけれども、これ、誰がというのは今はこれはこれから提案なされることだろうと思いますけれども、副町長というのはポストって非常に私も大事だと思っていますので、ぜひその辺はきちっと取り組んでいただいでやっていただければいいのかなというふうに思っております。

なかなか町長いないと相談できなくている方も庁内にはいらっしゃるんでないかなというふうに思っておりますので、直接聞いたわけではないですけれども、そういう方もいらっしゃると思いますので、その辺をできるだけ酌んでいただいで、対応をお願いできればというふうに思っております。新設すること、それから特命の福祉担当副町長というふうな理解しましたので、一応1問については終わらせていただいで。

次に、答弁先にあったからあれですけれども、他の業務を担当する、いわゆる健康福祉課と病院以外の、例えば総務課から始まってつなぐ課、ずっとあるわけですけれども、そういう担当する副町長もやっぱりいないと、組織上はちょっとバランスが取れないのかなというふうに思っております。それで、最初言いましたんですが、災害がいつ発生するかも分かりませんので、そのとき迅速な対策が必要になる場合があるというふうなことで、危機管理も含めてどう考えているのか再度、もう一度質問させていただきます。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

副町長を3月の予算で、2人体制の予算と条例改正の議案を提出したいと思っております。

役割に関しましては、これまでは副町長お一人の体制ですので、私の代理というような位置づけでございましたけれども、当然どちらか、2人のうち1人は代理の役割を担うわけでございます。

ただ、日頃の業務においては、健康福祉政策、むしろ総合戦略でいえば、安心・安全な暮らしを担当するような副町長にしたいなと思っております。

また、それ以外は私の代理となるような副町長の役割も担いつつ、安心・安全以外の分野を担う副町長だと考えております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 私もこの提案といえますか、7次総計を見て、老人担当の方を副町長に設置したいというふうな計画書を見て、なぜ、じゃ、もう一人の副町長を置かない

のかなと思って、ちょっと不思議に思っていたところです。やはり組織というのは、ここだけに担当すればいいという問題でなくて、やっぱり全体を包括するような方も必要ですので、今答弁いろいろあった中で、町長はそう考えているというふうなことだったんですので、私は2人提案をされたらどうかなというふうに思って、そのほうが体制がすっきりするというふうに考えておりましたので、そんなことです。

3月のときには、5か月前ですけれども、副町長は要らないよ、でも半年たったら、極端な話、2人ぐらいかなという。何でそんなに急に変わったのかなというふうに思っているんですけれども、考えがありましたら。普通だとそんなに半年で変わるわけではないというふうには思っておったんですけれども、そのちょっと変わったことについて、お聞きしたいと思います。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 恐らく、議事録をもう一度ご確認いただくと、その当時、今必要かという問いに対しては、今は必要ないと申し上げたのでございます。

もともとお一人は必要だと思っておりましたけれども、東川町の視察の際に、お聞きした状況を考えると、ありがたいことに人口は増えるような、社会減は止まりつつあり、軒並み人口自体も増えている兆候が見られます。こういったありがたいステージに西川町はあると思いましたので、そういった数字的にもよい兆候が出たので、ここはその勢いを加速する必要があると考えました。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 副町長がずっと1年半ほどいなかったわけで、業務量を見ても相当増えていますので、やはり早く副町長を置いて、いろんな業務に当たらせたらどうだというふうなことを3月のときにも話はしましたんですが、やっとやっぱり整ってくるというふうなこと。やっぱり副町長がないというのは、ちょっと私から見てもどうかなというふうに思っておったんですけれども、これだけ業務増える、予算規模も初めて72億を超えるというような、4,700人の人口の中では考えられないような予算規模になっていますので、そういうふうにして、業務が回っていくような、今でも回っているんでしょうけれども、なお一層回っていくような形にしてもらえればありがたいというふうに思っています。そうすると、また見えないものが何かゆっくりとか、見えてくるものもあるのかなというふうに思って、いい方向に進んでもらえば大変よろしいのかなというふうに思っています。

2人体制については、私も提案をしたいというふうなことでしたので、今回、町長のほう

から先に2人体制の話ありましたので、ぜひ人選についても十分お願いしたいというふうに思っております。

これは条例改正、当然伴うわけですので、議会の承認というようなことになろうかと思えますけれども、出てきた方については十分議会としても協議して、いろいろやっていきたいと私も思っておりますので、その点、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、3月の定例会で、一般質問の答弁でこの件に関して、10月までに女性のアドバイザーを置くというふうに答弁しておりましたんですが、この副町長との兼ね合いはどうなるのか。アドバイザーですので、副町長とはもう違うということは分かりますけれども、この兼ね合いについて、分かる範囲内でお答えいただきたいと思えます。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今年の10月までに女性のアドバイザーを置くと、選挙公約にもあった件でご質問いただいたと承知しております。

まず、アドバイザーの身分と考えると、もちろんアドバイザーですので非常勤でございます。謝金で1回のアドバイス当たり幾らというようなお支払い形態になるのかなと考えておりますので、副町長との兼ね合いというふうに考えますと、常勤、非常勤の違いはまずあるかなと思っております。

女性のアドバイザーの役割とすると、役場職員の管理職で女性は今お一人でございます。そのお一人も間もなく定年を迎えることになるものですから、新しい課長にぜひ女性を登用したいと思っております。

しかしながら、今の人事制度上、そういった制度上というか、今の課長補佐級を見ると、そう多く女性が配置されていないものですから、まずそういったところから是正をしないではいけないと思っております。

こういったことから、女性のアドバイザーをぜひいただいて、第三者的にこの町政運営に関して、女性の意見を取り入れたいと思っております。

人選に関しては、今まだ白紙の状態でございますけれども、その理由としては、対話会や、私SNSもしているものですから、そういった情報で、女性のお母さんたちから多数ご意見や、こうしたほうがいいんじゃないか、こういうことは気をつけたほうがいいんじゃないかというようなご指摘を受けているので、今のところ、こちらのご対応をしていけば、すぐすぐ女性のアドバイザーを設ける必要はないのかなというのは考えておりますけれども、とはいえ、早期にこの女性のアドバイザーを正式に迎えていきたいと思っております。

今迷っているのが、1人にするのか、何人か複数人招聘したらいいのかということで、今検討しております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） そうしますと、アドバイザーは1人でなくて複数もあり得るよと、こういうふうなことですよね。そうすると、副町長も2人、アドバイザーも数人になる、何人かになるというふうなことで、これ意見の統合というのはやっぱり合議制で当然行っていく形になるのか、その辺は。それとも町長の指示の形で動いていくのかというふうな。我々心配するところは、その辺あるわけですけども、どういう形になるんでしょうか。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 副町長と女性のこのアドバイザーのほかに、今現在、町政の政策アドバイザーが3名いらっしゃいます。こちらは、観光や教育などの特定の分野でアドバイスをいただくことを想定というか、行っていただいております。このため、政策のアドバイザーと女性アドバイザーは同様に特定の分野に関してご意見をいただくという位置づけにしたいと思っております。

よって、副町長も踏まえた意思決定の合議制というところは、この方々は当てはまらないのかなと。その前の段階で、詰めていく作業でご意見をいただきたいと考えています。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） アドバイザーについては、そうすると分野別に分けて、非常勤でやっていくというふうなことでするので、具体的ないろんな政策については副町長との調整でやっていくというふうなことでよろしいんですよね。はい、分かりました。

ぜひ、いろんな業務が多様化しておりますので、ぜひこういう副町長の選任については、ぜひ活用させていただいて、町民が安心してまた暮らせると、いろんな相談も町長室に来られるというふうなことがあれば一番、やっぱり町民にとっても安心するというふうなことだろうと思いますので、そういった面で、ぜひ人選についていろいろとご協力をお願いできればというふうに思っております。

副町長については、一応これで終了させていただきたいと思います。

次に、2番目の冬に咲く啓翁桜の生産見通しについてというふうなことで質問したいと思っております。

西川町は平成6年に、6年と書かれているのと6年度と書かれているのいろいろあったわけですけども、6年に販売額1億円を目指して取り組んできました。現在は山形県の生

産額は日本一です。山形県内で西川町は第1位となっています。したがって、西川町は日本一の生産地と考えています。令和3年6月の定例会において、1億円の見通しについて質問したところ、1億円の目標は変えないというふうな回答ございましたが、その後、販売はどうなっているのか質問します。

質問1、令和6年度の販売額1億円の見通しについて、現状ではどうなっているのか、また海外への出荷額はどうなっているのかなど質問をいたします。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 啓翁桜の生産見通し販売についてご質問いただきましたので、ご回答させていただきます。

啓翁桜の現在の、令和4年度の販売額は約4,847万、5,000万ちょっと切るぐらい、31万本となっております。これは、市町村別に見ますと西川町は日本一でございます。

議員ご指摘のあった令和6年度に販売額1億円を達成はどうかということでございましたけれども、まず堅持するという答弁は小川町政時代になされたものと承知しております。私は小川前町長と異なりまして、商売をやっているリアリスト、現実主義者でございますので、私はこういった目標を立てることはありません。現実的には1億円の達成というのは困難でございます。

一方で、販売額は徐々に伸びております。

また、議員のご質問のあった出荷額は、令和2年度は海外への出荷額、令和2年度は約575万円、約2万本。令和3年度は732万円、約2万6,000本。令和4年度は767万円、2万9,000本となっております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 令和4年については4,847万円というふうなことですけれども、来年度、令和6年度までにはちょっと1億円までは程遠いというのが現状だろうと思いますけれども、この目標、じゃ、どの辺で1億円目指すのか、それとももう来年過ぎたら1億円の目標を変えて、何ぼぐらいにするというようなことにしていくのか、この辺は考えていますか。

○大泉副議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

1億円の目標、これは県への事業申請に当たって立てた目標であります。

一方で、この8月に制定した第7次総合計画の中では、我が町としては1億円目標、何年

度に1億円達成するとか、そういう目標、KPIというのは立てておりません。なので、1億円目標を今後、何年度に1億円という目標を立てるつもりは今のところありません。

他方、啓翁桜の生産自体は支援していく考えは変わりませんので、今年度も総合計画の中でもロボット技術ですとかICTの活用というのは啓翁桜の生産の中で進めていこうというふうに考えていますし、こういった1億円の目標、こういったものにとらわれることなく、生産の支援というのは続けていきたいと考えています。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） この趨勢でいくと、なかなか1億円達成というのは難しいというのは、前から質問してもそういう答えが返ってきておったわけですがけれども、なかなか1億円はそのままだということでしたので、現実と実際は違うことをいつまでも追いかけてもしょうがないんでないかと私は思っておったわけですがけれども、1億円は変えないというふうなことです。

ただ、明るい材料といえますか、数年前に植えた海味の本野原とかアソウ、それから吉川の堀割ですか、あそこの植栽地の啓翁桜というのは非常に順調に育ってしましてね。これが生産できる2年ぐらい後ですかね、相当増えてくると思うんですけども、そうすると、売上げは当然5,000万は軽く超えると思うんですけども、どのように見ているかどうか分からないですけども、見通し、その辺をプラスしているのであれば、渡邊共創課長、分かる範囲内で答えて。

○大泉副議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

申し訳ないですけども、今年どれだけ取れるかというのは、すみません、具体的に幾らかというのはちょっと申し上げられないですけども、気候の条件とかもありますので。

ただ、ここ3年ぐらいの推移見ていると、令和2年度が3,900万だったのが令和3年度は4,100万程度、令和4年度は先ほど町長から申し上げたとおり4,800万というふうに、順調に順調に伸びてきていますので、災害とかそういうのがなければ5,000万は超えるのは間違いはないだろうとは考えています。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 最初の趣旨にも書いてありますけれども、山形県は日本一、その中でも西川町が生産地の日本一というふうなことですけれども、世界で啓翁桜植えているところはないと思いますので、これは世界一の生産地というふうに自負してもいいんでない

かなと。

だから、考え方によって、あそこに啓翁桜の名にはとあるけれども、あそこに世界一、日本一とぼんと入れたらどうですかというふうなことをこの前ちょっと申し上げたんですけれども、そして、啓翁桜をもっと売れるというか、興味を引いていく、世界一の生産地って何だっけと来るぐらいだと思います。

啓翁桜はご存じだと思いますけれども、福岡の啓太郎さんが作ったというようなことで、啓翁桜になっているということですが、ほとんど山形県がその後、一生懸命やってきたという成果で日本一になっているわけで、それを大きく広げて、日本一も何も書いていないんですけれども、世界一という旗を作ってぼんぼんと宣伝していったら、また西川町は新たな魅力で人が、観光客が来てくれるのかなというふうなことだろうと思いますので。

できれば、この1億円の目標ってなかなか難しいんでしょうけれども、あその寒河江川の前、大分話、一般質問でもしたんですけれども、寒河江川の左岸ですか、あそこは完全に失敗ですので、4ヘクタールぐらい全然枯れて駄目ですので、駄目でしょうと言ったんですけれども、いや大丈夫です、大丈夫です。結果的には全然大丈夫でなくて、やっぱり川原とか砂とか石あるところに植えても駄目ですので。

ですから、そういった面では、最初からギブアップしてもらえばありがたかったんですけれども、大丈夫、大丈夫と、ずっと大丈夫ということも話、きたんですけども、結果的には駄目だと。

だから、植栽地の獲得については34.1ヘクタールというようなことで、全部終わっているんですけれども、ぜひ私としては1億円を目指して、何か目標なくなると、そのままだらっといくような気がしますので、目標は例えば6年度はならないけれども、8年度には1億円ぐらいいかせるというようなことを、それでもならなかったら9年度でも10年度でもいいんですけれども、ちゃんとやっぱり目標を持って対処していかないと、なかなか力も入りませんので、世界一の生産地というふうなことで、ぜひ1億円をやっていただきたいというふうに思っておりますので。この辺は、今植えているところがいろいろ植栽地が順調に育ってくれば、達成に近づくなというふうな気がしておりますので、ぜひその辺は目標を持っていただきたい。

町長も、どの辺ぐらいで1億円、私はやりたいというものあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。世界一の生産地ですので。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 そうですね、1億円というのは、結局こだわらなくてもいいのかなと思っております。

ただ、ほかの町、多分東根だと思っんですけども、第2位の東根市を意識した作付はしていかななくてはいけないかなと思っております。

議員おっしゃるとおり、日本一ではなく世界一をPRするというのは目からうろこでして、ぜひ行っていきたいとは思っています。それにも担い手を増やすこと、あるいはその園地の整備に適する場所を見つけなくてはいけないという現実的な問題もありますので、一つ一つ解決できるように、ここは頑張りますと言うほかないかなと思っております。

また、PRのことだけ一言だけ申し上げると、確かに今日本一の里ですというような表示はないのでございます。ただ、今回の補正予算案に盛り込んでいる、今は睦合地区にポスターみたいな形で看板を設置しております。これはデジタルサイネージという形で、いろんな動画すらも映せるような看板を設置しようと思っております。こちらで国道に通る場所ですので、PRをしつつ、将来的にはどこか国道沿いから見える啓翁桜があれば、ああ、なるほど、西川町が一番なのかと、こういう花があるんだということで、販売促進にも、実際に見ていただく場面があればできるのかなと思っておりますので、国道沿いの園地と、あるいは国道沿いに少し見えるような、あまり作付を気にしない、販売を気にしない形で植えることも進めていきたいなと思っております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 私はなぜ1億円にこだわるかということ、当初の計画で1億円、農家の所得が1人当たり、平均ですけれども400万あるよというふうな計画だったんですね。ですから、1億円ですと、今のところ200万ぐらいしか平均でないというふうな、200万以下というかね。そういうことだろうと思うので、計画が半分ぐらいしかいかない。啓翁桜の方も12名、今13名ぐらいですかね、方はいらっしゃるわけですけれども、当初の計画見せられて、ああ、これぐらいになるのかということ、利益が相当あったと。冬場も行かなくて、冬場の仕事だから、生活が安定するよというようなことでの話をしてもらって、それに従事してもらったというような経緯があるので、できれば1億円目指してやって、収益は利益として400万ぐらい平均として各農家に入るよというようなことをしていってもらえれば、安定した収入あって、農家の方も啓翁桜もう辞めるなんていうことなく、ずっと増やしていかれるのかなというふうな気がしておりましたので、それは最初の計画だったんで、実際にはなかなか大変なんでしょうけれども。

販売先についてちょっとお聞きしますが、春節、いわゆる旧正月以降の売上げを、販売を確保するのが非常に大変だということがありますけれども、いわゆる春先の売り先について、いろいろ入学式とかといろいろあるんですけれども、その強化策というのは農協のほうに任せているということによろしいんですか、販売先。

○大泉副議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 議員のご指摘のとおり、年明け、中国のほうに売れたりですとか、あと入学式で3月ぐらいに売れたりですとかというところはあるんですけれども、2月頃がはざまとか谷間になるというのはそのとおりです。

一応、我々としても啓翁桜のPRプロジェクトとして予算獲得していますので、今年もたしか海外のどこかに、ベトナムですとか、そういったところに持っていったりですとか、PRの努力はしていくこととしています。これまでもしてきましたし、これからもしていくという考えではあります。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 私の調べでは、令和2年かな、去年、おとし、ドバイのほうには7倍輸出行ったというふうな経緯がありますけれども、そのほかに香港とかドバイ、シンガポール、いろいろあるわけですが、ぜひ売れるところ、買ってくれるところっていろいろあると思いますので、PRのために、例えば県内の高校といいますか、都内の大学でもいいでしょうけれども、入学したら啓翁桜一輪をプレゼントして、これを宣伝費で落とすというふうなことで西川町の啓翁桜をPRできれば、話題にもなるし、ああ、入学したら西川町の啓翁桜プレゼント来たというようなことが話題性になって、西川町を認知してもらえば大変ありがたい話で、あと、どういうところなんだろうというふうな、何人か訪れていただければ大変ありがたいなというふうに。

ですから、春節以降の販売をどうやって確保していくかということですので、その辺、今後ともいろいろとよろしくお願ひしたいと思います。

次に、質問2、移ります。

先ほども話は出ましたんですが、令和4年度の販売額と生産本数はどう推移しているのか、植栽地の確保34.1ヘクタールは完了していますが、植栽地の生育状況をどう把握しているのか、また、人手不足対策にスマート農業の実証実験を行うというふうなことでありますが、その内容についても質問します。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

啓翁桜の販売額、生産本数は、令和2年度は約3,906万円、25万本。令和3年度は4,137万円、25万本。令和4年度は4,847万円、約31万本となっております。

植栽地の生育状況は、大規模園芸団地化事業の一環として啓翁桜生産組合や町などが定期的に見回りを行って確認しております。議員がご懸念されている一部の園地において、生育が遅れていることも把握しておりますが、こちらは生産組合が施肥などの指導をしても、その土地を預かる農業従事者に受け入れていただけないという現状ですので、町としてもそこは限界があるのかなと考えております。

また、スマート農業については、1,000万円の交付金を3年間受けられる国の補助金、農山漁村振興交付金を獲得いたしました。これによりまして、自動草刈り機の導入、生育状況の管理システム、3つ目、出荷管理システムの導入などを実証事業として全額国のお金で実施する予定でございます。

また、去年は西川町特定品目普及拡大事業によりまして、啓翁桜の幹回りの草刈りを省力化するクワガタモアなどの購入の補助を行うことで、生産者の草刈りの効率化を図りました、支援いたしました。

このように、啓翁桜の生産に対する支援は実施しておりますが、町の役割はこのような農業従事者へのサポートでございまして、生育管理の農作業については、一義的には農業従事者が実施するものであると考えております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） スマート農業について、自動草刈り機というふうなことで、大変よかったですと思っています。幸い、啓翁桜の植栽は碁盤の目のように植えておりますよね。ですから、草刈りするには非常に適地になっているといたしますか、この前、会議で山形に行ったときに、農林省の方の説明で、杉の下払いの自動草刈り機といたしますか、あると言わうんですけれども、会議終わってから聞いたんですけども、この急傾斜地でも使えるんですかと言ったら、いや使えません。ばらばら杉植えていますので、その辺は回って皆刈ってくれるんですかと言ったら、そういかないんですと。やっぱりきちっと植えたところでないと、対象にならないと。

こういうふうなことで、今回、啓翁桜については碁盤の目のようにきちっと、皆さん見てもらうと分かると思いますけれども、そのように植栽していますので、自動草刈り機については非常によかったというふうに思っております。

若い人もこれ、啓翁桜、参入していますし、年配の人もおりますので、高齢化で労力化がだんだん大変になってくるというふうなことです。今後ともそういうふうな自動で、それからセンサーでやれる農業というのは、今実験やっているということです。できれば成功していただいて、いろんな今植えているところの草刈りなんかは、そういう自動で泳がせておけば皆刈ってくれるというふうにしてもらおうと、非常にありがたいなというふうに思っております。でないと、なかなか高齢の方がそこをずっと引き継ぐというわけにもいかないし、ある程度どこかでやっぱりこういうふうにして切り替えて、生産を増やしていくというふうなことをしないといけないのかなというふうに思っています。

東根の場合は、今辞めている方も、結構やっぱり大変だということで辞めているんですね。そもそも東根が一番早くて、売上げも多くて断トツだったんですけれども、そういう状況です。西川町はやっぱり第1位の座を失うことのないように、先進的に取り組んでいただいて、生産はできるよという体制組んでもらえば非常にありがたいというふうに思っています。

それから、スマート農業について今説明あったわけですが、草刈りとか消毒とか、センサーでデジタルを使ってというふうなことですけれども、今の実験の段階ではどういふふうな状況になっているのでしょうか。うまく稼働しているということなんですか。

○大泉副議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

実は、業者の選定、交付決定自体遅くて、これ国の補助金なんですけれども、業者の選定が完了したという状況です。まだ具体的な作業には移っていない状況です。

ただ、実験的に1度、このロボット草刈り機、園地で動かしたことがあって、ちょっと私見に行けなかったんですけれども、生産組合の方に聞いた限りでは、朝、ソーラーエネルギーで動きますので、日があるうち、朝、夏なんで5時から7時ぐらいまで、ひとりだけで草刈りをちゃんとやっていたというようなことは聞いております。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） 了解しました。ぜひ成功されることを祈っておりますので、この生産農家についても、そういう自動化が図られるのであれば、労力も別のほうにまた向けられるというものになろうかと思っております。ぜひ継続的によろしくお願ひしたいと思います。

質問3に移ります。

冬に咲く啓翁桜、先ほども申し上げましたんですが、西川町唯一の日本一の産物です。地域おこし協力隊にも手伝ってもらっていますが、これをインターンやじょせつたびの方々にも、冬の観光として組み入れることはできないのか質問します。

○大泉副議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 啓翁桜の作業をインターンの方などに組み入れることはできないかというご質問ありましたので、お答えいたします。

除雪たびをはじめとする地域おこしインターン生の活動については、町民の皆様から寄せられたお願いやニーズに応じて実施してまいりました。このため、啓翁桜に関する農作業についても、生産者からのニーズがあればインターン生の活動として組み入れることは十分可能だと思っておりますが、昨年冬もじょせつたびの方、いらっしやっただきまされたけれども、啓翁桜の生産組合への聞き取りも行いましたが、そういったお手伝いのニーズは現在ございませんでした。

ただ、昨年の総合開発株式会社で実施しました啓翁桜を発送する作業、ふるさと納税や広報用のサンプリングの発送についてはお手伝いのニーズがございました。この原因としては、しっかりというか、生産組合の方がご要望できるようになればいいなと思っておりますけれども、まだまだ地域おこし協力隊インターン生の活動は1年もたっていないわけでございます。こちらを、活動や彼らのノウハウ、作業してみて楽しさというのをを行う、理解していただく必要があるのではないかなと思っております。

私の家もサクランボをしております。私もサクランボを毎日朝4時半に起きて8時まで作業をする。もう7時ぐらいになればハウスの中なので暑くなるわけです。私はこれがいやで、私の父親に、ぜひ地域おこし協力隊に来ていただくように要望してくれというふうに私はおやじに言いました。しかしながら、おやじは「こんな素人がサクランボを扱うなんてできない」と、「今まで丹精込めて作ったサクランボを最後の摘み取りの時期で傷つけたりするようではならない」ということで、親子げんかをしました。

しかし、私は必ずこの方々ならイナガワでも、そういったサクランボ狩りの経験をしてきた人たちだと信じて、インターン生に独断でお願いしました。2時間、朝作業をしてもらったおかげで、私は1日休むことができました。作業が終わった後、おやじが言った言葉は、「あしたから毎日来てけろは」と言われました。

そういったことが啓翁桜の生産者組合に、おやじのような考えである可能性もあるわけですので、ご理解、まずは1回試してというような働きかけを行ってまいりたいと思っていま

す。

○大泉副議長 10番、菅野邦比克議員。

○10番（菅野邦比克議員） インターンとかじよせつたびと書いたわけですけども、私も体験観光に組み入れて、いろんな方が来ていただいて、できれば木を切っていただいて、あそこに、ハウスに持ってくるとか、いろんな時期的なものもあるわけですけども、そういう観光に組み入れて、自分も手伝ったのがこんなにきれいな花になるのかというふうなものが次々と来られれば、また何かプラスになっていくのかなと思って、差し当たって、インターンとかじよせつたびの方にも、あそこを観光として組入れできればなというふうな思いで話したわけですけども。

啓翁桜って冬もらうとありがたいですよ、きれいで。ですから、あの啓翁桜もらって怒る人は誰もいないと思いますので、ぜひ観光としても組入れすることが、これは町の仕事でもないでしょうけれども、組み入れてもらっていただいて、体験、啓翁桜狩りとか、そういうふうにしてもらえればありがたいなというふうに思っております。

そして、啓翁桜をもっとこの方々から発信していただいて、西川町の啓翁桜というのは、先ほど言ったけれども、世界一なんだというふうなぐらいのあれを話ししていただければ非常にいいのかなと。

木を11月頃切ってくれる人の話を聞いても、なかなか大変なのよという話は結構聞いていますので、その辺あたりにも突っ込んでいければ、何人か来られるかなというふうに思っておりますので、そんなことでよろしく願いできればなというふうに思っております。

啓翁桜は前から私も取り上げてきたわけですけども、なかなか4,000万ぐらいから伸びないですよ。ですから、何か打開策がないと、一気にどんと6,000万とか7,000万とかで抜けるのが何か難しいのかちょっと、どこかでどうなっているのか分からないんですけども、そういう日本一とか世界一とかと起こして、いろんな方が、また多くの方に来ていただいて、生産に携わっていただければいいのかなというふうに思って質問をさせていただいたところでございます。

これで私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○大泉副議長 以上で、10番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

議長を菅野議長と交代します。

菅野議長、議長席にお着きをお願いします。

〔議長 菅野邦比克議員 議長席に着く〕

○菅野議長 議長を交代しました。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時13分

令和 5 年 9 月 1 2 日

令和5年第3回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年9月3日(日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
3番	後藤一夫議員	4番	荒木俊夫議員
5番	佐藤仁議員	6番	佐藤光康議員
7番	大泉奈美議員	8番	佐藤耕二議員
9番	古澤俊一議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
企画財政課長	大泉健君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸君
健康福祉課長	佐藤尚史君	町民税務課長 兼 みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
商工観光課長	柴田知弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院長	武田隆君	病院事務長	松田一弘君
学校教育課長	安達晴美君	生涯学習課長	奥山純二君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	書記 (課長補佐)	阿部健彦君
書記	柴田歆那君		

開会 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 飯 野 幹 夫 議 員

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

[2番 飯野幹夫議員 質問席へ移動]

○2番(飯野幹夫議員) おはようございます。2番、飯野幹夫です。

事前に提出させていただいた一般質問について、今回は3点について質問させていただきます。

初めに、大沼のキャンプ場についてであります。西川町のキャンプ場をインターネットで検索すると、弓張平オートキャンプ場・志津野営場・大沼キャンプ場、それから大井沢のキャンプ場がホームページで紹介されております。ただし、大沼キャンプ場の詳細については、ホームページを見ると、「自然の中で緑に癒やされ、とてもリラックスできます」というふうな表現で紹介されております。ただ、現状を踏まえて、以下の質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問1です。大沼キャンプ場のトイレ及び炊事場は老朽化により使用できない状態であり、ロープを張り、使用しないでくださいと貼り紙を表示していますが、今後の維持管理につい

て町の考え方を伺いさせていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 おはようございます。

大沼キャンプ場についてお問合せありましたので、ご返答いたします。

平成26年4月、総務省からの要請を受けて、各自治体がもう大変な思いで策定しなくてはいけない計画がありまして、これはどこの自治体も求められるものなのですが、西川町公共施設等総合管理計画を平成28年12月に策定しました。これは、私も国家公務員だったときに、全自治体に計画を策定せよというご連絡があり、地方行政の方々からたくさんの負担が大変だという声をいただいた覚えがあります。この計画は、公共施設全体を把握し、長期的な視点に基づいて施設の更新、統合、長寿命化を計画的に実施することにより、財政負担の平準化を目指すとともに、公共施設の最適な配置を実現することを目指して策定するよう強要されたものです。この計画に基づき、個別の施設ごとに、どのようにこれから対応をしていくのかという具体的な方針を定めるため、西川町公共施設個別施設計画を令和2年3月に策定しました。こちらは、西川町のホームページでも公表しております。

この個別計画によれば、大沼キャンプ場のトイレは計画期間内、つまり、平成11年まで、ごめんなさい令和11年までに解体する予定となっております。トイレの解体と同じ時期に炊事場なども解体することが財政的には効率的だと考えております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

今、町長からの回答ですと、平成11年までに解体と。

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○2番（飯野幹夫議員） 令和ですよ。はい、ありがとうございます。

実は、最近には、オートキャンプを含めてキャンプの人口というのは大変増えているというふうに私も認識しております。私の友人でも、いろいろなところにキャンプに行く友人がいて、キャンプ場を選ぶ理由というものを聞くと、やっぱりそのキャンプ場にある設備、それから清潔感、それから、もう一つの選ぶ理由としては、周辺レジャー施設などの充実というふうな形で、その友人から、もしくは以前大沼キャンプ場でキャンプをしている人から聞いたりをしていました。そうしますと、先ほどの町長の答弁からいくと、計画としては令和11年までに解体というふうな形で、修復の整備というふうな考え方はないという認識で

よろしいわけでございましょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 特段、計画どおりございません。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） これについては、私も、地元の間人としては大変残念な提案という
ような形になりますけれども、そういう考えであれば、問2の質問に移らせていただきたい
というふうに思っております。

問2としましては、解体というような形のことがあるわけですが、キャンプ場とし
て修復整備がなければ、やっぱりトイレ、炊事場等使用できませんというふうな形で、町の
ホームページでも紹介してあって、そしてまた現地に対してもそういうふうな形で表示され
ているというふうなことで、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、やっぱりイメ
ージダウンとならないためにも、例えば大沼キャンプ場、長沼のところに看板もありますし、
誘導看板もあります。それから、町のホームページにも先ほどの4つのキャンプ場が紹介さ
れているわけですが、そのホームページから削除するというふうな考え方はないのか
なということをお伺いしたいのと、ないのであれば削除したほうがいいのではないかと
いうふうなご提案をさせていただきます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 キャンプ場のホームページに関しましては、町のホームページではあるんですけ
れども、こちらは観光協会のリンク先でございまして、観光協会のホームページにこちらは
記載しております。議員のご指摘をいただきまして、観光協会にはその旨申し上げて、もう
今は削除されております。

なお、看板に関しましては、支柱のついている看板を早速撤去しまして、ただ撤去するだ
けだともったいないので、再利用できるようにこちらのほうで保管して、有効に使いたい
と思っております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

質問通告書を出した時点で、いろいろ眞壁課長ともお話をお伺いさせていただいたりして、
もう即対応していただいて本当にありがとうございます。

先ほど、自分の地区であり、公的な場がなくなるというのは大変残念だというふうな話を
させていただきました。質問事項としては書いていませんけれども、町長としてあの沼キ

キャンプ場を今後どのような形で活用するか、イメージを持たれるのかどうか、その辺のところをお伺いできる点あればお伺いさせていただきたいなというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 私の予算、スローガンというか、これは、やりたいことを実現するというところでございますので、まずは、これはニーズベースにのっかって対応してまいりたいと考えておりますので、今、沼山区からも大沼キャンプ場に関する要望は今、確認されておられませんので、ぜひ地域のほうでこういうふうに活動したいんだということがなければ、ちょっとニーズベースの予算編成にはできないかなと思っております。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

沼山区でも、やっぱり公的のキャンプ場がなくなるということに対して、今後どのような形で活用していけばいいかというようなことを区長はじめ区民と話し合いをして、また要望等出てくれば、この場もしくは個別に対応させていただいてご相談させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問としまして、西川町の総合開発株式会社ですけれども、水沢温泉館、最近サウナを導入し、それから大規模改修というふうな形で、レストランのメニューの見直しとか、売店の販売商品の追加とか、積極的なイベントの企画取組というふうな形で、急激にいろいろな形で催物をやったりしていますけれども、以下の質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問1としまして、改修後の集客状況、それからサウナのセルフフローリュウ式の利用状況についてお伺いできますでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 本日も、飯野議員や議長や古澤議員もご参加いただいて、草刈りの後に、その後のサウナも行ってきましたけれども、まず、今日も朝から、サウナ室の中も外気浴も満席でございました。

前年比の状況から申し上げますと、集客は1.5倍ほどになっております。おかげさまで集約は1.5倍になっております。売上げも同じように、売上げはもう少し、1.5倍以上になっているんですけれども、特筆すべきなのは純利益のほうなんです。純利益のほうは2倍近くなっております。こちらは、やはり条例でもお認めいただいたサウナを別料金とする、差別化

をする戦略が、差別化をして料金を頂く代わりにしっかり満足いくサービスを整えることができたのかなと思っております。9月18日に放映されますけれども、「サウナを愛でたい」という番組にも放映いただきます。

なお、この水沢温泉館に関するプロモーション費用、これは今までまだ一円も使っていません。一円も使っていません。それでも、人が来て純利益、倍となるわけです。それで、あと、「サウナイキタイ」というサイトがございまして、こちらのほうでは、まだオープンして4か月なわけでございます、4か月、その中での4か月間の投票数、これは山形県内第1位でございました。今までの積み上げでも、山形県内で今、第5位でありまして、公的施設としては山形県内1位です。ほかは全て民間事業者がもう特別なサウナの形態を、サービスを施して、高い料金で競っていますので、さすがにここにはなかなか勝てないかなと思っておりますけれども、私自身、もう吉川に住んで、朝、夜2回行った日というのはもう30回ぐらいありますし、しっかり顧客の声を聞いて、顧客の声を聞いてファンと話し合っ、虫が少し出てきたぞとか、水風呂に温度計が欲しいぞとか、明るさが少し明る過ぎるんじゃないとか、そういった声にすぐ対応いただくことで固定のファン層というのがついてきたのかなと思っています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

何とプロモーション費用はゼロというふうな形でありましたけれども、でも、集客が1.5倍、売上げは1.5倍以上、何と利益は2倍以上になっているというふうな形でお話をお伺いしました。

実は、私も直売会の会員にならせていただいております、先日、生き生き直売便りという、4月から7月までですか、の売上報告書が送付されてきたのを見させていただきました。直売だけで見ても、前年と比較で見ると、6次産業品、例えば山ブドウ液とか、そういう食品加工品の売上げが非常に大きく伸びておりました。山菜とか、果樹とか、花卉、花とか、それから穀物関係はほとんど前年並みもしくは若干ずつの進捗あって、全体では106.8%と、4～7月の状況ですけれども、売上高にして124万円ほど増というふうな大変、直売会の会員としてはうれしい数字を見させていただいたなというふうに思っております。これに対して、やっぱり町長が先ほどお話しされたように、サウナへ行っても、サウナと一緒に入れている人からいろいろな意見を聴取してやって施設運営に当たっているというふうな形の大変いい姿が集客にも現れてきているんじゃないかなというふうに思います。

実は、9月1日、山形新聞に、お盆に帰省した富山県の方から、山形新聞のやましんサロンというものに投稿されていたんですけども、この中の投稿の文面を見ると、寄ったのは、塩麴ソフトクリームを食べた際に、スタッフの接客対応のよさとそれからスムーズな提供。驚いたのが、スタッフに町長もいて驚いたというふうな形で、タイトルが「西川町道の駅気分よく」というふうな形で、そのサロンに載っていた。私は町民でありますけれども、この新聞を見ただけでもやっぱり非常にうれしいというふうな、一町民としてもうれしいという気持ちになりました。

町長が、ここに投稿されているような形でスタッフの対応のよさとか、そういう様々なこと、確かに、私も道の駅に行くと、スタッフの方々の笑顔とか、やっぱり接客対応、明るく元気で、というふうな形が以前と全く違うというふうな形に変化しているというものを肌で感じている次第であります。もし、よろしければですけども、菅野町長はどのような考えで職員育成と、育成というのはあれですけども、しているのか、よろしければお聞かせ願いたいというふうにお問い合わせいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 道の駅を、いや、総合開発株式会社のことをご評価いただきましてありがとうございます。

まず、心がけたのは、役場と、政策もそうですけれども、総合開発の職員を近づけるということですね。そのためには、私自身現場に立って、彼らの、職員の、総合開発の職員の声を聞かなくてはいけないと思って、やれることとして、レジのほうに入らせてもらいました。そうすることで、人柄や仕事の忙しさ、そんなことも分かったり、また、改善すべきところも分かるわけです。

そして、役場職員にも改革を、意識改革を促しています。役場職員は、西川町総合開発のことを株式会社と言うんですよ。何だそれ、って最初思って、そういうことを言った人はこれから私が注意するというふうに冒頭申し上げました。これは、株式会社という、あたかも下に見ているような発言をするわけです。でも、役場職員は声を張って一円でも稼いだことないわけですよ。一円でも稼いだこと。そんな人に私は、役場職員に総合開発のことを株式会社なんて言ってほしくなくて、まず、君たち、1円で大声出して客を寄せたことがあるかということを職員にお伝えして、意識改革、総合開発は勝っているところがたくさんあると、そんなことを職員にも教えながら、企画段階から、事業の企画段階から総合開発の職員と西川町の役場職員をごちゃ交ぜにして企画を行っております。

そんなことから、このような、今日、西川新聞店からも頂きましたけれども、こういう記事になったり、あと、前からあったこのなんばことというのは、総合開発職員の方と役場職員で話し合っ、新しい商品開発をしたり、もともとあったもののもう一つ辛い商品を出したり、そのプロモーションを役場のホームページで行うなどして、これ、地域のゆずりはの会のお母さんたちが作られているわけですから、そんな方にも元気を与えられるような活動ができたのかなと思っています。私自身、ですから、本気でやるというのが職員の人材育成にもつながるかなと、伝えるということです、本気でやっていることを伝えるということだと思います。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

今のお話ですと、もういろいろな企画の段階から声を聞き、そしてまた意識改革というふうな形で行っていらっしゃるというのは、これは、株式会社の道の駅の職員だけじゃなくて、役場のメンバーも一緒というふうな形であります。ありがとうございます。

質問2に移らせていただきたいというふうに思います。

実は、この質問をする際に当たって、銘水館の職員の方ともお話をさせていただいて、常時製造販売しておりますピルスナー、それからミュンヒナーの地ビールのほかに、5年ぶりにヴァイツェンを復活して好評を得たというふうにお伺いをいたしました。また、大変、先ほど集客1.5倍とか利益2倍というように町長からお話ありましたけれども、売上げが好調で、地ビールが品切れになったというふうなこともあったというふうにお伺いしました。せっかく集客が多くなっているというふうな形で、こういうふうな形の品切れというふうな形にならないように、増産体制というふうなものについての考え方はいかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 月山ビールのご質問をいただきましたので、ご回答をさせていただきます。

品切れになるほど好調だったというのは、ヴァイツェンのことだと承知しております。こちらは、樽とかでは、間もなく、まだありますけれども、ビールのほうはおかげさまで売行きが好調になっております。今、月山ビールの売上げは1.3倍ほどに、昨年比です、1.3倍になりまして、なかなか利益の取れる商品でありますし、まず西川町らしい商品なんでございます。超軟水のビールを生かして、製法も職人がされているわけですので、そのビールをこれからも切らさないように行っていかなくちやいけないと思っております。

ヴァイツェンをどうするかというのは、限定商品でございますので、これは今後考えさせ

ていただきまして、そのほかのピルスナー、ミュンヒナーを切らさないで提供することが必要だと思っております。もう少し、2割くらいはまだ増産できる余力はあると思いますが、今後、これからふるさと納税なども好調ですので、そちらのほうでの需要とかも考えますと、増産体制を整備しなくてはいけないということは必要だと思っております。

ただ、増産体制を、タンクが必要なものですから、施設整備を伴うわけでございます。これが銘水館の敷地内でさらに増産するか、それとも違うところで、例えばということですが、志津温泉の近くなどでも月山自然水が取れるわけですから、そちらのほうで増産かつ観光施設などもつくっていくかなど、これからそういった増産体制だけではなくて観光面も考えながら、どこにその工場を置くべきかというのを中期的には考えなくてはいけないと思っております。ありがとうございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

施設整備というふうな形で今、お話があったんですけども、実は、これは町長が上小沼とそれから志津の地蔵沼の源泉ですか、あそこを視察に行っていますよね。それも、そういう考えもあってやっぱり視察したというふうなことだったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 そのとおりでございます。どこに工場を建てるべきなのかということに当たっては、やっぱり水源が近いところが好ましいと思っております。

また、小沼のほうには、これから、今回の予算案で水路の整備を考えておりましたので、その視察も兼ねて伺いました。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

施設整備というような形のお話の中で、ちょうど問3に私が提案する部分があって、これも総合開発のスタッフの方からお伺いした話ですけども、地ビールの製造過程が開業当初からの設備でありまして、やっぱり瓶詰めとかそういったものが手作業になっているというふうな形をお伺いしました。手作業で瓶詰めして、ラベルを貼っているのも手作業と。

実は、スペースの関係で一人作業というふうになっているのが現状で、今後はやっぱり量を増やしていくと、もうけるためにはオートメーション化及び作業スペースの確保、先ほど町長がおっしゃられた貯蔵タンクのやっぱり設置場所の変更とか、そういうふうな売上げにつながることも目指していかなければならないんだよというふうな形で、職員の方からもお

話をお伺いして、職場環境を改善する必要があるというふうにも感じましたので、ぜひ、本当に稼げる職場というふうな形になっておりますので、その辺の改善の提案を申し上げたいというふうに思いますし、あと、提案に対する町長の考え方をお伺いできればというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご指摘ありがとうございます。

今のご提案は、確かに手作業になっておりますので、こちらは手作業になっておりますので、オートメーション化を行っていきたいと思っております。それには、町の施設になりますので予算化を伴うわけでございますので、こちらはどの製品がいいのかというのは現場サイドと話しまして、また、近くご提案できればと思っております。

なお、少し改善したのは、今まで地ビールを作る職人さんが一人体制だったわけです。そもそも1人しかいらっしやらないということでしたけれども、今年の4月から、1人、西川町出身者でビール酵母にやや詳しい、好きな方が西川町出身者でおりましたので、その方をスカウトして、今、2人体制でその先輩の職人から技術を学んでいるところでございます。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） 職員体制も、もう1名体制から2名にしたというふうな形でありました。

実は、地ビールは、25年前になるのかな、1998年4月に月山地ビールの製造販売以来、もう25年経過しているというような形で、今後、やっぱり設備の老朽化は直面する課題というふうに想定されますので、町長のお考えのとおり、やっぱりしっかりと時代マッチした稼げる環境整備に期待させていただきたいというふうに思って、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

3番目の質問になります。3番目の質問は、相続登記の申請義務が令和6年4月1日から、民法等の一部改正によって、法律が施行されて相続登記の申請が義務化されるというふうな形で認識しております。これは、不動産の取得の不明な土地とか、国土交通省の調査によると、日本国土の24%に上るというふうな形で、上るというふうにある記事に記載されておるといような形でありました。我が町ではそんなにかないのかなと思いますけれども、公共事業や復旧、それから復興の事業を急遽進めなければならない場合に、こういうふうな形の相続登記になっていないものに対して、土地の所有者から承諾を得るために妨げになるというふうなことも想定されるというふうなこともありますし、また、空き地として放置されるこ

とによって雑草の繁茂やそれからごみの不法投棄、周辺の治安や公衆衛生に悪影響を及ぼすおそれがあるというふうに考えられます。

そんな観点から、質問1としまして、西川町としても固定資産税を徴収する上で所有者の明確化というのは大切なことだというふうに私は思います。町民に対して、今回の民法の改正、法律の改正を伴う相続登記の義務化に向けた町民に対する周知、広報、これは町ではどのように考えておるのか、お伺いさせていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 相続登記の義務化に向けた広報に関してのご質問をいただきましてありがとうございます。

こちらの制度の周知は、手続を所管する法務局で一義的には行うこととなります。ただ、西川町としても、本年5月に固定資産税の納税通知書を郵送するときにチラシを同封したり、また、窓口で実際に相続登記が必要となる死亡届を受理させていただくときなどに相続登記の必要性や相続手続の説明、案内を行っております。引き続き、町民の皆様が不動産の相続を知った日から3年以内に相続登記を行わなければ過料が発生すると、そうならないように、町のホームページでの掲載や、来月以降、お知らせ版などに定期的に掲示、掲載するとともに、同じようにチラシの同封、固定資産税納税通知書のときにチラシを同封したり案内などを行ってまいりたいと考えています。

○菅野議長 2番、飯野幹夫議員。

○2番（飯野幹夫議員） ありがとうございます。

もう、今年の5月の固定資産税を徴収するときも町民に対しては告知している、それから、今後は窓口でも対応する、それから、お知らせ版、それからチラシなどで告知していくというふうな形でお伺いさせていただきました。

非常に、このことは、先ほど私、お話しさせていただいたとおり、いざというときに大事なことというような形になろうかと思っておりますので、ぜひとも西川町が、マイナンバーカードじゃないんですけども、こういうふうな申請義務をきちんと100%守れるような町民との対話をやってほしいなというふうにお願いを申し上げまして、私からの質問は終わらせていただきます。

ちょっと時間、余裕ありますけれども、ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、2番、飯野幹夫議員の一般質問を終わります。

◇ 古 澤 俊 一 議 員

○菅野議長 続いて、9番、古澤俊一議員。

〔9番 古澤俊一議員 質問席へ移動〕

○9番（古澤俊一議員） 9番、古澤でございます。

さて、このたびは、私は病院を愛している1人として、町立病院存続のための方策について、岩根沢神社の神楽の担い手と岩根沢から登る月山参道についてご質問をさせていただきます。

まず最初に、8月のNETWORKにしかわに病院の特集が掲載されておりました。公立病院を抱える自治体にとって、病院の関係者の皆さんには大変頑張っておられております。また、特に今年まで4年間はコロナ感染者の発生の影響なども重なりまして、患者の減少、物価の高騰なども受けまして、病院の運営、経営が厳しい状況に置かれております。

町には様々な施設がございますが、その中で、元気な方でも、誰しも生涯のうちで必ずお世話にならなければならない大切な施設が病院であります。時代が進むにつれて、様々な病気も現れてきます。病院の存続は、病院関係者の努力と町民の理解と協力がなければなりません。町立病院の運営についてご質問をいたします。

質問1、病気の診察、治療に欠かせない放射線技師が現在1名で対応されております。また、正放射線技師が休まれる場合においては、診察に支障がないように、現在は前放射線技師からお手伝いをいただいている状況ということでもあります。しかし、正放射線技師が1名となりますと、急遽な事態が発生した場合を考えると、いつまでもこの体制ではいけないのではないかと感じるころであります。1名を増員すれば、それなりに財政負担も大きくなってしまいますが、働き方改革の上でも必要と思うころであります。そうした中で、できれば女性の特有な検査もあるということで、ぜひ女性の放射線技師の増員などができないかということでもあります。患者だけでなく、これから検診したい方からのお話も出ています。でもありますので、お考えをお伺いいたします。お願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 現在、放射線技師が1名で対応しているけれども、1名の増員、できれば女性の技師さんを増員するお考えはないのかというご質問だと思います。お答えさせていただきます。

す。

放射線技師の増員は、7月に開催された病院対話会、古澤議員もご出席いただきましてありがとうございました。そこで出された意見の一つだと思います。つまり、ニーズはあるんだろうなと、利用者側の、を感じました。

また、現場サイドの話をしますと、町立病院の放射線技師さんは、おっしゃるとおり、長年1名で対応しております。休暇となった場合には、町内の有資格者の方にお問い合わせ、委託をして対応している状態でございます。突発的に職員が、勤務できなくなった放射線技師さんの場合でも、患者さんに検査日の変更をお願いするような対応もなっております。このようなことから、現場としてはぜひ1名を増やして放射線技師、できれば女性に、ということが望ましいのかなと思っております。以上が現場のお話でございます。

しかしながら、病院や自治体を経営という考えでおりますと、まず、病院の赤字幅は実質2億8,000万円でございます。2億8,000万円。こちらの兼ね合いから、業務量と人件費をしっかりと考えていかななくてはいけないなと思っております。このため、経営の面からは、単独での増員は難しい、単独というのは、レントゲン技師さんだけ、その業務だけでの採用というのは難しいと考えております。例えば、透析業務なども行える技師さん、また、事務作業さえもできる技師さんという、兼業ができる方であればすぐに採用したいと思っております。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

やはり、西川町の患者数等々においても、それに合った、見合った患者数が少ない、そういった形もあろうかと思えます。私も、財政的に2億7,000万、8,000万以上、一般会計からという中で、1番、2番、3番等々においてはお金のかかるようなことを申し上げますけれども、また、その最後には皆さんにいろいろ使っていただけるような、そういった方向に考えたいと思っております。

今月においては、当然、9月のがん征圧月間とあって、女性特有の検査で乳がん検査、マンモグラフィーという検査がございます。女性に対する検査のニーズも本当に高まってきている中であります。そういった中で、女性の技師が来てくださればなということでご質問したわけでございますけれども、本当に増員となれば、大変な財政負担ということも分かります。こういった中で、若い女性の患者の検診が、利用者も増えればと、そしてまた、これから町長も生産年齢、様々な移住者の方々も取り入れて、若い方も入ってくるということになれば、やはり彼女らも安心して診察も受けられる病院体制になればなど。先ほどの、兼務す

れば、そういった形もまた使えるような形もできるやもしれないという案も出ましたので、ひとしきり安心したところでございます。

次に移ります。

質問2でございますけれども、ほとんどの病院の待合室にはテレビが設置されております。病院には、特に症状の悪いところがなく、定期的な検診の方や、体の異常、不調のため診察をしていただきに来院している方々が様々おります。そのようなとき、音楽には癒やしと精神の安定、また待ち時間を短く感じさせる効果の働きがあると言われております。そのようなことから、BGMを流してみてもいいかなものかとお伺いいたすところでございます。

あわせて、先ほども申しましたように、病院の対話会でもご意見がありましたように、院内の照明をLEDに交換することにより、電気代抑制と、院内が明るく、患者さんの不安も気持ちも和らげるのではないかと考えております。BGMの活用とLED照明に交換する予定があるのかお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 BGMとLED照明に関してご質問ございました。町立病院の院内で対応すべきではないかということかと思えます。

まず、BGMのほうでございます。BGMは、確かに私もリラックスするときにはBGMを、BGMというか、音楽を聴いて、最近ではカラオケも始まるので、堀内孝雄さんとか、石川さゆりさんの「天城越え」とか、西野カナさんの「Have a nice day」とか「i f」とか聴いて、私はリラックスしています。また、ラジオはYBCラジオのほか、ほかのラジオ局で「司馬遼太郎短編傑作選」とか「藤沢周平の世界」とかを聴いてリラックスしているので、リラックス効果は高いと私自身も感じています。

ただ、ニーズがあるかという点、こちらは、私が聞いている限りは、対話会ではその話はなかったのかなと考えております。よって、テレビを今、実際楽しんでいる方もいらっしゃる、特段病院のほうにもそういったご意見がないものですから、今のままでテレビのほうで定着しているのかなと考えております。

LED照明の設置については、こちらは病院対話会でも出されました。私も、病院に行くとき、せめて1階のところはLEDで照明をすることで、お待ちになっているお客さんや現場で働く看護師さんの方のことを思えば、これは対応すべきだと思っております。

今年度当初にLED照明の購入、工事の施工を予定しておりました。当初予算にも盛り込んでおります。ただ、このコストを考えた際に、リース方式で行ったほうが購入、施工より

も安いということが分かりました。参考ですけれども、金額的にも安い、また、LEDは電気料金70%の削減、今は電気料、高くなっておりますので、70%削減を見込める効果があるため、私自身も早く導入したいと考えております。ご指摘いただいたLEDに関しましては、本定例会において補正予算でリースという形で計上しておりますので、速やかに補正予算通過後には工事を行うように体制を整えてまいります。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

先ほど申しましたように、私も対話会に参加させていただきました。本当に対話会、大勢の方々とお話すると様々なご意見が出るということにおいては、大変いいことだなと思っておりますけれども、たまたま、この病院等々においては、7時からということで、日頃やはり診察を多く使っている方が来られなかったという面もちょっとあったなと思っておりますけれども、参加した方はそういった思いを持って参加してくださったなと思っております。

先に、照明の件でございますけれども、町立病院、開業して46年を経過している病院であります。様々な改修を施していただいている中で、切りがございませんけれども、私は大変よくなっているほうだなと思っております。病院には、不安を抱えて来る患者さんですので、早々LEDに切り替えることを考えていることに大変ありがたく思っております。リースであろうと、購入であろうと、経済面を見て、やはりリースでやると、大変よかったと思っております。これから議会に諮るわけでございますけれども、そして、消費電力も最大70%をやはり削減される見込みがあるというわけであります。節電をしながら院内の雰囲気明るくなり、何より心と温かさを感じられると思っております。また、万が一停電で自家発電を要する場合も、電力をほかの部類に回せるということもございます。

さて、BGMの件でございますが、再度申し上げますが、病院には様々な症状で診察を受けに来院されております。そのとき、BGMは心を落ち着かせ、居心地などをよくする効果があると実証されております。近年は、手術のとき、また事前に患者の手術中に流す音楽のジャンルをお聞きして、リラックスして手術を受けられるようにもなっております。また、ほとんどの病院の待合室にもテレビが設置されており、それなりに待っている間、テレビ鑑賞で病気から気持ちをそらしたい方、中には静かに待っていたい方、様々な方がおられると思います。テレビは、皆さんに合う番組となっているわけでもありませんので、そのような中、BGMを流すことをお勧めしたいわけであります。

できるようであれば、流す音楽も、四季、私は演歌は好きなんですけれども、流す音楽も

四季に合った優しい音楽、また、冬は暖くなるような音色、正月は琴の音色などを流せたら町立病院のイメージも変わるのかなと思っておるところであります。

今回、ONSENガストロミーの中継所にも音楽を流していただけると雰囲気も変わるのではないかと関係者に申し上げたところでもあります。音量でセーブできますので、テレビがあって音楽が嫌いな方はほぼ少ないと思っております。すぐ設置ということはまた別として、また、仮にちょっと高価なカセットで、テレビの反対側のほうに置いて流してみても実験していただく、このBGMの機械というものも様々ございますけれども、高価なものでなく、縦型のものもあるようでもありますけれども、この件も考えて実行してみる価値があると思いますが、どのように思いますか。町長、もう一度。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

BGMの件ですよね。ONSENガストロミーの件は、まさしくそのとおりだなと思っております。

音楽、何を流すかというのが一番難しく、私はORANGE RANGEというのが大嫌いなんです。ラップ系の音楽は。でも、ハロー！プロジェクト、松浦亜弥さんとか、西野カナさんとか、モーニング娘。とか、そういうのは大好きなのでございます。このように、またはクラシック、私はあまり好きじゃなくて、人それぞれなので、ぜひそこはちょっとご理解いただきたいのと、また、現場のほうで試してみる価値はあるのかなとは思っていますが、今日はテレビを消して音楽だけにしてみても、テレビつけてけろっちゃ、と言われるかどうかという、試してみる価値はあるかなと思っておりますけれども、松田事務長が嫌そうなお顔なので……やりますか。やる。やらない。やる。やるかやらないか。

[「やります」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 やるそうです。

以上です。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 何でも試してみることが最初でございますので、よろしくお願い致します。駄目ならやめればいいんでございますので、よろしくお願いします。

次に、問3に移りたいと思います。

病院では、知っている人に会われるのが嫌いな方が多いようであります。知られたくなく、待っていても名前呼び出されると、気づいていなかった方に気づかれてしまう、そのよう

なことが事前にならないように、デジタル電光板の設置をしていただけないか、お伺いをするところであります。

デジタル電光掲示板、大抵3名ぐらいまでは掲示されるわけでございますけれども、自分の順番が分かりますし、待ち時間が長いときも、そしてまた電話が自分にかかってきた場合、そしてトイレに行きたいときでも、患者もスムーズな行動が取れることにつながりますので、また、患者同士、あまり個人の病気にも触れないような方法などをしていただけないか、お伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 病院内でのデジタル掲示板についてご質問がありましたので、お答えいたします。

デジタル掲示板は、確かに病院の対話会でも設置の要望がございましたが、現在、病院では設置については考えていないということです。この答弁を作成するに際しまして、院内で協議した結果、ご高齢の患者さんが多い町立病院においては不向きではないかという結論だったようです。規模の大きな病院等では必要なのではないかという意見が多かったです。

なお、理由としましては、発券番号を出す発券機などを用いて番号の呼出しを行う方法も話し合っ、理由というか協議をしてみたいと、発券機での番号でお呼びすると、掲示板ではなくて、それはご検討、これからいただくようでございます。

また、病院では、患者同士の個人の病気に触れないよう、個人の病気に触れられないよう広報で伝えられないかということに関しましては、院内にチラシなどを掲示していきたいと考えています。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

なかなか電光掲示板ということも、大変金もかかるのかなと思っております。そうした代わりになって、発券機でありますと、簡易的な方向にもなるのかと思います。

町内唯一の病院ということで、本当に病院に行けば知っている方が多いわけでございます。定期健診で来る方、急に体の異常で心配になり診察に行く方、様々ございます。予約で診察を受ける方はあまり心配のない方が多いようでもありますけれども、具合が悪くて診察に来た方は、どのような診断が出るのかと、心配と不安な気持ちの中でのいるわけでもあります。そこに悪気はないはずでありますけれども、どこが悪いの、いつから、などと、事前診察の間診のように心配されて聞きに寄ってくる方などがございます。小さいならではと思っております。知っている方にせめて診察前は知られたくない、という方も当然いるわけでもあります。

また、前段で申したように、待ち時間が長いときもあり、電話の着信、また、耳の遠い方は奥さんを連れてきたり、トイレに行きたいときでも自分が呼び出されるのではないかとということで我慢なされている方もおります。そのようなとき、デジタル電光掲示板が設置されれば大変助かるのかなと、ただそういうことで質問させていただいたわけでありませう。

しかし、一般会計から、先ほど、ここ数年2億、私がいた頃は、まず1億7,000万円等々から年々上がってまいりまして、今、町長が申したのは、今、2億8,000万という状況になってきております。しかしながら、基金の取崩しをなるべくしないようにと、町長は事業を様々な率のよい補助金を探しておられ、今、基金取崩しを少なくやっておりますけれども、企業で使われている掲示板等々にあるのは、結構安いのがあるのではないかなと。町の発注という、結構ものが純正のものといいますか、結構そういうものがございませうけれども、こういった中でも、バッテリーの中国からというものではないんでありますので、こういった安いものもちょっと探してみれば、それなりの経費が浮くのかなと思いますので、また、これも考えてみる価値があるか、お伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 安いものということでしたので、ちょっとメルカリで探してみませう。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 結構です。メルカリでもなんでも、やはり皆さんが分かるものであれば、そういったことでやはり無駄な金を省きながらやっていくのが行政でもございませう。ありがとうございます。

本当に、先ほど言ったように、心配して、本当に心配して寄ってくださるという方だと思っておりましたけれども、本人が診察する前に、特に本当に不安になっておりますので、やはりメルカリの方、よろしくお伺いをいたします。

次に、4番に移りたいと思ひませう。

先月、議会で岩手県の西和賀町さわうち病院を視察させていただきました。以前から、さわうち病院は、歴代院長をはじめ包括病床を取り入れ、視察の多い病院でもありますが、現在の小原院長さんは、「西川町の病院は、直接カメラを使用しての人間ドックを行っていることに対して大変な評価をいただけてきたところでありませう。隣接する市町村の住民からも、私も様々お話しした中で絶賛される健診事業ができていると、町立病院であると、私も自負しております。

このように、価値のある町立病院が、人口も減少し続けると、病院から診療所に転換され

るようなことがないようにと願っておるところでありますけれども、診療所になるとどのように変わってしまうのか、町民の皆さんに、こういった変わってしまった場合の方法もしていただけないか、まずお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

診療所になりますと、入院することができなくなります。そのため、病院が診療所となった場合には、医師の数も、看護師の数も減ることが予想されます。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 診療所になると、大変な変わりようでございます。本当に、診療所になると、小さいから医療費も安くなるのかなと思えば、また、大きい病院ほど医療費がかかるのかと思っておりましたけれども、特定疾患療養管理料は医療機関の規模によって細かく分けられまして、その金額は小規模な病院ほど加算される額が多く、19床以下の診療所が最も高くなるそうであります。

そのような中であります。多くの公立病院は、運営には本当に頑張ってくれておりますが、経営は苦勞されておるわけでありまして。今まで病院改革プラン、今回は病院改革強化プランと一段厳しいプラン作成を願われているわけでありまして。それによって、国では来年より、第8次医療計画で地域の医療構想で質の高い効率的、効果的な医療提供体制に向けた取組も引き続き着実に進めることの必要性を打ち出そうとしております。こうした中で、この寒河江・西村山管内でも、国から自治体に対し、病院の統合、再編や官民連携、独立行政法人化など求められており、中核的な話合いにも今後拍車もかかってくると思われまして。

人口減少とともに、利用される方も減少傾向が当然伴うわけでありまして。そのような中、町民の中でほかの病院で同じような診療を受けている方や町外の方にも町立病院を利用していただけるようにも、広報誌、また、先ほど申し上げましたように、9月1か月間はがん撲滅月間です。早期発見、早期治療が功を奏すれば、本人はもとより町の国保の支出にも大きく関わることであります。大いに宣伝していただき、利用者を増やすことが経営の改善につながるわけでありまして。

話はちょっと変わりますけれども、以前、間沢にスーパーや町内にも多くの商店がありました。やはり経営ができなくなれば、閉店をせざるを得ません。まさかなくなるとは思っていなかった。土曜日、日曜日ほど逆に利用者がいなかった。皆さんがやはり町外に出て、帰りは買物にやってきたということでありまして。

なくなってから、もっと利用しておけばよかったことなどを言うことが、今までたくさんありました。なくなってしまう、縮小になってからでは困るのは町民であります。しかし、特に病院はそうならないように、町民の皆さんと町外の皆さんに支えていただかなければ、現状維持をうまくできませんので、再度言いますけれども、一番小さくなることによって一番困るのはずっと住み続けたい町民でありますので、できるだけご利用のほどを町民に投げかけていくことが最重要でありますので、再考なお考えをお聞かせください。

○菅野議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 議員のご質問にお答えいたします。

いろいろと医療を取り巻くお話などもいただきまして、また、町立病院の経営、厳しい状況などもお話をいただきました。先ほど来お話があります経営強化プランにつきましては、今年度、今現在、素案というものを作成しております。7月に病院の対話会なども行いまして、今後の病院の将来を皆さんで考えていただいて、医療のスタッフも併せまして、いろんなこれからの課題を明確化しまして、どういう病院経営をしていくのかというようなことを話し合ったところでございます。今後は、策定、経営強化プランというものを作成していきまして、持続する、していく町立病院を描きながら、町内唯一の病院を存続させていくというようなプランの作成をしてまいりたいと思います。

病院と診療所の違いということなどもお話ありましたが、診療所になりますと、なかなかこれまでやっていた事業ができなくなるようなことも多々、多くございます。その辺も策定委員会の中でも協議といたしますか、話をしながら、その辺の、今後の病院の姿を、協議した内容につきましては、町民の方にもホームページなどでもお知らせをしていきながら、周知なども図っていければなというようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

本当に、大きい病院の担当医は、何回も簡単に担当医が変わってしまいますけれども、町立病院のお医者さんは長く勤めていただいており、町医者の方でございまして、やはり患者さんの皆さんの体調も分かれている利点が本当に多いわけでありまして。これも大変よいところで、皆さんが安心してご利用できているようになっておるわけでありまして。

今回、第7次総合計画のまちづくりの課題の中で、病院の町民アンケートでは満足度が低く、しかし重要度が高い、ニーズが高いということでありまして。重点分野に町立病院の運営

となっておりますけれども、町民からは医療体制の維持も高く願われております。

これまで、整形外科もできて喜ばれております。また、ほかの診療科目も願われているようでもあります。そのような中、町長も第7次総合計画で、町民のためにも医療体制の維持に対して、先ほどもちょっと言いましたけれども、東川町のように人口が増える町に向かっていく気持ちであります。移住も多くなることを想定し、医療体制に不安を抱かせないようにするために、強い気持ちを最後にお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今、西川町の人口動態としては、議員おっしゃるとおり、8年以内の生産年齢人口増加というのは、これは十分可能な状態でございます。昨日、新聞でも、昨日の議会でも申し上げたとおり、副町長を2人体制にするというのは、人口の増える兆候がもう確実に見えてきておりますので、この準備を、今まで人口減少の町でしたから、人口減少しかこの役場職員、私も含めて全員、人口減少フェーズでしか仕事をしたことがないわけでありまして。そこから人口が増える準備をしなくてはいけないわけです。ですので、高齢福祉政策と増える準備をする両腕が、助さん格さんが私は必要だと思って、昨日、そのように申し上げました。

8月の人口動態は、プラス3人、昨日も申し上げたとおり、転出、転入に関しては、転入増加の社会増の状態に西川町は入りました。そのことを考えれば、町立病院の存続も可能だと私は思っておりますので、ぜひ議員の皆様におかれては、職員の負担を増やすようなご提案ではなくて、これから持続可能な地域に結びつくようなご提案をいただければなと思っております。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

何よりも、本当に病院が安定しているということに対して、私も後期高齢者に間もなくなるわけでございますので、本当に安心して過ごせるなと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

出羽三山神社の神楽の担い手と月山参道復旧につきまして。

岩根沢には、皆さんが知っている通称岩根沢社務所がございます。この岩根沢三山神社は、月山神社・出羽神社・湯殿山神社摂社、月山・出羽・湯殿山三神社として町の重要文化財の指定を受けまして、翌年の平成12年5月25日に文化庁より国指定重要文化財の指定を受けられました。この建造物は、東北地方では最大規模の木造建造物であり、秋には岩根沢三山神

社太々神樂が奉納されております。毎年多くの参拝者が参ります。西川町の観光誘客にも一役を担っており、山岳信仰や多くの文化が盛んな町で質問いたします。

前段申し上げました岩根沢三山神社の前称は「日月寺」という寺でありましたが、神仏分離令により寺を廃止し、現在の出羽三山に岩根沢社務所が設置されました。それを記念に、福島県伊達郡から伝えられたのが里神樂といわれております。その当時は48座の神樂舞があったと言われておりますが、岩根沢神樂保存会では、現在10座の神樂を受け継いでおります。平成21年2月に西川町の民俗芸能無形文化財に指定され、平成25年11月に伊勢神宮において第62回伊勢神宮式年遷宮奉祝行事で奉納をするために参って参りました。しかし、近年、様々な分野で伝統芸能を受け継ぐ後継者がいないことが保存会でも大きな悩みを抱えております。実際携わっている方も、人数的にも限界で、一人でも欠けるようなことであれば、舞うことができなくなるような状況でもあります。

現在、春、秋の神社奉納舞のほか、令和2年から現在も、中学3年生の総合的な講座学習に携わっております。ほかに、公的機関から要請活動、地元観光の要請にも尽力しております。町の観光誘客にもなくてはならないこの太々神樂の担い手としてのお手伝いを今後町内の方々や職員のご協力などをいただける策がないか、お伺いいたします。お願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

今日も、草刈りを古沢議員もされましたけれども、ああやって区を超えてごちゃ交ぜになって老若男女が地域活動を行うということが私は必要なのではないかなと思っております。残念ながら、岩根沢区のほうは、これまではどうしても地域に偏った活動をされているのかなと思っております。ただ、太々神樂に関しましては、中学生への体験なども施していただいたり、子どもたちには広げようというような動きは見られるかと思いますが、そこから大人に対して、一度経験された方々に次どうだと、来年どうだとかという、そういうつながりを持っていないというのは少し残念なところでございます。

職員と町民の皆様の後継者を協力いただけないか、ということでございますけれども、まず、保存会の皆様がこの後継者探しを欲しているかということを確認しなくてはいけないわけです。今、保存会の方々からは、町としてはご要望を承っておりません。こちらを近々区のほうに保存会がお願い、正式にお願いするというところでございますので、依頼がありましたら、こちらのほうで何かしら対応したいと思っております。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） ありがとうございます。

最近、神樂の代表とお話をさせていただいたということで、大変よかったと思っております。私も先走りのなこともございますけれども、それほどなりにやはりこの太々神樂も町に対してはなくてはならないものと私は思っております。

この岩根沢太々神樂、東京オリンピック聖火の出発会場が西川になったときに、山形県の代表として太々神樂の舞を奉納させていただいたわけでございます。今月の10日、岩根沢三山神社の秋の祭典がございます。また、今年は、前日の夜に夜神樂を催すということにしておりまして、9日、10日、ぜひ来ていただきたいと思っております。

前日は、この前、地域活性化補助金を頂いて、ちょうちんを、各宿坊関係のお名前を刻んだものをつくりました。そして、町長に点灯式をしていただいたわけでありましてけれども、今回はその点灯式と合わせて、門前前にろうそくなどをずっと並べて点灯しようとしている準備をしているようでございますけれども、そしてまた、社務所の本殿の上に大変な、立派な彫り物がございます。高山文五郎作のすばらしい彫り物でございますけれども、本当ならば、これに照明を与えて、皆さんにお見せしようとしている矢先、2週間ほど前から工事が入って、もうテントが張られて、ちょっとそこが照明できないということが大変情けなく思っておりますけれども、また立派になれば、また来年そういったことができるということですので、本年は、高山文五郎さんの彫り物がちょっと見えないことが悔しいところでございます。

神樂保存会は、地元の神樂を継続してまいりましたが、現在、子ども神樂においては小学生が1名しかいないということでありまして、できなくなった状態であります。こういった状況で、町内の方であれば、長年携わっていただけるのではないかと思っております。いろんな、花笠音頭などの踊りとはまた違って、やはりそう簡単にはいけませんので、徐々にそういった形を進めていければなと思っております。

そして、併せてなんですけれども、今、神樂を舞う方、楽の方が当然ぎりぎりではありますけれども、近年、村山9市町村で村山地区民俗芸能懇談会として15の団体が所属しているわけでありまして。岩根山太々神樂も参加しておりますが、参加においても、自費で参加しているような状況であります。継続するため、練習にも皆さんからも出費していただいている現状でもあります。

町内にも、地域芸能を継承する団体数団体、吉川の権現様、大井沢の神樂、獅子舞とか、田植踊り、様々あると思っておりますけれども、そういった方々が伝統を継承していくためにも、

通告はやっておりましたけれども、地域伝統活動資金などの補助金の創設などを今後考えていただけるようにするには、これも各地域から要望が上がってこれるとまずいのかなとは思いますが、私から先に言わせていただきます。お答えをお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

まず、先ほどの後継者の育成のために協力を、ということですが、こちらは、今、古澤議員がおっしゃったのは、町内から協力者がいただけないかというお話でございました。はたまた、昨日は、佐藤光康議員のほうから、太々神楽の後継者を地域おこし協力隊を採用して町外から連れてきてほしいというご要望がございました。一方で、光康議員は地域おこし協力隊をもっと増やさない、町外から増やさないって、太々神楽のためにと言われているわけです。古澤町議のほうは、今日、町内から採用しなさいと。

町内からということであれば、集落支援員とか、町内外にかかわらずいろんな制度がありますので、まず、私ら町のほうは、太々神楽に興味がある人っていうのは分からないわけです。ただ、保存会の方は、毎回この方来ているよねとか、そろそろこの人、ご退職されるので後継者にいいんじゃないかというようなお話があるので、まずは集落支援員の制度を使われてはどうかかなと思っております。集落支援員、もし、どういう形で後継者を育成するということであれば、こちらはもう、岩根山区は今回ゼロで来ましたが、ぜひ来年度はご要望いただければなと思っております。

また、お金の話、支援基金の話は、こちらは、まず、やりたいこと補助金というのが、すったいこと補助金というのがあります。今回も10団体支援させていただきましたので、ぜひこちらの、まずはこちらの申込みを来年度にさせていただくと、町内外、これは町内でもよろしいですし、町外へのターゲットを決めていただいて、自由に活動するお金を、資金をご提供させていただきますので、ぜひ申込みをいただければと思います。

人に関しては、ちょっと佐藤光康議員と話してほしいですね。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。残りあと5分になります。

○9番（古澤俊一議員） ああ、そうですか。

今回もいろいろ、中学生の方々からも、今、5つの部活等々において太々神楽を習っていただいております。こういった方々が町長の肝煎りの帰ってきてけローン等々を利用して、10年後、逆に戻ってきてくれれば、そういった担い手も出てくるのかなと思っております。では、次にまいります。

今回、町長におかれましては、現地に赴いていただき本当にありがとうございます。本当に、月山参道という八方七口一つの岩根沢月山に登頂するための参道がございますが、四十数年前までは、昔の修験者が利用したルートで、烏川を渡り、月山に向かう参道ございましたけれども、幾度となく崖崩れに遭いまして、その後、東又線、森林管理署がブナ材を搬出するためにも切り開いた道路でもありまして、通称台所休みより登れる参道を新たに切り開き、現在、ドウダン街道を利用して、川を渡らないで月山に向かわれるところと、途中から下り以前の川を渡って2通りになれるような道路もございます。しかし、まだ、そこに行くまでの道路が崖崩れを起こし、重機で何とか通れるようにしていきましてけれども、現在も路肩もさらわれる状況になっております。愛好者も大変復旧を待たれているところでありまして、町長の、今回も視察した中でのご見解をお願いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきました岩根沢のほうから登る登山道を昨日の朝に行ってみりました。なかなか時間取れなくて、やっとなってきましてけれども、資料ご覧のとおり、令和2年度の豪雨災害で路肩の崩落というのがこのような状況で、さらにこれが広がったなど思っております。この先には、ほかに2か所、少なくとも2か所、大きな崩落を行っている、合計3か所あると認識しております。こちらの、まずニーズから申し上げますと、年に3件ほどは、ここからまだ登れないんですかという問合せが町のほうに寄せられております。

また、一方で、こちらは国が管理する林道でございます。このため、町としては、管理者である山形森林管理署に対して復旧に向けた働きかけを行っていきますが、この状況だと、迂回路なども必要になると思いますので、なかなか難しいのかなとは感じております。

○菅野議長 9番、古澤俊一議員。

○9番（古澤俊一議員） 百聞は一見にしかず、やはり現場を見ていただいて、本当にありがとうございます。

やはり、この道路というものは、昔からの本当のお行様、岩根沢に泊まって、そしてまた道路を通って月山に登ったと。その中に、清川行人小屋というものがございまして、それは本当に、天皇陛下の弟でございます高松宮宣人親王様が昭和30年に登られたということでございます。今も現在皆さんが利用されて、避難小屋ということで利用されているものでもありますし、大変、岩根沢から登って、また群馬大、医科大等々の方々も大変利用されたところでもあります。本当に、そこには万年雪というものもございまして、やはり天気が続いたときは逆に雪が残るというようなこともお話があつて、今年なんかは逆に残るのかなと思って

おりますけれども……

○菅野議長 残り1分です。

○9番（古澤俊一議員） そうした中で、これから東北森林管理署、そして山形、寒河江、西川町の様々な関係者の中で、来年度等々において現地を視察しながら、何とか復旧ができるようなお話ができるようにお話を進めていただきたいと願って、私からの質問を終わります。本日は、ありがとうございます。

○菅野議長 以上で、9番、古澤俊一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開は11時25分とします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時25分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 佐藤 大 議員

○菅野議長 続いて、1番、佐藤大議員。

〔1番 佐藤 大議員 質問席へ移動〕

○1番（佐藤 大議員） 1番、佐藤大です。

本日は、「（仮称）サウナ・NFT・かせぐ課」設置について、また、企業誘致の状況についての2件質問いたします。

私が町議になったばかりの頃ですが、町長の挨拶の中で、「西川町を経営するに当たっては」というフレーズをお聞きいたしました。そのとき、私も、これからの行政は、ただ運営するのではなく、経営者目線で回していくものと思っておりました。その一言が大変印象に残っています。そんな矢先、仮称ではありますが「サウナ・NFT・かせぐ課」という課を新設するという提案をお聞きしましたときに、自治体で商売を行い、その収益を高齢者関連事業の基金にするというその発想に驚き、商売をやっている自分といたしましては、大変面

白いことだと興味深くお聞きいたしました。ちょっと足踏み状態がありましたが、このほど新しい課の開設を踏まえて準備室を開設する運びとなりました。

さて、その「(仮称) サウナ・NFT・かせぐ課」であります。どのような内容の業務を行うセクションになるのか、概要をお尋ねいたします。質問の1であります。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 新しい課の新設についてお尋ねいただきましたので、ご回答させていただきます。

6月にご提案させていただいたときの仮称の名称は、サウナ・NFT・かせぐ課でございました。4月1日の開設に向けて、準備室を10月1日に立ち上げたいと思っております。

ちょっとした足踏みとおっしゃっていただきましたけれども、佐藤光康議員から職員の兼務は不安だということで、行政サイドが、それでは無理だねということでしたけれども、議長が謝罪のご連絡を議会で、全員協議会でいただきまして、行政サイドとしては前向きに進めることとなりました。今、4月1日の名称に関しては、「かせぐ課」にしたいと思っております。かせぐ課。係はデジタルNFT係、もう一つはサウナ係と、この2つを係として設けたいと考えております。

具体的には、後ほどご質問もありますので申し上げませんが、コンセプトといたしましては、これまで、自治体は稼ぐのではなく使うほうがメインでございました。皆様の高齢福祉政策や補助金や産業振興のお金、地域の活動支援金など、こういった使うのが仕事でございました。ただ、私がこれまで民間企業でも経験してまいりましたけれども、よくよく調べると、自治体は稼げることが分かりました。

例えば、先日、デジタル住民票を1,000枚1,000円で募集しました。そうしたら、1万3,400件の応募がございました。西川町のデジタル住民票を持っている方は現在100件、100名、延べ、いらっしゃいます。こちらの方々との関係は、つなぐ課のほうでこれからデジタルの関係人口からリアルの関係人口に結びつけていくわけです。

このデジタル住民票発行に当たっては、町に60万円の収益がございました。今後も収益は増える見通しでございます。例えば、先ほどの1,000円でデジタル住民票を買っていただきましたと、その方は、デジタル住民票を売ろうとする方もいらっしゃいます。今、2,000円から3,000円の値段がついております。1,000円で買った西川町の住民票を2,000円、3,000円で転売する、そうすることで町に転売額の10%が入ってまいります。このほか、J-クレジット排出権、二酸化炭素吸収量の制度でも、西川町は森林がたくさんありますので、稼げる

かなと思っております。

今後になりますが、脱炭素、カーボンニュートラルの取組が広がって、東京の企業さんでは、二酸化炭素を100排出していたら二酸化炭素を吸収している町から100の吸収権を買ってくる、そうすると、東京の企業は、私たちはゼロカーボンの企業ですと宣伝できるわけです。こういった企業さんが徐々に増えてきてまいります。この企業に対して、西川町の排出権100を、例えば2,000万円で買ってくれないかとか、そういった交渉がこれからできるわけがございます。そうすることで、毎年の二酸化炭素吸収量においても毎年の収入が確保されます。

また、もう一つ事例、最後、申し上げますけれども、自治体は、一つの目的に応じた補助金というのもございます。特定の目的に応じた補助金。これはですね、例えば木材の振興のために県や国から、これは必ず使いなさいということで、それ以外で使えないので、使わなかったら返還になるわけです。今までは、一千数百万頂いたお金をこれまでは小学生の木育、積み木をお渡ししたり、机の板を差し上げたり、あと、椅子の作成とか、そういった木材に触れ合うような、主に木育というか生涯学習的な取組で使ってまいりました。これを、どうせ木で何かまちおこしなくちゃいけないんだったら、例えば西山杉でサウナをつくるとか、そんなこともできるわけです。それを国の補助金、全額補助金でサウナをつくりました。行政財産になります、行政財産は売ることができます、これを買う方がいらっしゃいます。そう考えると、それは民間企業ではそういうことはできないわけです、補助金がないからです。自治体だからできる、入ってくるお金です。これを民間企業がやれば普通の商売になりますけれども、自治体は地域振興をこのお金で図りなさい、西山杉でサウナをつくり、それを買ってくれる事業者がいるでしょう、その方に対して売ったお金は全額町の収入になります、こういった反復の繰り返しを行い、雑収入という科目で西川町は稼いでいきたいと考えております。

最後になりますけれども、この得たお金というのは、私は高齢者、これまで西川町に住み続け、厳しい環境の中住み続けてこの地域を守ってきていただいた方々にこの資金、デジタルで稼いだお金を使いたいと思っており、基金の創設を条例等の関係法令を整備して3月議会には提案したいと思っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 目的にしか使えない補助金を何にでも使える金に換えると、すごいアイデアだなと思いました。

さて、当初の課のネーミングですが、サウナ・NFT・かせぐ課というネーミングにありますように、サウナ・NFT・現在はデジタル住民票ですが、これらを前面に打ち出して事業展開していくようでありますが、どのような内容の事業を展開し、どのような形で収益につなげていくのかをお尋ねいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

まず、NFTデジタル系のほうでございますけれども、こちらは、西川町のデジタル住民票、今、1,000枚発行しておりますけれども、こちらの発行をし続けていきたいと思っております。もしかしたら値段は安くなるかもしれませんが、安くならないように、私らもメタバース空間での交流会には力を入れてまいります。デジタル住民と関われる仮想空間の中での取組を充実させることによって、何とか値を落とさないようにしていきたい。

また、今度はAIアート、人工知能がつくったアート、動くアートNFTを発行しまして、アートの作品としての価値も高めていきたい。例えば、月山の写真を、秋の月山の写真と月山湖の噴水が、普通であれば一緒にならない絵をAIアートと一緒に加工することができて、それを住民票に付して売るとか、そんなことを考えております。

もう一つ、デジタル関係で言いますと、今現在、山形新聞に昨日、おととい取り上げていただきましたけれども、NFTをどんどん発行していきたいと思っております。公園のネーミングライツ、こちらもネーミングライツと月山ビールアートのNFT、また、私がつくったAIアート、私がつくったAIアートを今、3点申し込んでいます。これ、自治体でいずれも3つのことをやったのは西川町が初めてですと。

公園は、今現在オークション、9月1日から9月10日までで、これ、徐々に値が上がっておりますけれども、水沢公園のネーミングライツが今、15万円の値段になっております。月山ビールのアートNFTは1万3,000円。私の絵は、AIアートは2万円です。こういったことで、繰り返すことで、西川町を知らなくても、お、NFTでこんな発行している自治体があるんだということで収益になればいいなと思っております。

もう一つ、サウナのお話は、先ほど申し上げた目的税化された目的補助金、これを目的どおりつくって何とかサウナに結びつけて発行していきたい。あとは、例えば水沢温泉館に若い人がたくさんいらっしゃるんでございます。その中で、例えばサウナ飯というのがやっているんです。ちょっと辛かったりとか、カロリー高めのものを提供するサウナ飯というのがはやっておりますけれども、こちらを今、水沢温泉館でサウナ飯というのが1種類しかご

ざいませので、例えばこれを、辛いラーメン屋さんを提供する店というのが複数ありますので、西川のサウナ飯だということで、飲食店などへの波及効果も囲い込むのではなくて、西川町全体に波及するような、こういった取組も仕事として行いたいと思っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。今のは、問2ではなかったんですか。

○1番（佐藤 大議員） そうです。問2です。

では、問2の続きです。先日、町長に質問にお伺いしましたときに、町でバイオマス発電の事業計画をしているのなら、カーボンニュートラルでJ-クレジットも活性化の事業の一つとお考えですかとお聞きしましたところ、先ほどもお話がありましたように、視野に入れていきますとお答えでしたので、バイオマス発電が稼働したら、ぜひ事業の項目に入れていただきたいと思います。

また、NFT（非代替性トークン）、要するにコピーが容易なデジタルデータに対し、ブロックチェーン技術を活用することで唯一無二の資産的価値を付与し新たな売買市場を生み出すということですが、このNFTの今後の展開にAIアートの販売を考えているとお答えでした。また、公共施設のネーミングライツ、公共施設の名前を付与する命名権と附帯する諸権利のことでありますが、公共施設への命名権のビジネスもお考えでした。これらビジネスは、稼ぐか、新設後に事業展開していくものと思っておりましたが、既に現在事業展開をしており、もう実行していたのかとびっくりいたしました。

NFTのマーケットサイトでありますヘキサのサイトで、道の駅の隣にあります水沢名水公園の公園命名権NFTが9月1日よりオークションで売り出されております。9月10日終了のオークションですが、今朝の時点で、金額が、先ほどもありましたように15万1円となっています。昨日の朝は10万1,000円でした。現在も変動しているかもしれません。

ネーミングライツとって、まず山形県で思い当たるのは、中山町にあります山形県野球場であります。施設命名権の変遷は、山形蔵王タカミヤホテルズスタジアムが2008年4月1日から年額500万円、その次に、荘内銀行・日新製薬スタジアムやまがた、これが2011年4月1日から、これは年額400万円の契約です、その後は、現在やっておりますヤマリョースタジアム山形、これが今年の4月1日から、年額600万円の契約となっています。国内の自治体では、スタジアムやホールなどは高額になりますが、お手頃価格での公園や公衆トイレなどの募集をかけている自治体もございます。しかし、当西川町は、施設命名権をNFT化して販売する、しかもオークション形式で販売するという国内自治体では初の試みであるという、ほかでは例を見ない発想、着眼点に感心したところでございます。

また、AIアートは、西川町長がつくったAIアートがNFTとしてオークションに出品されており、先ほどもありましたが、現在2万円の値がついております。自治体の首長がAIを使って作成したアートNFTは、日本初とのことで、話題性もあり、これからの値動きが楽しみなところでもあります。それに、月山ビールのNFTもオークション形式で展開しており、1万3,000円との価格になっており、これも動向が気になるところです。新たな展開でのビジネスチャレンジではありますが、オークションマーケットでは上場な滑り出しかと思えます。これまで多くの事業に携わり、自治体での事業支援をされてきた町長の発想力とスピード感には驚かされました。

これらのビジネスもかせぐ課の事業として取り込んでいくのかと思えますが、今後どのようなNFTを発行するのか、どの公共施設にネーミングライツを行うのかなど、現時点でのお考えがございましたらお答えをお願いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

AIアートに関して言えば、これを個人版のふるさと納税で寄附を頂く返礼品としてご用意するという事も考えております。また、公園のネーミングライツが、今、恐らく今は水沢の道の駅の隣の公園、水沢名水公園を今、ネーミングライツ、NFTでオークションをいただいていますけれども、こういった、例えば名水公園って、多分町外の方も、町内の方も名前知らないんじゃないかなと思っている。こんな公園に今、15万円値がついているわけです。こういったことは、ほかの、じゃ、少し大きな睦合公園で行ったらどうなるんだろうとか、そういった、小さい公園なのか、大きい公園なのか、引き続きこういったNFT、ネーミングライツというのは増やしていきたいと思っています。

なお、リアルな話としては、今度建設するような複合施設、こちらのほうのネーミングライツは、ちょっとNFTでするのか、リアルにするのか、こちらはこれから考えていきたいと思っています。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） これからの展開、期待しております。

さて、この事業収益の使い道なんですけど、高齢者支援基金を設立して高齢者向けに活用すると伺っておりますが、高齢者支援基金の概要とスケジュールについて、また、その使い道がなぜ高齢者を対象にしたのかお聞きしたいと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

高齢者支援基金の設置条例に関しましては、3月の議会で提案したいと思います。これまで稼いだものは別の基金に入れまして、そこで蓄えた分をそちらの基金に新しく移すことになり、来年度、令和6年度から、稼ぐものはその基金に蓄えておきたいと思います。

では、なぜ高齢者の方に対して、どのように、というご質問ですけれども、まず、なぜ、という回答を申し上げます。

私は、西川町に戻ってきました。西川町は、正直、冬は相当住みにくい、なかなか移住者を増やすには難しい地域だと思っておりました。けれども、月山の恵みは山菜や流水、湧水、こちらはそういった森林の管理の下、園地の管理の下、そういった恵みが与えられ、それを西川町の稼ぐもの、特産品としてこれまで売ってきました。これは、人がいなければ、湧き出る水も商品化になりませんでしたし、山菜のほうもたくさん出るような環境にはなされなかったと思っております。こういった自然環境の厳しい中でも住んでいただいて、この土地を守っていただいた皆様に対して感謝を申し上げたいということで、こちらの基金を設置したいと思っております。

特に私が感謝しているのは、森林の管理でございます。こちらが、間伐の行き届いていない地域もありますけれども、立派な杉や森林を育てていただいて、二酸化炭素吸収量はほかのまちに比べてやや高いと言われております。こういった立派な二酸化炭素を吸っていただく木をうまく間伐いただいて守っていただいたからこそ、これから私たちはJ-クレジット事業、二酸化炭素吸収権事業に参入できるのでございます。そちらの感謝と、そういった吸収量を多く育てていただいた管理者に対して受益する政策を打つというのは、これは当然だと思っております。

何に使うかというのは、これからはニーズベースになっていくのでございます。ただ、私どもは、来年年明けにはタブレットを配布しまして、AIでお年寄りの方々の、お1人住まいの方々に楽しみや運動、ヘルスケアを施したいなと思っております。そのためにも、ご説明する体制をしっかりと整えなくてはなりませんし、アンケートを取るにもしっかりとお声がけしなくてはなりませんし、ここはやっぱり、最初はアナログで対応しなくてはならず、コストもかかるわけです。そして、タブレットになじんでいただくために、最初はちょっと強引かもしれませんが、デジタル商品券や電子通貨などで配布して、ご高齢の方にのみ使えるような状況にする、タブレットになじんでいただくというためには、そういった政策も考えられるわけでございます。こういったことをニーズベースで徐々に考えていきたいと思

っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） タブレットを使った政策、なかなか興味深いものでございます。また、使い道が高齢者対象になるのであれば、ぜひ除雪の補助金などへも使っていただければ、かなとも思っております。

それでは、質問3にいきます。サウナ・NFT・かせぐ課、かせぐ課ですね、今度は、かせぐ課の職員の体制・係・それに伴う人員の数、また準備室長の選定はどのようになっているのでしょうか。そしてまた、課の増設による職員の増員は必要ではないのでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 かせぐ課の体制・人員・準備室長の選定について申し上げます。

課の増員は、4月にできますので、まずは準備室という形で進めさせていただきます。さきの全員協議会で、奥山生涯学習課長においては不安があるという議会からのご指摘がありましたので、こちらはやめます。新しい課の室長には、柴田知弘商工観光課長に就いていただきたいと考えております。それを補佐する形で、荒木つなぐ課長と奥山課長を課長補佐で兼務したいなど、室長補佐です、兼務するような人事にしたいなど思っております。

また、実員に関しましても、2名は専担の職員を配置したいと考えております。1人は、10月1日の新規採用、先日、町の採用に申し込んでいただいて合格された方がいらっしゃいますので、その方を採用したいなど思っております。また、なお、昨年11月にも、新規採用者の前倒しという形で採用させていただきました、怪文書には、今までに例のない採用というふうを書いてあって、何じゃこりゃって思ったんですけども、これは、4月に採用する方で早めにもう働いてもいいよという方がいらしたので採用を早めたというだけに過ぎませんので、そういう方がいれば、もしかしたらこの課にさらに配属されるような、この室に配属されるような体制をまず考えております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 5名体制ということなんですか。

その後聞こうと思っておりましたが、自治体は、通常、準備室は兼務体制で行うところが多いようですけれども、何名の専門担当者がいるのでしょうかと聞こうと思いましたが、2名でよろしいのでしょうか。

○菅野議長 菅野町長。

○菅野町長 専担は、2名を捻出できればと考えております。将来的には、せっかく持ってき

たんで、こういうA Iアートをつくれる職員を育てられればいいなと思っております。こういった、これ、絵画じゃなくてA Iでつくったアートです、これは。こういう職員を、専門職員を今後採用できたらいいなと思っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 専担者は2名ということで、本来、自治体職員として求められるのは、住民に寄り添える人、そしてお金の使い道についてきちんと判断できる人であって、金もうけがうまい人ではない、との意見が出てくるかもしれません。ですが、稼ぐことに特化したセクションであるならば、商才がある、またはあきんどの素質があるといった、そんな職員を採用してみるのも妙案かと思いますが、いかがでしょうか。

また、町では、来年度の新規採用職員の募集を行っています。先月には、防災無線で町長自らアナウンスされておりましたが、そちらの状況も併せてお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今年の6月に社会人の採用を募集させていただきました。4名の方からいただきまして、2名の方に採用すると通知をさせていただきましたが、1名はちょっと保留になってしまいましたけれども、もう一名は、先ほど申し上げたかせぐ課の方です、かせぐ課に配置する予定の方です。サウナに精通する奥山課長にしっかり面談をしていただきましたところ、その方は秀逸だというご意見をいただきました。そういった方を、その方はもちろん民間出身で公務員の方ではございませんので、好きなことを稼ぐというエネルギーに変えていただきたいなと思います。

また、確かにあきんどの素質を持った方というのは、採用というのは西川町においては必要だと思っております。なぜなら、先ほど申し上げたとおり、西川町の町立病院を残すために2億8,000万赤字なわけです。除雪するためにも、私は補助金を、お金で解決できることはどんどんしていきたいと思っているんですけども、それができないのは、自治体職員は稼ぐアイデアを出せるわけがないんです、これまでそういった商売をやってきていないので。ですので、私のような、副業して進めて人材育成を行い、また、稼ぐのはどれぐらい大切かということで、なるべくビールの物販とか、また、お盆期間中には役場職員が副業として、大泉課長も、奥山課長も、柴田課長も働いていただきました。これで、1円稼ぐのにはどれぐらい必要なのかと、大変なのか、コストがどれぐらい、不採算部門のことも総合開発地域商社はしなくちゃいけないのかというのも勉強していただきましたので、人材育成としてはこういった経験をしなくちゃいけないと思っております。

今、西川町に必要な方は、行政は仕事ができる、行政事務ができるという方は、優秀な方はたくさんいらっしゃいます。丁寧に人をつなぐ、人の気持ちに先回りして移住に結びつけられるような、明るい、挨拶のできる人当たりのいい職員も必要だと思っております。

募集状況は、私もフェイスブック、3,000人いますけれども、フェイスブックや防災無線でも切実に投げかけた結果、何と10名の方が申込みいただいております。ただ、先ほどのように辞退ということもありますし、これから試験も開催しますので、しっかり基準を設けて採用に総務課長と教育長でセレクションすることになっております。

○菅野議長 質問の途中ですが、昼食のために休憩いたします。

午後は1時から再開しますが、質問3のほうから入っていただいて結構だと思いますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

質問の4に入ります。サウナ関連で質問してまいります。

水沢温泉館がリニューアルされ、サウナの評判は大変良好のようです。午前中にもお話がありましたように、「サウナイキタイ」サイトで県内5位と、大変良好のようです。

利用者は、サウナ、水風呂、外気浴のセットで「整う」を楽しんでおられますが、片方の浴室には外気浴のスペースがなく、不満をお持ちの方が多数おられました。今後、設置する予定はあるのでしょうか。

また、温泉館の個室側は、県内では西川町のみが獲得したデジタル田園都市国家構想交付金、地方創生テレワークタイプの補助率が何と4分の3という高水準タイプで改修工事を予定しているようですが、その概要はどうなっているのかお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

1点目の水沢温泉館の片一方の外気浴スペースがないということに関して、まずお答えい

たします。

こちらは、昨年までは水沢温泉は赤字の事業でございました。西川町にとって赤字の事業でありました。今では、いろんなレストランや売店、ビールなどの事業部門がありますけれども、今やビールと並ぶ稼ぎ頭になっております。今、水沢温泉館はそのような、お荷物から稼ぎ頭になっているという状況でございます。

こちらは、外気浴の影響があるかないかということになりますと、ややあるようでございます。統計的には、外気浴がある日とない日の、男性のほうが多いものですから、男性の利用率を見ると、温泉、外気浴がある日のほうが多くいらっしゃっていただくというような内容になっております。そこで、こちらとしましても、ぜひ外気浴スペースをもう一つ、ないほうに造りたいということは考えております。

一方で、建築の技術面のお話を設計士さんに早速、議員ご指摘いただいた、ご質問いただいたことを契機に聞いてみたところ、今では3か月かかると。今は、ドアの外に出るような想定をしていなかったものですから、一面、外に出るには、浴室がありまして、そこに一面のガラスが設けられているため、工事の技術としては大変難しいというようなことでもございました。このため、3か月どうしていくのかというのは、これから考えていかなくはいけないんでございます。

今、サウナの男女比を統計を7月から取り始めたんですけれども、大体、女性が2割、男性が8割でございます。そうすることで、例えば3か月、一方は休まなくてはいけないわけです。そうすると、営業的には、男性の方、男性風呂を開けるというようなことにするのか、それとも男女混合がいいのかとか、また、開始時期に関しては、お客様がついていただいていますので、もうリピーターの方が毎晩のように村山市や山形市から訪れていただいているわけです。ですので、そういった方との対話会も開催しまして、3か月休んでも直すべきかどうか。もし、直すべきですということがなったら、どのような外気浴スペースを、同じでいいのかとか、こうしたら面白いんじゃないかと、そういったお客様を巻き込んでいくような形で外気浴スペースの是非を考えていきたいと考えております。

ただ、こういった前向きなご意見をいただいたことは、総合開発株式会社にとってはとてもありがたくて、ちょっと事業計画を、新しい総務部長が参りましたので、練り直していきたいと考えております。

もう一つの地方創生テレワークタイプの補助金を得た水沢温泉館の改修事業について申し上げます。

議員ご指摘のとおり、県内では西川町、東北でも西川町だけ取った高水準タイプ、4分の3が国から補助されるという補助金でございます。そこを獲得しまして、これから改修する内容は、まず、テレワーク施設を調えたテレワークできる宿泊施設、今、個室がありますけれども、そちら4室を新設し、LED化や空調の更新をしていきたいと思っております。そうすることで、西川町のお試し住宅、キャンピングカーもございますけれども、キャンピングカーでなく、ちゃんとしたところに安く、安価に住んでみて、西川町のお試し移住をするんだという方のニーズに対してはこの温泉館の個室で泊まっていただいて、しばらく一定期間住んでいただくようなことが考えられると思っております。

なお、それに当たっては、宿泊業法の免許が必要になっております。こちらも精通している、先ほど申し上げた総務部長を招聘しましたので、その者が対応することになっております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 対話会を通して検討していただけるということで、ありがとうございます。サウナブームで利用者が増加していく中で、より快適に利用していただける施設へと変わっていくことに期待しております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

企業誘致2件の状況について質問してまいります。

間沢地内にありました株式会社東北コーオン跡に、町では昨年7月に株式会社朝日相扶製作所の誘致を行いました。本町においての地域産業の活性化、そして雇用の拡大につながるものと大いに期待するものであります。外壁にも朝日相扶の社名が掲げられ、地域の皆さんもいつ操業を開始するのか注目をしておりましたが、7月11日に朝日町の工業団地内にあります第二工場で火災があり、この火災の影響でますます操業が遅れるのではないかと心配をしております。

あと、もう一件ですが、水の文化館においては昨年、利活用に向けたサウンディング型市場調査会を行い、7社の提案を受けております。この結果を踏まえ、これら企業誘致の状況について質問してまいります。

質問の1であります。

昨年、志津地内にありましたメモリータイムの廃屋の解体を、国の資金と民間の資金を使い、町の資金を持ち出ししないで実行した実績があります。このような方策が可能であるならば、株式会社朝日相扶製作所の当地での操業に向けての支援ができるのではないでしょう

か。また、操業の見通しはどうかを質問いたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

朝日相扶さんの誘致に関しては、私、就任してすぐに金融機関と社長にお願いをして、ぜひ来てほしいと直談判をしたり、国の補助事業などを社長と一緒に訪問したことが、1年以上前になりますけれども、思い浮かびます。

朝日相扶は、ご承知のとおり、国内外の有名ブランドの椅子、国連の椅子なども作っている木製家具の製造会社でございます。こちらは、荘内銀行さんが橋渡し役となって、3者による立地協定を、昨年7月に協定をさせていただきました。協定時点では、本年春以降の事業を行うということでございました。

ただ、議員ご指摘のとおり、不幸な事故が、火事がございます、今は再建の調整をしながら、本社工場の再建の調整を図りながら、西川工場はどうするのかという準備やご検討を進めていただいております。我が町も朝日町と共にお話に加わって、その支援状況を対話によって、荘内銀行さんも交ざって、把握を今、現時点ではしております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 分かりました。早く操業できますように、町での支援策を講じていただきたいと思います。

6月に協定を結びました北海道の東川町は、家具の町でもありました。ふるさと納税の返礼品に家具が使われておりましたが、株式会社朝日相扶製作所も家具のメーカーでありますので、製品をふるさと納税の返礼品にも使えるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

朝日相扶さんは、OEM生産ということで、自分の自社製品を持たない経営形態ではございます。ただ、自社製品の、家具ではないですね、例えばペン皿とか、そういったものでは販売できるというふう聞いておりましたので、こちらの連携も進めていきたいと思っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ありがとうございます。了解いたしました。

それでは、質問の2に移ります。

この株式会社朝日相扶製作所ですが、経済産業省の地域未来牽引企業に認定されている会

社が創業した場合において、本町への雇用などの効果や、また具体的な支援策はどのように考えているのか質問をいたします。

町が誘致活動を行い創業していただける企業には、できるだけ寄り添って支援していただきたいと思います。それには、できるだけ国の交付金や企業版ふるさと納税などの外部からの資金を活用して、町からの持ち出しを最小限にしての支援策を講じていただきたいと思います。西川町が誘致した企業には、その後も寄り添い、支援策を講じていただけるという実績をつくれば、今後の新たな企業誘致活動においても有利な展開につながっているものと思われませんが、いかがでしょうか。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご承知のとおりで、ご指摘いただいたとおり、東北コーオン跡地に入ってくださいと予定の朝日相扶さんは、地域未来牽引企業という、今後成長が大きく見込まれ、地域産業の中心を担う企業として経済産業省から認められた企業になります。当然、こちらの企業がいらっしゃれば、新たな雇用の創出や地元事業の連携、また、間沢地区の飲食街が、飲食店さんがにぎわうのではないかと、そういった地域の活性化に大きく寄与するものだと思っております。

議員からは支援に前向きな立場でご質問をいただきましたので、私も心強く思っております。やっぱり上杉謙信のように、頼まれて、義があって戦うと、そういったことをかっこよく私も行政でできるのではないかと、この件に関しては、相手が火事があって厳しい状況にこそ手を差し伸べるべきではないかと私も思っておりますので、議会からもご支援いただけるというのはありがたいことでございます。

そこで、具体的な支援策と実情なんでございますけれども、今、実は企業版ふるさと納税の朝日相扶さんへの補助を返せないかということで、今、議論をしております。私の経歴が分かる方はご承知かと思っておりますけれども、私、企業版ふるさと納税の担当を1年半前までしておりました。担当をしておりました。このため、本社が朝日町なわけです。ですので、朝日町の町長や副町長からも、私が国との窓口になって、実際に企業版ふるさと納税というのを朝日相扶さんにしてくれる企業さんがいらっしゃるか、そして、いた場合には、こういった法務リスクがあるのでこういうことは気をつけようということを取りまとめて、朝日町と共有しております。そこで、企業版ふるさと納税を、朝日町だけなのか、西川にも入ってくるかというのはちょっと定かではございませんけれども、そのしかるべき支援会社というか寄附候補先ですね、そこに私、今月下旬に東京に行って、朝日町と共に説明をして、企業版

ふるさと納税を、寄附を頂きたいという旨を申し上げたいと思っております。

それについても、工場の被災とこちらの工場の、西川の工場の施設整備というものが、多額の費用、もう数億円単位で必要になるわけです。幾ら企業版ふるさと納税が集まるかというのはまだ分かりませんが、定かではありませんが、町としてもできることを考えなくてはならないと思っております。いろいろ私、調べましたけれども、総務省のローカル10,000プロジェクトと企業版ふるさと納税のセットというのが、町から財政負担を行わないでサポートできる形かと思っております。この制度は、例えば西川町の工場を直すときに5,000万円かかる事業、これをこの2分の1までは国や町の補助が必要だと。その2分の1は、半分は、2分の1の半分は国から、あとは町からになるんですけども、その町の部分を企業版ふるさと納税を活用することで、町からの財政を伴わないサポート、これ、ちょっと総務省との調整が、と銀行さんが必要な、なかなか難しい制度なんですけれども、こちらにチャレンジしていきたいと思っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） いろいろとお計らいをいただき、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、質問の3に移ります。

昨年の11月16日から17日に、水の文化館のリニューアルに伴い、今後に向けた施設の活用方法を検討・把握するために、サウンディング型市場調査を実施いたしました。結果、町のホームページに公開された民間企業7社からの提案があったとお聞きいただきましたが、その調査結果を踏まえた、その後の企業誘致の状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 水の文化館の利活用についてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

昨年実施しましたサウンディング調査、これは、水の文化館をお貸しするので使ってみないかという、民間事業者にお声がけをした事業でございます。ここからは、7社が水の文化館を活用したいというご提案を受けまして、2社に町のほうで絞り込みさせていただき、さらに今年度、1社からのご提案を採用しようとしております。

この提案を基に、今後、対話会を実施しまして、こちらが誘致企業になると思うんですけども、この誘致企業の募集を、募集というか、来ていただくように進めていきたいと思っ

ております。対話会をして誘致するという形になります。

また、この水の文化館に関しましては、デジタル田園国家構想交付金を取りまして、水の文化館に入る企業を3社設けるということを考えております。このため、テレワーク施設を入れながら、全体としては大きな会社に、提案を受けた1社に入っていただきますと。そのほかに、テレワーク施設のところにサテライトオフィス、支店を水の文化館に入っていただく、合計4社がこの会社に、水の文化館に入っていただきたいと考えております。

その提案をした1社というのは観光の事業でございまして、月山湖を一望にできる屋上からの景色というのを大変評価されていまして、私としては、ここにグランピングとかができたらいい、施設ができて、泊まれるような施設になればいいなというのは願っております。

○菅野議長 1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） ありがとうございます。これからの展開に注目していきたいと思っております。

これより新たな企業が誘致され、本町の産業がより活性化するものと期待いたしまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、1番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

◇ 後 藤 一 夫 議 員

○菅野議長 続いて、3番、後藤一夫議員。

〔3番 後藤一夫議員 質問席へ移動〕

○3番（後藤一夫議員） 3番、後藤でございます。

本日は、町内における買物弱者の現状及び対策、全国規模の観光、スポーツ事業等の成果及び今後の対応、並びに月山スキー・登山エリアの観光推進についての3件について質問いたします。

第1の質問です。町内における買物弱者の現状及び対策について質問いたします。

初めに、1点目の質問です。本町における買物弱者等の現状についてお伺いします。

一般的に、人口減少、高齢化の進んだ地域において、生活する上で最も困っていることは医療関係の不安で、次いで、住んでいる近くで食料品や日用品を買えないことであると言われております。このような方々は買物弱者と言われ、主に高齢者、交通が不便な方々であり

ます。本町は高齢化率の高い町であります。買物弱者、また買物に不自由を感じている方の現状をどのように把握されているか、初めにお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

[町長 菅野大志君 登壇]

○菅野町長 後藤議員から、本町における買物弱者の現状についてお問合せがありましたので、お答えいたします。

人口減少や少子高齢化を背景とした交通機能や交通網の弱体化によりまして日常の買物機会が十分に提供されていない方々を、経済産業省は買物弱者と位置づけております。なかなか買物行きたくても行けないよという方でございます。

昨年10月に、西川町の65歳以上のみの世帯を対象といたしました物価高騰対策アンケートで調査いたしました。その結果、物価高騰以外で困っていることは何かとお聞きした際に、544世帯中77世帯、14%に当たる方が「買物に不自由を感じている」と回答されております。

町内においては、民間事業者による移動販売や買物代行などの福祉サービスの利用のほか、町外に住むご家族が買物に連れて行ったり、買物をしてくれたりと、様々な支援をいただいております。私も、88歳の方に賀詞を贈呈するに当たっては、そのような現場を目の当たりにいたしました。

しかしながら、買物に関してせっぱ詰まった状態にあるかという問いに対しては、そういった状況になっている世帯は「ない」という回答をいただいておりますので、そのように認識しております。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

買物に関してせっぱ詰まった状況の世帯はないという状況、また、買物に不自由を来しているという方々が14%という数字、このことは、買物支援策、支援の手だてがなされているからこそというふうな面があるかと思えます。

そこで、改めて買物弱者及び買物に不自由と感じている方に対する買物支援策についてお伺いします。

買物弱者支援策として一般的には取り組まれている事業は、宅配サービス、移動販売、店への移動手段の提供、便利な店舗立地などが挙げられております。中でも本町においては、昔から行われており、またなじみの深い移動販売事業の充実が最も重要だと私は考えております。そこで、移動販売事業をはじめとする、買物弱者と呼ばれる方、また買物に不自由を

感じている方の支援のための全体的な支援策について、改めて町の考えをお伺いします。

○菅野議長 後藤議員、これ、質問2番になりますか。

○3番（後藤一夫議員） 質問2です。

○菅野議長 2、了解しました。

○3番（後藤一夫議員） 失礼しました。

○菅野議長 じゃ、答弁、菅野町長。お願いします。

○菅野町長 買物弱者のための支援とご質問でございます。

町の福祉政策としましては、シルバーファミリーサポートによる買物代行サービス、議員もおっしゃっていただいた代行サービスのことだと思います。また、まごころ弁当配達も買物支援の一つかと思えます。また、さらに、9月1日に公表いたしましたけれども、郵便局で食べ物を中心とした防災グッズを販売すると。本来であれば、これは町が郵便局にお願いした事業でございます。特に大井沢の方は車がないと買物に行けないものですから、最低限の食べ物、防災のグッズではありますけれども、おいしいものを大井沢郵便局で取り扱ってほしいと申し出て、そのようになりました。

町民の皆様の買物に関するニーズは、行政だけでは残念ながら把握するのは困難でございます。これらのニーズを商工会や社会福祉協議会などとも連携いたしまして、どのような対策を講じるべきか、今後、話し合っていきたいと思っています。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。町の各種の支援策について理解することができたところであります。

その中で、町内の支援策としての中核とも私は思っているんですが、移動販売事業の現状と課題についてお伺いいたします。

現在、町内で移動販売事業を営んでいる業者は、町内業者は3業者、町外からの移動販売は2業者というふうに把握いたしております。そこで、町として町内の移動販売事業の現状及び課題をどのように捉えているのかお伺いします。

○菅野議長 これ、質問3ですよね。

じゃ、町長、お願いします。

○菅野町長 業者数は、議員ご指摘のとおり、町内事業者は3事業者でございます。

移動販売事業の課題としましては、商工会からも意見交換させていただきまして、あと個別の事業者さんからも聞き取りさせていただきました。その結果、燃料代と電気代高騰によ

る移動販売車両の運行や食料品ストッカー、冷蔵庫、設備の維持などに大変経費がかかると
いうことが課題だと認識しております。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） 移動販売事業について、現状と課題が明確になったところでござい
ます。

それでは、4点目の質問に入らせていただきます。

4点目として、買物弱者等の支援策としての移動販売事業等への支援について質問いたし
ます。

5月26日に、「行商がつなぐもの～地方創生の未来とは～」というテレビ番組の放映があ
りました。西川町の移動販売の営業の様子を捉えたものであります。そこでは、歩行が困難
な高齢者の方には自宅前まで行ってくださり、また、商品の販売だけでなく、世間話の相手
になり、そして安否確認、見守りの役割も担っている様子など、行商の方と地域の住民の
方々との温かい触れ合いの様子が描かれておりました。

このように移動販売業者は、商品の販売だけでなく、福祉面での役割も果たしております。
移動販売業者のこのような多様な役割と重要性を考慮し、町としても支援を行っていくべき
と考えるところであります。

昨年、町内3業者に対して、西川町経営継続給付金として一律50万円の助成金が交付され
ました。社会環境が著しく厳しい中、非常に有効な助成金でありました。そこで、移動販売
業者支援策として、昨年度に引き続き経営継続給付金を交付し、また、車両、車載冷蔵庫等
の設備に対する補助制度について制度化できないか、お伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 移動販売事業者は、私も昨年のテレビを拝見しまして、なかなか事業者さんも大
変ですし、中山間にお住まいのご高齢の方も大変だなと認識しました。また、逆に、行商と、
まるみつさんが主演でしたけれども、主役でしたけれども、行商の方というのは、西川町に
っては実はエッセンシャルワーカー、不可欠な業者なのではないかというふうに、私自身、
テレビを拝見しまして認識を改めました。ほかにエッセンシャルワーカーといえ、除雪の
オペレーターは西川町のエッセンシャル、必要不可欠な事業者なのかなと思っております。

その認識に立ちまして、今年度は町では、移動販売車の新規購入ですね、新規購入に関す
るものは100万円を限度として補助金を用意しております。また、そういった冷蔵庫やバッ
クヤードの設備資金については、国の小規模持続化補助金というものがございまして、こち

らのメニューで伴走しているところです。

また、議員ご指摘の昨年の50万円の支給の話でしたけれども、現在、商工会のほうからはご要望が、こちら、ちょっとなかなか公平性の観点から出せないようでございます、今のところは。ただ、その3業者から実際に、事業者さんから実際に具体的な要望を、もう一度復活させてほしいということであれば、できれば3者から書面を頂いて、こちらは前向きに実施していきたいと思っておりますので、ぜひ対話やご要望をいただければと思っております。

なお、総合計画においては、「「支え合う！」町民だれもが安心して豊かな心で生活できる魅力的な西川町をつくる」という項目がございまして、そこにタブレット活用が記載しております。例えば、タブレットを活用してオンライン注文をして、そのエリアに事業者さんや、ごめんなさい、いわゆる移動販売の方ですね、その方が届けるというようなサービスもこれから担っていきたいと思っております。

最後ですけれども、物価高騰での対策として移動事業者さんだけにお金を差し上げるというのは、ちょっと公平性の観点から必要になりますので、私としては、そういった事業者さんはお困り事を聞ける方々だなと思っておりますので、例えば、支援金をする代わりに、お聞きになったお困り事とかを、こういったことが困っていたよとか町がお聞かせいただくような場面をつくって、お互いによいような仕組みにつくり上げていければいいなと思っております。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） 前向きな答弁ありがとうございます。

各種の支援制度をご説明いただき、ありがとうございます。また、経営継続給付金であります。町内3業者の方々とも話を行い、行商業者が、移動販売業者が通常の業務だけでなくまちづくりに寄与する方策なども提案しながら、話をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、続きまして第2の質問、全国規模の観光、スポーツ事業等の成果及び今後の対応について質問させていただきます。

今年度も……

[ガラスの割れる音]

○菅野議長 じゃ、時計、ちょっと。

じゃ、時計をスタートしてください。

○3番（後藤一夫議員） 今年度も多くの全国規模の観光、スポーツ事業等が本町において開

催されております。今年度も5か月が経過した現在における各種事業の成果等について質問いたします。

1点目の質問です。ガストロノミーウォーキング in 山形県西川町、月山SEA TO SUMMIT、インターハイカヌー競技、その他の事業についてお伺いいたします。

初めに、現在、観光客、交流人口が増加しておりますが、特に交流人口等の増加に結びついた新たな施策、事業は何でしょうか、お伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えさせていただきます。

主要事業の経済効果と成果ですね、関するご質問をいただき、ありがとうございます。

私がこの職になってからは、今まで観光の客のターゲットが絞られていないなど、私、商売をしている人間からしてみれば、これはターゲットが不明確だから打ち手がぼやっとしているなというのを感じておりました。

私は、若い方の移住をしたいわけです。移住をさせて、9月みたいに、人口プラス3みたいなことをこれからずっとしていきたいわけです。そうすると、誰も来ない、来たことない人が西川町に移住するということはほぼない。ただ、西川町はおかげさまで、幸運にも観光の町なので、1回は来ていただくというチャンスがあるわけです。ここは、河北町や、河北町、朝日、大江さんとは異なる西川町の強みかなと思っております。そんな恵まれた中で、地域で、これから移住してほしい、誰が移住してほしいか、若い人ということで、若い人をターゲットにした観光商品やイベントを開催しております。若いというのは、体力のある人ということも含めて、気持ちが若い人ということも含まれると思います。

これまでいろいろな、数字だけまず申し上げると、今年度は5か月あまりでイベントを複数開催いたしまして、参加者だけで2,500人を超えております。AIの謎解きゲーム、今日も役場にいました。休日の役場に観光客が来る、そんな方が823組参加しておりましたので、もう1,000人以上は優に参加しているわけです。また、サテライトスクールで小学生が西川町に合宿に来ていただきました。6月17日のONSENガストロノミーでは170名ほど、月山ウルトラマラソンでは230名ほど、月山SEA TO SUMMIT、月山湖からカヌーと自転車と歩きで月山頂上まで登りますという、心の若い、精神の、肉体に自信のある方が200名ほど、また、こども食堂の合宿や日本蘚苔類学会、インターハイ、山形新聞杯でのカヌー誘致など、合計2,500人ですね、2,500人駆けつけていただきました。

宿泊数で比較しますと、最も経済効果の高いのは、観光でいえば宿泊でございます。昨年

度は、観光協会ツアーに2つのカヌー大会を含めて、800泊でございました、昨年度は。今年度は、ほぼほぼ若い方が来ていただきまして、約3倍の2,400泊でございます。観光庁による単価からの推計になりますけれども、日帰り観光客を合わせて、西川町が行ったイベントで約6,000万円の経済効果を生み出されたものと試算しております。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） 6,000万円の経済効果ということで、若者の移住が一つの大きな狙いということをお聞きしました。これらの事業を通しまして、その成果は大いに上がっているというふうに私は感じたんですけども、町長の見解はどのように思っているか、改めてお聞きします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問いただきありがとうございます。

おかげさまで、6億円という、お金の面でいえばこういった数字になりますけれども、特に月山志津温泉の旅館さんからは、今までにない宿泊だというふうに評価をいただいています。特に、月山のリフトの架け替え時期、あの時期は満室になることはなかったそうなのでございます。ただ、そこが複数の宿泊旅館さんのほうで満室になったというのは、こういったAI観光とか、また西川町が、魅力というか、明るくなったから来たという方もいらっしゃいますし、そういった西川町を注目していただいているのかなというのは感じております。

このため、いい循環に入ってきたなと思うのは2つの面でございます。

1つは、人口の社会減が止まりつつあるということでございます。5月に人口増、8月にも人口増というような、人口減少が止まるような兆候が見えてまいりました。これは、若い方をターゲットにして、インターンもそうです。西川町の人に、自然に、特に人だと思いません。人に触れ合って、ああ、この地域なら移住したい、住んでみたいと思っていただける方が実際にいらっしゃっています。特にインターン生ですね。地域おこし協力隊ではなく、インターン、2週間だけ西川町に除雪しに来ていただいているわけです。その方々から、合計4名移住していただきました。

このほかに、もう一つの効果としては、産業面というか、西川町との連携企業さんが次々にお声がけをいただいております。AIの謎解きのほうもそうですし、長沼の公衆トイレの隣に、ローヤルエンジニアリングさんという方が、循環型、汚水を流さない形でトイレを置いていただいている事業者さんもいらっしゃいます。また、西川町のONSENガストロノミーにお客さんを連れてくる役割をいただいている東武トップツアーズなど、連携企業

だけではなく、これから西川町のために何かしたい、また、寄附をしたいという事業者さんがいらっしやいます。西川町で寄附を頂けるという方は、私になる前は1件だったんです、1件。企業版ふるさと納税1件が、令和4年度は17件でしたっけ。

〔「22」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 22件、1から22件に増えました。この22件の寄附を頂いたというのは、県で一番多いわけでございます。

ですので、こういった民間会社も、バイオマス発電でNTTさんがこちらに来ていただいたり、いろんな事業者が既に来ていただいていますし、サテライトオフィスができれば来るよというような会社が5社以上も既にございますので、こういった面からも私らは、次の課題として住宅環境をしっかり整備しなくてはいけないと思っております。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

宿泊が非常に多くなったと、素晴らしいことだと思います。あわせて、それに伴って、町内商店等の経済的効果はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○菅野議長 柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 今の後藤議員の質問にお答えいたします。

町内商店への経済効果になりますが、ただいま町長が申し上げた推計の中には、一般の観光客の方が町内の宿泊や日帰りの方が訪れたときに使う金額も含みのものになっておりましたので、そちらの中身のほうに込まれて推計として試算をさせていただいておりますので、その内数になるということでご承知おきいただければと思います。よろしく申し上げます。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

理解できましたので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目の質問に移らせていただきます。

現在、新たな観光事業が次々に展開されております。このような中で、AI観光を含めた今後の新たな観光の展開についてお伺いします。

初めに、AI観光の一つとして、現在、AI謎解きゲームが実施されておりますが、AI観光を含めた今後の新たな観光の展開の考え方についてお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 AI、人工知能ですね。人工知能を生かした観光についてご質問ありましたので、

お答えいたします。

西川町の総合計画でも、A I の活用というのはたくさん盛り込んでございます。また、人工知能を観光商品に生かすという取組は、全国でもなかなかない、少なくとも自治体でこれを行っているというところはないのでございます。

私たちは、デジタル田園、私の古巣ですね、のところにある国家構想交付金というのを、ございますが、こちらは5年間使える交付金でございます。この使い勝手のいい交付金を昨年取りましたので、今年度、先ほど800、900人近く参加しているというふうに申し上げました。こちらのA I 観光はとても好評でございますので、第2弾の着手を始めているところです。だと、第1弾は来年できないのかということでご懸念かもしれませんが、来年もできます。なので、来年は西川町に2つ商品ができるということです。謎解き好きというのは、東京の若い人がたくさんいますので、そういった方が、例えば午前中、これ3時間は必ずかかります。謎解き、クイズです。これは難しいですから、3時間はかかって、午前中やって、第2弾は午後に行ってとなると、大体、西川町には夜遅くなって泊まれるような行程になってほしいなと思って、こちらの旅行商品をつくっていきなすなと思っております。

ただ、今申し上げたのは謎解きだけという方だけなんですけれども、そうじゃなくて、実際の謎解きもしつつ、実際の西川町を楽しもうと、カヌーとセットにした商品づくりなども考えているところです。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） A I 観光の可能性が非常に大きいということが分かったところであります。

そうしますと、今後の西川町の観光の柱の一つはA I 観光だというふうに理解したんですけれども、どのように考えていらっしゃるか、確認させていただきたいと思ひます。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 ご質問は、A I 観光が柱というのは、これは柱の一つではございますけれども、今、西川町はやはり月山への登山、夏スキー、トレッキングというのが主力でございますので、こちらはこちらでしっかりPRをしていかななくてはいけないと思ひています。

私は、この前も本道寺口から登りましたが、来週には行人小屋のほうからも行きますけれども、そういった通常の姥沢の月山ルートではなくて、そちらのルートを少し宣伝をさせていただいたり、あと、羽黒のほうからも登ってきましたけれども、高山植物に関しては姥沢のほうの方が勝っているなと思ひました。高山植物は勝っているなと。そこで思ったのが、

羽黒口のほうは大きなバスで送迎しているのが見えましたと。個人の旅行客ではなくてですね。やっぱり団体旅行客となると、羽黒はやっぱり強いなというのを感じました。ただ、これからの観光は個人になりますので、いつか西川町が、また、今は羽黒のほうが少し人気があるなど東京のほうからの評判ですけれども、やっぱり西川のほうから登ったほうがいいよねとなるようにしなくてはいけないと思っています。

ただ、駐車場が広いというのが西川町の魅力ですので、例えば、羽黒口から登って頂上までは、山伏の体験というのがあそこは強い観光コンテンツで、これは多分揺るぎなくて続くと思うんですけども、下る側は西川の姥沢口にして、次は、お参りを月山神社でされてからは高山植物を楽しむような、トレッキングのアドバイスできる人にスイッチして、そういった楽しみ方、縦走という形でできるのではないかなと思っていますが、こちらのほうも今、県全体の商品づくりの観光インバウンド事業を私ら認定目指していますので、そこで新たにつくっていきたいと思っています。

このときに、先ほどおっしゃっていたA I 観光はA I 観光で、まず西川町を、じゃ、西川町って知らないけれども来るという人たちは、そういうのが、A I 観光で引き込むしかないと思っています。そこで来た人がONSENガストロノミーやいろんな地域行事に出て、西川町の人がやっぱり温かいなと思われて、だんだん人に、最初はA I の体験で来たけれども、次はこのお母さんやこのお父さんと一緒に山菜、ワラビ取りとか行ってみようとか、そういう人に帰属する観光をすることで、西川ファンがもっと増えるのではないかなと思っています。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） 月山登山にしても、志津、姥沢からの登山だけでなく、本道寺、岩根沢の登山口からの登山も大いに推進、振興していくべきというふうに思っております。なかなか今までできなかった部分もあるのかなというふうな面も感じているんですけども、ぜひ町としても推進していただければと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

次に、8月17日から19日までの2泊3日の日程で、包括連携協定を締結しております株式会社ローヤルエンジニアリングの社員家族とこども食堂の子どもたち、合わせて14名が来町し、西川町自然体験企画が実施されました。事業は大好評のうちに終了しております。実施要綱の中には、次年度以降も持続可能な旅行商品づくりを目指すとありました。今後も、本町が協定を締結しております多くの企業等との連携した中で、旅行商品づくり等を進めてい

く考えがとおりなのか、お伺いします。

○菅野議長 後藤議員、これ（２）ですか。

○３番（後藤一夫議員） はい、すみません。

○菅野議長 始めるとき、括弧、お願いします。

答弁、菅野町長。

○菅野町長 後藤議員がおっしゃっていただいたローヤルエンジニアリングさんが、連携企業の会社が社員旅行と、こども食堂の方をいらっしゃって、西川にいらっしゃっていただいて自然体験を実施したというご紹介がなされました。今後もこのような事業を進めていきたいと思っております。

西川町の観光協会、月山朝日観光協会、変わったと思いませんか。事務局長も若い方になり、働いているスタッフも、台湾語も話せる方もいたり、デザインもできる女性も入ったりと、多彩なメンバーになってきたなと思っております。その中に１名、第２種旅行業者を、資格を持っている者がございます。これがなかなか西川町の観光協会の付加価値でございます。あんまりほかの町を言うのもあれですけども、朝日町さんや大江町さんの観光協会は、自分で観光商品つくれないんですよ、この免許を持っていないから。どうするかというと、この前も私ら打合せさせていただいて、共通の商品つくったりしようとしたんですけども、例えば大江町さんだったらどこにお願いするか。河北新報さんをお願いするわけです。せっかく予算化、200万したお金をほとんど河北新報さんにお支払いするわけです、河北新報さんに。宮城県に。仙台の人連れて来てほしいから。ただ、西川町の場合は、あとローヤルエンジニアリングさんから来てもらえますよとなっても、月山朝日観光協会に頼めばいいんですよ。バスを使ったりするのは、旅行業者の免許がないとできないわけです。

ですので、私らはなるべく観光協会に仕事を、旅行商品をつくってお願いして、お願いするために関係企業さんから仕事を承って、すぐ観光協会につなぐということをしていかなくちやいけないと思っております。実際に、そのローヤルエンジニアリングさんもそうです。あとは、宮城第一信金のお客様、その支店のお客様の旅行なども手がけていると聞いておりますので、こういったことの繰り返しなのかなと思っております。

○菅野議長 ３番、後藤一夫議員。

○３番（後藤一夫議員） 連携協定を締結しております企業との様々な結びつきは、非常に大切だと思います。今後とも積極的に進めていただければと思います。

それでは、次に、（３）町政施行70周年の記念事業について質問させていただきます。

来年度、本町は町制施行70周年の記念の年を迎えます。現段階で観光事業等の記念事業を考えられておられるのか、初めにお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 何かしらの事業は考えていきたいと思っておりますし、総合計画においても70周年事業は開催すると明記しております。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） そこで、単発的な提案になるんですが、ワークショップ、まちづくり町民会議の中でも意見が出ておりました月山湖花火大会の記念事業としての開催を提案するものであります。実施に当たっては、町民の方々と行政が一体となった体制づくりを行い、町民みんな一緒になって実施するというものであります。過去の例から見ても、集客力は大きなものがあり、記念事業としてふさわしいと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 月山湖花火大会ですね、私も子どもの頃、行きまして、肥だめでしたっけ、何でしたっけ。焼きそば。

〔「肥やし」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 肥やし焼きそばでしたっけか。フォークで、大きいフォークでやっているのを見て、その焼きそばを嫌々食べた覚えがあります。本当、食いたくなかったですね。やっぱりあの頃は西川町元気だったなど、改めて思いますね。

総合計画でも、令和6年度に、令和6年度、来年度でございます。町民と共に、町民の結束を促し、シビックプライド、郷土への誇りですね、郷土への誇りが高まる、元気の出る町制施行70周年事業を実施していこうというふうに、もう書いてございます。ただですね、この月山湖花火大会だと、郷土への誇りを感じるかとか、町民の結束を促せるかという目的でこの事業をさせていただきますので、必ずしも月山湖でやるかどうかというのは、これから詰めていきたいと思えます。

これまでは西川町は、どうせこれやるなら役場職員がやるんだろうみたいな形で見られたかもしれませんが、今の西川町は、老若男女、元気のある方が、つなぐ課が誰が元気があるかというのをちゃんと把握していますので、その人たちをチームをつくって結びつけて、何か町民の方が元気が出て、西川町に住んでよかったなと思えて、ああ、久しぶりだね、久しぶりに会ったねというような会にしていければいいなと思っています。あいべに新しい

施設もできますので、新しい施設とあいべとグラウンドを使って、何か集客力のあるところで、皆様が集まりやすいところで開催するというのも一つのアイデアかなと思っております。何かしらは必ずします。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

ぜひ、町が一体となって、町民一体となって、元気が出る事業の実施をみんなでやってくようにお願いできればと念じております。

それでは、第3の質問に移らせていただきます。

第3の質問、月山スキー・登山エリアの観光推進について質問いたします。

月山は西川町のシンボルであるとともに、西川町における最も重要な観光拠点であり、春から秋にかけて多くの観光客が訪れます。月山における受入れ体制の整備等について質問いたします。

1点目の質問です。月山環境整備運営駐車等協力金についてお伺いします。

当協力金は、月山の環境保全、安全対策、受入れ対策等に充てるため、月山を訪れる方々から協力をいただいているものであります。受入れ環境の強化を図るため、昨年度までの200円から今年度、1,000円に引き上げられました。大幅な引上げによる苦情、また様々な意見等はないのかお聞きいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 月山姥沢口で徴収している駐車料金のことでご質問いただきました。

まず、こちらの環境整備協議会というのは、私が会長になっております。ですので、その立場からのご回答となることをご了承いただければと思います。

コロナ禍によりまして、町からの支援を協議会がいただいた経緯もありましたが、このたびは協力金の引上げに伴いまして、環境保全の拡充以外にも3つの点で解決が図られました。

1つは、警備会社への全面委託です。警備会社。柴田課長が商工観光課長ですけれども、もう土日になると商工観光課の職員が駐車整備で行っているわけです。これはやっぱり持続可能ではないなと思ひまして、警備会社に、そのお金を、頂いたお金で委託することができました。

2つ目はですね、シャトルバスの運行業務。これもそうですね、町職員がシャトルバスの運行業務も携わることはなくなりました。

3つ目のよかったことはですね、月山スキーエリアをくまなく認知するパトロール、おと

とし、去年ですね、去年痛ましい事故が起きましたけれども、そのパトロール強化で、複数の人間が、パトロールする方に充てる人件費を確保することができたということでございます。

なお、協力金の募集に当たるシルバー人材センターや商工観光課に対しては、引上げに伴う苦情はこれまで10件程度しかございません。観光客の方からもご理解しているものだと認識しております。

やはり行政というか、西川町のほうが1,000円を取るということで、羽黒のほうはゼロ円なわけです。1回おしっこすると100円払わなくちゃいけない、100円以上払わなくちゃいけないんですけども、こちらのほうがお金がかかるわけです。それでもなお、今年度の観光客は1.3倍、1.3倍ほどの入り込みができていますのでございます。ですので、お客さんが減ったら町のせいにされるだろうなと思いつつも、今回、1,000円の値上げに踏み切ったよかったです。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） 苦情が10件程度ほどということで、お聞きしまして、非常に少ないと感じたところであります。昨年度までの協力金でも、200円の協力金でも、苦情というのが相当数あったように聞いておりますので、ご来場いただいた方々にご理解いただいているんだなというふうに、認知されているなというふうに感じたところであります。

それで、1点お聞きしますが、月山と同じような観光地で協力金を頂く場合、どの程度の金額なのか把握されておりましたら、お伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 月山も百名山でございます。

ただし、西川町よりも知名度のある観光地を、私、少ない休みを利用して、行ってまいりました。例えば、尾瀬でございます。尾瀬は、1回駐車場に入るまでに1,000円かかるんです。駐車料金を1,000円もらいます。そこからシャトルバスで行きますと、1,000円かかります。戻ってくるときも、車があるんで駐車場に行って、1,000円かかるわけです。そうすると、1人、私1人で行きましたけれども、行くだけで3,000円かかるのでございます。駐車料金は3人で行けば1,000円で済むんですけども、必ずゲートがあって、自動、1人と会うことなく、オートメーション化されているなと思つたので、これが西川町の最終的な理想形かなと思つたし、人件費かかりませんから、ございましたし、あと、このお金を支払つても、尾瀬で3,000円払つても、私は、これは高いなとも思いませんでし

た。

なので、私は、月山はもう高山植物とかは本当にほかと負けていませんので、堂々とお金を取るべきだなと、そのとき、旅行に行きながらも思いまして、尾瀬を参考にして、そうさせていただきました。3,000円取っているところもあるということですね。

○菅野議長 3番、後藤一夫議員。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。

それでは、次の質問、2点目の質問に入らせていただきます。

月山スキー場ペアリフトの改修について質問いたします。

老朽化が進んでいるペアリフトの改修については、これまでも一般質問等で取り上げてこられましたが、厳しい状況にあるようでございました。しかし、このたび町の尽力により、行政報告にもありましたが、観光庁の観光高付加価値化事業が採択され、事業が推進されることになりました。懸案であったペアリフトの改修が解決されることは、大きな成果であると思います。当事業を受けての今後のペアリフト改修の推進日程等についてご説明願います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 月山リフト、ペアリフトの改修についてご質問いただきましたので、お答えいたします。

ご承知のとおりですね、この観光高付加価値化事業というのを西川町は採択いたしました。山形県で3件、ほかに銀山と天童温泉しか取れなかった補助金でございます。こちらの補助金を申請するに当たって、16事業者が、町内ですね、16事業者が改修や廃屋の解体等を申し出て、この事業になったわけでございます。

そのうちの1つに、ペアリフトを運営します月山観光開発株式会社がございます。こちらは、早ければ9月中旬から2年間、2か年をかけて、月山ペアリフトのロープや減速機などを改修いたします。参画事業者の中でも、月山観光開発の事業内容は最も複雑なものでございまして、また、現段階では交付決定が全額確定というところにはまだ至っておりませんので、この全額、エリアとしては確定、ただ、その粒々の事業に関しては全額お支払いできるかどうかというのはこれからになりますので、その事業完了や補助金の交付決定まで、商工観光課のほうが中心になって伴走していきたいと考えています。

なお、万が一ですね、万が一、この交付決定がなされなかった場合、または減額されて交付決定となった場合には、月山ペアリフトの耐用年数というのが来年に迫っておりますので、そこは佐藤耕二議員からも、佐藤仁議員からも、過去、これまでご質問、ご要望いただいて

いますので、町の支援というのも考える必要があるのではないかと考えております。

○菅野議長 後藤議員、あと1分です。

○3番（後藤一夫議員） ありがとうございます。課題となっていた案件が解決に向かい、大変大きな前進であったと思います。

以上で、私の3件の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長 以上で、3番、後藤一夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は2時40分とします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 泉 奈 美 議 員

○菅野議長 続いて、7番、大泉奈美議員。

〔7番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

○7番（大泉奈美議員） 7番、大泉奈美でございます。

今日最後の質問になりますけれども、よろしく願いいたします。

まず、質問に入る前になんですが、本日、早朝から草刈り活動、大変ご苦労さまでございました。作業に当たられた皆様に対しまして、感謝と敬意を表したいというふうに思います。

本日、2つ質問をさせていただきます。木質バイオマスと病院関係についてですね。それで、朝9時半から、武田町立病院院長におかれましては、出席をいただきまして本当にありがとうございます。本日、病院ということで質問をさせていただきますが、いろいろと、質問とかではなく、院長先生もいろいろ聞いていただければ非常にうれしいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。

木質バイオマス関連施設の整備について。町は、高齢化の進展、担い手減少の中、環境負荷を低減し、中山間かつ積雪寒冷地における持続可能な通年農業の経営モデルの構築を目指すとして計画を進め、令和4年11月に、旧入間小学校跡地に木質バイオマス関連施設の建設を入間区役員と協議、さらに入間地区座談会が行われ、説明されました。これらのことを踏まえまして、次の質問をいたします。

質問の1番です。

これまで入間地区は、令和5年2月に高島町の小型バイオマス発電システムの視察研修に行っておりました。今後、木質バイオマス発電所プラス次世代型園芸施設の整備は、どのように進めていくのかお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 木質バイオマス発電についてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

木質バイオマス発電の整備については、まず、間伐材を利用することから始まります。総合計画の主要事業にも位置づけられているほか、バイオマス熱を利用する次世代型園芸施設のようなハウスの、施設の数についても、KPIとして設定しております。町としても、とても重要な事業だと思っています。

整備の進め方ですけれども、国の予算を獲得しております。今年度、まずは事業化できるかどうかの調査の実施を行います。8月に実施事業者を選定いたしました。NTT系の、NTT……、系じゃないな。

〔「アグリテクノロジー」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 NTTアグリテクノロジーというNTTの関連会社でございます。調査は、実際に9月後半以降から始まる予定です。整備することとなる施設やスケジュールは調査事業の結果次第となりますので、現段階ではお答えすることが困難でございます。

ただ、整備の候補地、私は、ぜひ中山間の地域に対してこういった明るいニュースを届けたいと思っております。西川町の最近の流れは、海味地区に住宅地を整備して、中山間の集落からも引き受けて、人口の地域の格差が広がっております。このため、ぜひ中山間の地域として入間小学校跡地を候補地として挙げており、入間区の方と対話し、小学校跡地が最もふさわしい、入間小学校跡地を対話会を通じて進めてまいりました。

もう一つ、それよりもふさわしい地域があるのではないかとお話がありまして、本道寺地

区から、本道寺小学校のグラウンド跡地、こちらを活用してほしいという非常に前向きな声がありました。このため、新たに本道寺小学校のグラウンド跡地も対象としまして、どちらが最もふさわしい場所なのかを今後、精査していくことになるかと思えます。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 今、町長から説明もありまして、町のホームページも見ました。株式会社NTTアグリテクノロジーの受託候補に決定したというホームページを見まして、NTTといえば単純にもう電話とか通信会社であるなというふうに思っておりまして、デジタル系は非常に強い会社なのかなというふうに理解しまして、私もこのNTTアグリテクノロジーのホームページもちょっと見せていただいたんですが、やはりちょっと具体的には分からないというのにはありましたが、やっぱりこれからは農業についてもデジタルを活用したという、効率のいい事業にしていかなければいけないなというふうには感じているところです。

選定場所、最初に入間地区に対しましてお声がけをいただきまして、区としても視察に行ったり、何回か、複数回の対話会を担当課長、担当係の方とか、町長とも複数回、本当に対話をさせて、いろんな意見交換をさせていただきました。最近では、もう8月の31日に三役、入間区役員の三役でまた対話会をさせていただき、場所の選定については町とこれまで大変協議をしてきたなというふうには感じているところです。

今回、やはりNTTアグリテクノロジーさんに受託がもう決まりましたという時点でありますので、やはり会社でありますので、採算の合わないことはしないのかなというふうには思っておりますので、こちらの会社がこれから場所や木材の量とか、いろんな面で調査をされて場所を選んでいただくかというふうに考えておりますので、例えば本道寺は場所が広いから非常にいい場所だというふうには、やはりあの小学校の跡地、グラウンドでしたから、私たちから見ても、テニスコートとかいろんなものがあつたので、広い、広い場所であるなというふうには思いますが、木質といますか、チップ、生産とかいろいろありますので、ぜひ希望というか、入間地区もなかなか、だんだん活気がなくなってきておりますので、私としてはぜひ入間小学校跡地に決まればいいなという、まずは希望を持っているところでございます。

ちょっと早いですけれども、次の質問に行きたいと思えます。

令和5年度の予算で可決されました木質バイオマス発電及び次世代型園芸事業への木材供給体制整備に伴う林道改良工事、これ、町の予算の事業名でしたので、そのままでございます。林道西の沢線道路改良工事について予算がついたということで、じゃ、バイオマスどう

なるか分からないんですけども、もしかしてこの改良工事はやってくれるのかなということもありますので、これについてどのように進めていくのかをお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 お答えいたします。

木質バイオマス発電と次世代型農業というのは、日本の豪雪地帯の地域で大変注目されており、なぜなら、この日本一の豪雪の町の西川町で、ハウス園芸をして、雪を、木質の間伐材をチップにしたものを燃やして、それで雪を解かして、冬も作物を作る、こんなことがこの日本で、西川町で可能なのかというのが日本中で注目されていると思います。逆に言うと、ここで成功すればこういった事業がほかの各地で、日本全国の雪国で開催、実施されるのではないかと注目されている事業と、国から聞いております。

林道との整備との、林道の整備は、確かに当初予算で上げさせていただきました。ただ、その頃は、本道寺地区が手を挙げていない状況でございました。入間区のほうに私たちから持ちかけて、先ほど申し上げたとおり、なかなか中山間に元気がないなということで、あと残っている町有地を見ていったら、ああ、入間地区、そして入間地区のほうで林道の西の沢線を整備してほしいという要望がありましたので、では、これは木質バイオマスのための間伐材を供給してもらわなくちゃいけないし、林道整備とバイオマスの入間小学校というのはセットというふうに考えておりますし、地区にもそのようにお話ししておりますし、議会においてもそのようにご説明させていただきました。

しかしながら、今の状況からですね、私たちは入間区へ持っていきたいというときの対話会の中で、事業性をしっかり見るべきだという対話会でのご意見がありました。もうからないビジネスかどうかというのを心配しているわけです。そういうふうに言われると、当然、広い地区の、地域のほうが、ハウスをいっぱい建てられるほうが採算を合うわけです。採算合うわけです。ですので、今回は調査をして、入間区のほうが、入間区の要望に応じて、じゃ、採算が合うところに、合うかどうか心配だ、採算が合うようにしなさいと。分かりました、町はですね、分かりました、では、本道寺と入間でどっちが採算が合うか、これから調査しますというのが今回の調査なんでございます。このため、林道整備はセットですので、本道寺になりましたというときに、間伐材どこから持ってくるんですかとなると、入間区から持ってきますというのは、これはあり得ないわけです。採算、さらに合わなくなりますから。運んで、運び出して。それは、こちらの当初から申し上げているとおり、木質バイオマス発電と林道整備はセットというふうに町は申し上げているわけでございます。

このために、どのように進めていくかということであれば、今の状況であれば、入間区のほうからも歓迎するというような決議をいただいている状況でございます。これは、町にとってみれば想定外のことでございました。これから電気料が安くなるかもしれない、入間区だけ、入間区だけ安くなるかもしれない。それでも、音が心配だから、僅かながら心配な人がいるから、これを地域でオーケーを出せないでいる、これが入間区の今の状態なんでございます。そう考えると、本道寺地区では、餅を準備してもてなしてくれるぐらいの温かさなわけです。ぜひ来てください、NTTさん、事業しましょうというような本道寺地区でございますので、そういった気持ちの面からも、広さの面からも、今は圧倒的に本道寺が有利な状況だと私は思っております。あとは、この熱意が入間区のほうでもたらされれば、逆転もあり得るのかなと思っております。

よって、今年度中に実施する予定の入間区の西の沢線、林道においては白紙に戻しまして、林道整備は誘致の場所が決まってから整備したいと考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） まず、木質バイオマスについての園芸施設については、まず町内でも非常に注目されて、最初、入間にお声がけしたそうですという話は聞いていて、町内みんな、あれどうなったのかなというのは非常にいろんな方から、どうなっているんだやというのは私も聞いておまして、今、町長のほうから、本道寺から熱いラブコールが来ているというお話を聞きました。

ただ、入間地区、こういうことを言っでは、「また入間地区は」と言われるかもしれませんが、西川町に今まで企業さんが来て、例えば歴史的に言えば鉱山、いろんな鉱山の会社が来ました。やっぱり鉱石とか鉱物が出なくなったらもう、すぐ撤廃して、その場所をそのままにしていったとか、そういったいろいろな歴史的なことをあると、どうしてもそういう考え方になってしまうのかなというふうなことが、町長はそんなことはありませんと、私が保証してそういったことはないようにしますというふうになると思うんですが、これはやはり入間だけじゃなく、本道寺も西川町ですので、例えば、いや、また入間みたいなこと言うなど、採算合わなかったら何すんなだやという、やっぱりこういう懸念を持っている、入間地区だけじゃない、ほかの町民、やはり歴史的なところかな、前々々町長の横山町長時代もいろいろ企業誘致しましたが、ほとんど撤廃したとか、皆さんやっぱり事業効率とかも考えていなくなったということもありまして、その辺のところについて、心配ないよという町長のご意見を伺えればと思います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 今までの西川町の企業が、誘致しては撤退というか、破産状態になったりというのは見てきていますけれども、一応、何と言ったらいですかね、安心して下さいと言いたいところですが、これはやっぱり前の町長の話でありまして、今までの私の事業で失敗したものってありますか。ありますか。ない。失敗したことって、私、ありますっけ。

[「……」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 多分、まだ西川町では私、失敗したことないと思うんですけども、私をぜひ信頼していただければなと思っております。

ぜひ信頼していただけるように、私は、稼ぎとしては商売人も、総合開発までとか観光協会まで合わせると4社、今、商売しておりますけれども、普通の民間、純粋な民間会社でも2社、私は経営に携わっているわけですし、1つは平社員でやっているわけです。ですので、経営の感覚というのとか事業計画とか、私は大体、何で、これは失敗するな、失敗しないなというのは大体分かるんですよ、決算を見れば。金融庁にいて、財務省にもいましたんで、そういう公務員の目線と今までの民間の経験から、大体失敗するというのとか、あと社長との近さというのもこれから、これからというか、まずそこから信頼関係って始まるので、なかなかあまり失敗するイメージは私は持っていません。これまでの町長と違って、私はあきんどですので、そこが違うのかなと思っています。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 今、町長から、今まで事業を失敗したことない、失敗したことありますかとありますが、ないです。

いや、議会も今回、更木ですね、岩手県の更木に行きまして、桑、桑の葉をお茶にしたりとか、繭を飾り物にしたりとか、いろいろやっていたらいいまして、あとはユキノチカラですね、西和賀町のユキノチカラ、各地区でやっぱり事業は、町長が最初にこういうのいいんじゃないですかというのはありますけれども、その地区で事業が展開しているというか、いい方向で、じゃ、こういうふうにしていったらいいんじゃないかという、地元の方のアイデアと、あとはもちろん職員の方もいますが、やっぱり事業は展開していかないと駄目だなというのはありまして、それは今回、ちょっと視察先でも見せていただきまして、私が今申し上げたのは、ちょっと聞こえてくる心配さですね、歴史的な部分の心配さを説明させていただきましたので、今、町長が「私、失敗していますか」ということに対しましては、失敗

していないという、私の答えでございます。

それでは、先ほど、西の沢林道ということも質問させていただきましたが、多分、林道は町内にいっぱいありますので、まず入間地区も優先順位を上げていただきまして、何番目かはまだ分かりませんが、ぜひ、もしバイオマス施設に外れましたら、優先順位をぜひ上げていただきたいというのは私の言葉でございます。ぜひその辺はよろしく願いいたします。

続きまして、質問の3番になります。

木質チップの供給につきましては、計画的な森林の伐採、植林を行い、循環型森林経営が必要であることから、チップの生産はどのような計画なのか、森林組合の協力は依頼されておられますが、今のところ、分かる範囲での見解をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 チップの原料となるチップの生産計画や森林組合の協力についてご質問ありましたので、お答えいたします。

チップの供給は一番最初に考えるべきことでございます。もちろん、これが確保されていない状態で事業計画をつくるということは、事業計画上、あり得ません。私らが、まずチップの量を確保しているのかということであれば、そちらは確保しております。

さらに、これからはダムの流木なども使っていきたいと、何トンでしたっけ。

[「400トン」と呼ぶ者あり]

○菅野町長 400トン。400トンの流木のうち、使えるものを使っていきたいとも考えています。

森林組合は、従来、置賜地方のほうにバイオマスチップにするべき間伐材を運んでおりました。それを町内に供給していただくということは、大丈夫だという回答は得ております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 前町長のとくに、チップについての質問なんですが、水沢温泉のボイラーも非常に老朽化をして交代の時期だという話があって、じゃ、チップのボイラーにしてはどうかという話もありました。そこで、私がちょっと議員になりたてなんですが、平成30年に行政視察で北海道の下川町を訪れまして、木質バイオマス関連施設を視察させていただきました。やはり現場でチップを作るということではなく、木を山から切り出して、土場といいますか、そこの広いところに置いて、まず1年ぐらいは乾燥させて、その後、そのところでチップにし、さらにそのボイラーをたいているところにチップ乾燥する場所を造って、そこで燃やしていると。やっぱり木の種類によって乾燥率とか違うということのお話でした。この木は何%、この木は何%、これくらい、とにかく燃やすんですから乾燥率が非常に大事

だというお話も聞いてきました。

あとは、高島町に視察に行きましたときも、やはり乾燥は非常に重要で、特に杉はあつという間に燃えてしまうというお話もありまして、やっぱりナラが一番いい、冬なんか特に、ちょっとやっぱり本当に乾燥させないと故障の原因になるというお話も聞いてきたところです。

やはり今後、今は園芸施設としてのチップの量をまずは確保するというふうにはなると思うんですが、今後、やはり今申しあげましたように、水沢温泉のボイラー、1台はもしかして木質バイオマスということで考えていく方向性もあるのかなというふうに思いまして、そうならばやっぱりチップ、あとは木材の量を、先ほど流木を何トンでしたっけ。流木を400トンぐらい使うというお話もあったように、流木はどちらかといえば乾いているかなと、それでも乾燥というのは大事かなと思いますが、チップの生産について、今、ちょっとお考えの点がありましたら、ちょっと見解をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は渡邊みどり共創課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

チップの生産については、議員のおっしゃるとおり、乾燥、含水率を下げるというのが極めて重要になってきますけれども、どの程度の含水率が求められるかというのは、発電施設ですとか、あとボイラーの機種によって異なってきますので、それも、どういったボイラーとか発電施設を入れていくかということについても、今回の調査事業でしっかり調査していただけるという話をいただいていますので、その中で見極めていくということになります。

どこで乾燥させるかとか、まずは原木のまま、土場のような形で乾燥させるというのはもちろんですけれども、その後、どこでチップにして、どこでそのまたチップを乾燥させて発電機に投入するかということについても、事業の設計次第になってきますので、そこで決定していくという形になると思います。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 今、課長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

やはりチップといいますか、木材は町内90%近くの森林を抱えておりますので、最初は園芸施設付近から切り出すとしても、その後、やはり町内一円を考えて、1回切ってしまうと次の木が大きくなるまでかなりの時間がかかりますので、その辺は計画的にやっていっていったらというふうに思います。

あとは、チップだけ作って、これ使わないんだよなというふうにならないように、やはり

次の事業展開と申しますか、そういったことにもなれば、町内一円、やはりもう伐期を迎えている木はたくさんあります。A材だけじゃない、やっぱりA、B、C、C材ぐらいまでありますので、ぜひこれから本当の、最初に始める事業ではありますが、このチップ生産、森林の活用ということもちょっと考えていただきながら、進めていっていただきたいというふうに思います。

これはいろいろと、やはりNTTさん、今回、会社が決定したということで、もし、例えばその、例えば本道寺か入間かと今、いうふうにおっしゃっていましたが、町民に広く、やはりいろんな、ほかもやっぱり、ええ、そういうんだ、じゃ、次、1番目が成功したら次はうちにはというふうな話にもなっていくかなというふうに思いますので、町民全体にぜひそういったことを広く、町内全域にわたりまして広くぜひ広報というか、教えていただきたいというふうな希望を持ちまして、このバイオマスエネルギー関連施設整備についての質問を終わります。

続きまして、2つの項目め、町立病院強化プラン作成についてに入ります。

議会では8月5日から3日間、岩手県に視察研修に行っていました。特に研修先の西和賀さわうち病院の小原先生からは、病院の概略、基本コンセプト、病院の果たす役割など詳しく説明を受け、病棟を含めた病院内など見学させていただき、町民を含めた患者さんに対する熱い思いに感銘を受けたところでございます。視察研修及び3月の定例会での追跡関連ということで、次の質問をいたします。

質問の1番です。

地域包括ケア病床について、入院される前の患者さんに対しまして積極的な広報は不足していたと3月の議会で答弁されましたが、その後の状況について伺います。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 3月の第1回定例会において大泉議員からご指摘をいただいた地域包括ケア病床の広報については、5月末となりましたが、ホームページへの記載を分かりやすいものに変更しつつ、病院内にも掲示しております。また、8月に発行いたしました町報においても、病院特集の中で紹介しております。一般病床に入院されまして、病状が改善して自宅への復帰に向けて経過観察が必要な方や、症状が安定して自宅や居宅系の介護施設への復帰に向けリハビリが必要な方とご家族に対して、地域包括ケア病床の説明をしております。

なお、地域包括ケア病床に関しましては、病院のほうでもお話ししていただきまして、他の病院にも設置されており、西川町が特に特化しているというわけではありませぬので、対

外的な広報の効果、何ぼやってもあまり効果が望めないということでございますので、まずは町民の方々に、病院に入院された方を中心に広報を行ってまいりたいと考えています。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 私も病院のホームページで地域包括ケア病床は見せていただいております。カラー刷りで、イラストつきで、大変見やすく見ることができました。また、今日もちょうと町報を持ってきましたが、先生方はじめ職員の皆様、町立病院のこういうことをやっています、地域包括ケア病床も利用できますというふうな形で広報していただいて、非常によかったかなというふうに、これにつきましては感謝を申し上げたいというふうに思います。

やはり病院は、かかっている人は分かるんですけれども、いや、病気になれというわけではないんですけれども、まだ病院にかからなくてもいいという方もおられるわけですね。それで、今までやはり病院はかかっている人のものという感じがして、非常にちょっとベールに囲まれているのかなというふうな実は感じは、私はしておりました。

今回、強化プラン作成ということで、一番最初に、会議にまず傍聴という形で参加をさせていただき、ああ、病院ってこういうことか、こういうことで成り立っている、町から2億7,000万も出し、あ、2億7,000万ですね。

[「……」と呼ぶ者あり]

○7番（大泉奈美議員） ですね。予算的には、最初、多分、私がおっと前は、病院には2億3,000万、2億3,000万で、それで決めるんだかとかという、多分、前の議員が質問して、それで何とかできないんだかというのもちょうと聞いておりました。やはり町からそれを、そのお金を出してもやはり病院は存続するという方向性に町長も7次計画でもうたっておりますので、ぜひ病院、地域包括ケア病床というか、そこの患者さんが増えたからといって病院がもうかるというわけではないというふうには思いますが、まずはこういう支援をやっているということを表に出して行ってほしいなと思います。

あとは、やはり地域包括ケア病床ですから、元気なまま退院をされるわけです。その後の支援が必要な場合には、訪問介護や訪問診療、介護施設との連携など、できるだけ住み慣れた環境で生活できるようサポートしていくという、病院内の医療相談室があるというふうのも、大体、退院してしまうと保健センターに行ってケアマネジャーに相談しようかなという、何となく流れるにはそう思っていたんですが、病院もしっかりと医療相談室というのがありまして、ああ、いろんな面、選択肢はあるんだなというふうに改めて感じたところです。

年間にどれだけの相談件数があるか分かりませんが、退院後も病院のサポート体制を逆に言えばアピールしていく必要があると考えますが、ちょっとこのことについて見解をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 大泉議員のご質問にお答えします。

病院内にも相談室ということで、町報のほうでもご紹介したとおり、看護師、保健師、あとは社会福祉士の資格を持った職員が担当しております。年間の相談件数、ちょっと把握しておりませんのでお答えできないところなんですけれども、退院した場合のサポートというようなお話がありましたが、例えば介護の認定を受けられている方については、ケアマネジャーさんなどもいらっしゃると思いますので、その方と連携を取ったりとか、あと、退院後も通院される方も多くいらっしゃるかと思います。その際は、病院内でもいらっしゃる患者さんにご様子などをお聞きして、その後のまた新たな相談などありましたら随時対応していくというような退院後のサポートは取っているところでございます。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 今、事務長からもありましたけれども、やっぱりサポート体制、病院にもありますということをおうたっていただきまして、ぜひ安心して病院に、町立病院に通院できて、元気にこの町で過ごしたいというふうになっていただけたらというふうにする意味で、やはり病院は大事な場所であります。

次は、質問の2番に移りますが、健診のスタッフ、大まかにスタッフと書いてしまいましたが、臨床検査とかりハビリ室のスタッフは足りていますかということで、また、先生方と看護師さんの、最近、事務作業というふうなことがあると思われそうですが、現状、どのように考えているのか、見解をお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 医師や看護師の事務作業などの現状について申し上げます。

病院のほうで確認いたしましたところ、人員配置としては、先ほどの古澤議員の質問の際にご回答したとおり、放射線技師については2名、1人は兼務できるような方がいらっしゃれば、ぜひ採用したいなと思っております。それ以外のスタッフは足りております。

次に、医師と看護師の状況でございますけれども、こちらについても、配置された人員により支障なく行われているものと報告も受けております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） ここでは、検診のスタッフ、臨床検査、リハビリ室、レントゲン室とか、そういったところのスタッフの人数とかお伺いして、先ほど古澤議員のほうにも、質問に対しての答弁を伺ったところです。

西和賀さわうち病院に行きまして、実は先生のお話をお伺いしたら、医療クラークという、事務作業を先生とか看護師さんに代わりまして、よく見るのは大きい病院ですね、県立中央病院とかに行きますと、脇のほうとかちょっと離れたところに、パソコンを持っている先生の話聞きながらやっている方がおります。やはりそういった方がいてくれるおかげで、これは西和賀さわうち病院の先生のお話でしたが、医療クラークの方が2名おられまして、非常に医師としては助かっているというお話でした。

先ほど古澤議員にもありましたが、町立病院での待ち時間が長いという声もありまして、もちろん財政的なこともありますし、医療クラークを新しく採用してくださいなんていうことはないんですけども、もしおられましたらちょっと先生方は助かるかなということにつきまして、ちょっと武田院長先生にお伺いしてよろしいですか。

○菅野議長 答弁は武田院長。

○武田病院長 武田です。

医療クラークに関して、私、ちょっと聞かれても、今までついたことないんで、楽ししたことないんで、分かりません。

以上です。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） やはり今の先生方、業務が多分、多いのかなというふうに思います。診察に行っても、やはり今、デジタル化、昔は手書きでカルテを書いていたんですけども、今、やっぱりパソコンに向かいまして、いろんなカルテを書き、検査結果を見ながら、次の予約とか、いろんな面で1人の患者さんが終わった後の事務作業はあると思いますので、もし次の強化プラン作成の中について、先ほど町長が古澤議員のときに答弁ありましたように、これを専門職ではなくて、さっきレントゲン技師さんもちよっとこの時間は大丈夫という時間に別の仕事ができるという、さわうち病院では、事務をやっていた方にちょっと勉強していただいて、2名ほど医療クラークという方になっていただいたというお話ではありました。病院、お金かかっておりますので、ぜひ効率的に、先生方も働きやすい、看護師さんも働きやすい病院になっていただければというふうな意見ですので、回答はなくて結構です。

次は、質問の3番に移ります。

今後の病院経営計画において、検診に力を入れ、かかりつけの病院としての方向性について見解をお伺いします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 当院で行っている内視鏡検査やエコー検査などは、診療において必要不可欠でございますので、医師の確保とともに持続可能な体制を整えていくことがかかりつけ病院としての役割と考えています。日常的に病気の診断に通うことのできる病院として、町民の一番の身近な医療機関である町立病院がかかりつけ医の役割を果たすということは、病院の経営計画上にも、収益のためにも必要なことだと考えております。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） かかりつけ医というのは、皆さん、これは全く体験しているかと思いますが、ちょっと今日、病気が見つかりましたといったら大きい病院に行きますが、今では、例えば山大とか県立中央病院、ほかに大きい病院もありますが、最初に行って、紹介状があればいいんですが、最初から行けないのかな、紹介状をお持ちくださいというふうになっているのかわかりませんが、大したお金を払わなくてはいけないというふうなことになっておりますのは皆さんご存じかとは思いますが、やっぱりかかりつけ医の病院に紹介状を書いていただくには、血液検査、レントゲン、腹部エコー、大腸検査、様々な面でやっぱり検査をしていただきまして、病気の早期発見につなげまして、やっぱり命を救うことは非常に重要と考えております。

例えば血液検査とレントゲンは検査技師が行えますけれども、腹部エコーとか大腸検査とか胃カメラは、やっぱり先生方じゃないとできないのかなというふうに思います。今も普通の健診といいますか、日にちを予約しまして、先生方がその時間、タイムスケジュールに沿って、外来とか病棟管理もありますので、その中で予約を取ってやっているという状態ではありますが、急にもうおなかが痛くてどうしようもないとかというふうになって、じゃ、腹部エコーとかそういった検査ができれば非常にいいかなというふうには思います。これは先生方の働き方ということにもなると思いますが、ぜひ、先生方を町立病院で働いていただくということは、前回は質問の中でも、答弁の中でもありましたけれども、非常にもう大変なことであるということは認識しているところです。ただ、町立病院のやっぱり検査機器をフルに活用し、早期発見と早期治療に結びつけて町民の命を守るということになりますので、ぜひこの辺についてのちょっと、見解で結構ですが、よろしくお願ひします。

○菅野議長 答弁は武田病院長。

○武田病院長 緊急内視鏡とか、救急の患者さんで、日勤帯であれば随時やっています。ただ、時間外とかそういうのに関しては、ちょっとできない状況にあります。

あと、検査体制なんですけれども、今現在、自治医大の後期研修で回っている、県に在職、県の身分で、こちらのほうで半分、県で半分というような形で、今、黒井先生に来ていただいていますけれども、黒井先生の前が矢萩先生、矢萩先生の前が、誰だっけ。

〔「佐藤先生」と呼ぶ者あり〕

○武田病院長 佐藤先生と、あれ、桃崎先生、桃崎先生、佐藤先生というふうな感じで、消化器内科の先生、消化器内科を専攻している先生に来ていただいていたんですけれども、何か来年、ちょっと消化器内科で来られる先生がちょっと途切れる可能性があるということで、今、ちょっとそれをどういうふうに埋めていくか考えている、ちょっと迷っているところです。その辺は、県のお役人と、あとは自治医大の卒業生の間でちょっと話して、もし検査体制をきちっと埋めるような場合には、やっぱりそれなりの何か手だてを加えないといけないかなというふうなところで、今、ちょっと私の頭の中で葛藤しているところです。

以上です。

○菅野議長 大泉議員、あと4分です。

○7番（大泉奈美議員） ああ、あと4分。

今、先生から直接お話をお伺いして、来年、ちょっと消化器内科の先生の件を聞きまして、ちょっと、あれというふうにちょっと考えたところです。やはりその辺の対応をまずはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

時間がないということで、質問の4番に移りますが、「今後の西川町立病院を考える」と題しまして対話会が行われ、多くの参加者で活発な意見が出されました。これらの意見は強化プラン作成に盛り込まれるというふうに思っておりますが、皆様から出されました意見は町民にも広くお知らせいただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○菅野議長 答弁は菅野町長。

○菅野町長 話合いのいただいたご意見を、どんなご意見があったかというのを、対話会についてホームページで広報をするということでしたっけか。

〔「こんな意見でしたよ……」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 計画の話でいいんですか。

〔「計画じゃなく」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 じゃなくて。

〔「意見」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 強化プラン策定委員会の議論ではなくて、出された意見の公表ということでございますかね。分かりました。

答弁違っているね、これ。

〔「違うね」と呼ぶ者あり〕

○菅野町長 やりましょうか。でいいですか。

これ、じゃ、答弁違いますね。

○菅野議長 じゃ、補足説明。

松田病院事務長。

○松田病院事務長 対話会で出された意見の周知というか、お知らせというようなことでありますので、8月の広報でも一部お知らせしているところではありますが、出された意見、まだ多くございますので、ホームページでお知らせをしたいと考えております。

○菅野議長 時間になりましたが。

○7番（大泉奈美議員） じゃ、ちょっとだけ、希望です。

第7次総合計画の資料にもありましたように、「町立病院の存続は揺るぐことはありません」とされていますので、持続可能な病院経営を期待し、質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎散会の宣告

○菅野議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第3回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年9月12日(火)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

議第49号 西川町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更について

議第51号 西川町個人番号カード利用条例の設定について

議第52号 西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定について

議第53号 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助基金条例の設定について

議第54号 令和5年度西川町一般会計補正予算(第4号)

議第55号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第56号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第57号 令和5年度西川町病院事業会計補正予算(第1号)

議第58号 令和5年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第2 決算特別委員会審査報告書の提出

日程第3 決算認定案件の審議・採決

認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定について

認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定について

日程第 4 報告第7号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 5 報告第8号 令和4年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告について

日程第 6 議員派遣について

日程第 7 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 8 議第59号 西川町提案型住宅条例の設定について

日程第 9 議第60号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
3番	後藤一夫議員	4番	荒木俊夫議員
5番	佐藤仁議員	6番	佐藤光康議員
7番	大泉奈美議員	8番	佐藤耕二議員
9番	古澤俊一議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
企画財政課長	大泉健君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸君
健康福祉課長	佐藤尚史君	兼 町民税務課長	
		みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
商工観光課長	柴田知弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院事務長	松田一弘君	学校教育課長	安達晴美君
生涯学習課長	奥山純二君	監査委員	高橋將君

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	阿部健彦君
書記	柴田歆那君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎発言の申出

○菅野議長 初めに、6番、佐藤光康議員から発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤議員。

[6番 佐藤光康議員 登壇]

○6番（佐藤光康議員） おはようございます。

私の議会の発言で、一言おわび申し上げさせていただきます。

8月8日の第4回臨時議会、第7次総合計画の質疑の中で、私が、町民や町内の子どもたちが井の中の蛙と取られるような発言をしました。今後、発言に関しましては十分注意していくことを心がけていく決意です。

町民の皆様にご心から深くおわび申し上げます。

○菅野議長 本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

◎日程の追加

○菅野議長 菅野町長より追加議案、議第59号 西川町提案型住宅条例の設定について、議第60号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第5号）の2議案が提出されまして、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第8、議第59号 西川町提案型住宅条例の設定について、追加日程第9、議第60号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第5号）とします。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第1、これより議案の審議・採決を行います。

議第49号 西川町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔企画財政課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第49号 西川町過疎地域持続的発展計画の一部変更につきまして、補足説明を申し上げます。

西川町では、令和3年4月に策定、令和3年度から7年度までの5か年間の計画期間とする現在の西川町過疎地域持続的発展計画に基づき、地域住民の福祉の向上、社会基盤の強化、地域格差の是正などの事業に対し、過疎対策事業債を有効に活用してきておりますが、今年度、この過疎対策事業債を活用しまして産業振興複合施設整備事業などの事業を行うため、県との事前協議による指示及び同意を踏まえ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、計画の一部を変更するものであります。

それでは、議案参考資料の7ページ目になります。

過疎地域持続的発展計画（変更）というものの表をご参照願いたいと思います。7ページ目になります。

計画書の事業計画の表、区分とあります。2番、産業の振興の事業名に、変更後、（5）企業誘致並びに事業内容の中に、産業振興複合施設整備事業を追加するものであります。

中段、施設区分が4番、交通施設の整備、交通手段の確保の事業名（1）市町村道の道路、事業内容に、町道梅沢根際線道路改良工事、それから、町道桧原線道路改良工事を追加するものです。

下段にいきまして、同じく橋梁の事業内容につきましては、町道東沢梅沢線東沢橋を追加

するものであります。

続きまして、施設区分、8ページになります。

8ページ目、施策区分5、生活環境の整備でございますけれども、事業名、(7)過疎地域持続的発展特別事業、その他の事業内容に、空き家除却支援事業を追加するものです。

なお、この計画の一部変更につきましては、今年8月2日付で県に計画の変更協議を行い、8月4日付で同意をいただいておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第49号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔企画財政課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第50号 辺地に係る総合整備計画の変更について、補足説明を申し上げます。

西川町では、町内観光業において重要な役割を担っている志津、月山沢地内において、整備が必要な公共的施設に関する総合整備計画を、令和元年度から5年度までの5か年間を計画期間としまして平成31年3月に策定、令和2年9月に第一次変更計画を策定しているところです。

この地域に多機能型カヌー観光推進拠点、月山カヌーセンター、仮称でありますけれども、月山カヌーセンターを整備、今年度にもその実施設計を行う必要があることから、県との事前協議による指示及び同意を踏まえ、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、志津、月山沢、辺地に係る総合整備計画の変更を提案するものであります。

それでは、議案参考資料の10ページ目になります。

辺地に係る総合整備計画書の後半の部分になりますけれども、新旧対照表のほうをご参照願いたいと思います。

新旧対照表、2番の公共的施設の整備を必要とする事情の変更であります。

次のページ、11ページになります。

ここに、(3)といたしまして、今年度が整備計画の初年度となります月山カヌーセンターの整備に係る現状、課題及びこの多機能型カヌー観光推進拠点、月山カヌーセンターを核としました今後のカヌービレッジ構想の整備方針を追加するものであります。

次のページ、12ページのほうをご覧いただきたいと思います。

12ページ目、3、公共的施設の整備計画につきまして、施設名、観光レクリエーション、または観光レクリエーション施設を追加いたしまして、また、事業主体、西川町を追加します。今年度の月山カヌーセンター整備に係る事業費を計上するものであります。

この特定財源につきましては、1,650万円の特定財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金(拠点整備タイプ)、また、今回の辺地対策事業債の予定額は1,600万円となっております。

なお、本計画変更につきましては、8月1日付で県に計画の変更協議を行い、8月4日付で同意をいただいておりますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第50号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第51号 西川町個人番号カード利用条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

荒木つなぐ課長。

〔つなぐ課長 荒木真也君 登壇〕

○荒木つなぐ課長 議第51号 西川町個人番号カード利用条例の設定についての補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的について申し上げます。

西川町では、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）のマイナンバーカード利用横展開事例創出型を活用してタブレットを各家庭に配布し、このタブレットで、AIチャットボットで実現する介護予防サービス、健康増進を図る体操ができるアプリを入れていく予定としております。

このため、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用に関する法律第18条の規定に基づく個人番号カードの利用について必要な事項を定めるため、本条例を設定するものです。

条例の規定内容については、お手元の議案書をご覧くださいと存じます。

第1条は、この条例の趣旨として、適用される行政手続における特定の個人を認識するための番号に関する法律、個人番号カード利用条例第18条の規定に基づく個人番号カードの利用について、必要な事項を定めることを規定しています。

第2条は個人番号カードで利用する事務を、第3条は個人番号カードで利用する事務の利用手続について、第4条は委任事項について規定しています。

附則では施行期日を規定しており、令和6年1月1日とするものです。

以上のとおりでありますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第51号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号 西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第52号 西川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定につきま

して、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を設定する目的についてであります。

本町の一般職の職員について、新たに高等学校、大学等を卒業された方の採用、育成を基本としながらも、内部育成だけでは得られない専門的な知識経験、または優れた識見を有する外部人材並びに時限的な業務に対応していく者や介護及び育児休業等を取得している職員の代替者などの、3年以内または5年以内の任期を定めた採用を実施していくため設定するものであります。

次に、この設定する条例の規定内容についてであります。

お手元の議案書をご覧くださいと存じます。

第1条では、この条例の趣旨として、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律などの条例、委任規定に基づき、必要な事項を定めることを規定しております。

職員の任期を定めた採用として、第2条第1項では、デジタル、医師及び危機管理、あるいは訴訟関係の弁護士など、高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者の採用、同条第2項では看護師及び保育士など専門的な知識経験を有する者の採用、第3条では時限的な業務に対応していく者の採用、それぞれ規定しております。

第4条では短時間勤務職員の任期を定めた採用、第5条では任期の特例、第6条では任期の更新を、それぞれ規定しております。

第7条では、先ほど第2条第1項で申し上げました、デジタル、医師及び危機管理など高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者として採用した特定任期付職員の給与について規定しております。同条第1項の給料表は、人事院勧告や山形県人事委員会勧告に基づき規定するとともに、同条第5項及び第6項では、予算の範囲内で、特定任期付職員に対して業績手当を支給することができることを規定しております。

なお、特定任期付職員以外の任期付職員の給料については、西川町一般職の職員の給与に関する条例で規定する給料表を適用することになります。

第8条では、特定任期付職員に係る給与条例等の適用除外や読替えについて規定しております。管理職手当や扶養手当、住居手当などの規定は適用除外とし、また、業績手当を支給することができることとしているため、勤勉手当の規定も適用除外と規定しております。

第9条では、特定任期付職員と同様に企業職員である特定任期付職員、第10条では任期付短時間勤務職員、第11条では、企業職員である任期付短時間勤務職員に係る給与条例等の適用除外や読替えについて規定しております。

第12条では、委員規定として、施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則では施行期日を規定しており、公布の日から施行するものであります。

いわゆる、申し上げましたとおり、極めて高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者の採用から始まりまして、いろいろな任期付職員の採用を法律に基づいて条例も設定し、この任期付職員の採用に当たってまいりたいと考えておりますけれども、直近として具体的に出てくるのは、育児休暇等を取得している職員の代替えというような形で、複数会計年度にまたがり雇用する場合の採用が直近としては出てくるのかなというふうに考えておるところでもございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第52号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第53号 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助基金条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

〔学校教育課長 安達晴美君 登壇〕

○安達学校教育課長 議第53号 西川町教育ローン「帰ってきてけローン」返済補助基金条例の設定について、補足説明を申し上げます。

この条例は、西川町教育ローン「帰ってきてけローン」を利用される契約者の方に対し、お子さんの在学期間中は、返済した利子分を1年ごとに補助金として交付する経費、また、お子さんの在学期間終了後は、契約者及びお子さんが西川町に住んでいることなどを条件として、返済した元金と利子を1年ごとに補助金として交付する経費に充てることを目的とす

る基金を設定するものであります。

1条につきましては基金の設置目的について、第2条は基金の額について、第3条は基金の適正な管理について、第4条は運用利益の処理について、第5条は繰替え運用について、それぞれ規定しております。

第6条では、処分について、西川町教育ローン「帰ってきてけローン」の返済補助に充てる場合に処分できることを規定しており、第7条は委任について規定しているところであります。

附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するものと規定しております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第53号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第54号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔企画財政課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第54号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,797万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,803万3,000円とするものです。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費に係る補正、人事異動や各種手当の精査による人件費の組替え、地方債の変更であります。

初めに、主な歳出について申し上げます。

それでは、お手元の資料の予算書、令和5年度西川町一般会計補正予算（第4号）の11ページ目、3の歳出をご覧ください。

11ページ目、第2款総務費、1項1目一般管理費につきましては、各種イベントの際に町のPRを目的に使用します、たすき購入費を追加するものであります。

5目企画費については、タブレット端末配布に係るSIM使用料から、タブレットに使用するマイナンバーカード読み取りのカードリーダーを追加する業務委託への組替え、それから、水沢地内の光ファイバーの移転費用を追加するものです。

6目支所及び出張所費については、大井沢地域担当会計年度任用職員の報酬、期末手当を追加するものであります。

12ページ目、第3項第1目戸籍住民基本台帳費であります。

転入、転出を機にかかる簡単窓口のシステム導入経費などを追加します。なお、特定財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金374万円を追加するものであります。

続きまして、次のページ飛びまして、14ページ目になります。

14ページ目、第3款民生費であります。

1項1目社会福祉総務費については、令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金などの確定に伴う返還金などを追加するものであります。

2目の老人福祉費ですけれども、敬老事業費用、それから、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

次のページ、15ページにいきまして、2項1目児童福祉総務費については、令和4年度障害者入所給付費等国庫負担金の確定に伴う返還金、続いて、第2目児童措置費については、令和4年度の低所得の子育て世帯補助金の確定に伴う返還金などを追加するものであります。

次、第4目児童福祉施設費については、にしかわ保育園でガス漏れが定期的点検により確認されたものの、その箇所の特定制が困難であるため、仮設工事及びその仮設箇所の雪囲い設置経費を追加するものであります。

第4款衛生費です。

1款2目予防費については、16ページにいきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対応に係る経費を追加、その特定財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費国庫補助金42万3,000円を追加するものです。

第6款農林水産業費です。

1項4目農業振興費については、町特産品の町外への販売促進を図るための業務委託などの経費の追加などでありまして、山形県子実用トウモロコシ作付支援事業補助金5万2,000円を追加するものです。

続いて、17ページに移りまして、5目畜産振興費については、仁田山放牧場内で使用する作業用軽トラックの更新経費を追加するものであります。

第7款商工費、1項2目商工振興費については、大井沢温泉館熱交換循環ポンプの交換経費の追加、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生テレワークタイプの事業の精査に伴う組替えであります。

3目観光費については、町内におけるデジタルサイネージも含めた観光案内看板設置経費を追加するものであります。

18ページにいきまして、第8款土木費、1項2目除雪費については、除雪機械の修繕経費を追加するものです。

19ページにいきまして、3項2目住宅建設費については、今般、吉川地内に民間事業者が建設するアパートの寒河江側に接する崖の擁壁工事を追加するものです。

第9款消防費、1項2目非常備消防費については、消防団員の防寒具整備費用追加、なお、特定財源につきましては、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金70万1,000円を追加するものです。

4目災害対策費については、災害発生時の職員連絡用のスマートフォン配備経費、それから、同報系防災行政無線の子局設備、アンテナ修繕費などを追加するものです。

第10款教育費であります。

2項1目小学校費の学校管理費については、西川小学校の貯湯槽修繕費を追加するものです。

次、20ページいきまして、4項1目社会教育総務費については、公共施設予約システムの経費の精査による追加でありまして、なお、特定財源については、デジタル田園都市国家構想交付金の125万1,000円を追加するものです。

3目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、伝承館雪害による屋根の修繕費などを追加、なお、特定財源につきましては、その自動車建物共済金の148万円を追加するものであります。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

戻りまして、8ページ目です。

8ページ目の2、歳入をご覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源で説明を申し上げます各事務事業などの

実施に伴いまして、第14款国庫支出金が541万4,000円、15款県支出金が5万8,000円、それから、第20款諸収入218万1,000円をそれぞれ追加します。

また、9ページ目、第21款町債440万円を減額し、それでもなお不足する財源7,471万9,000円につきましては、8ページ、第10款の地方交付税5,599万2,000円、9ページにいきまして、第19款繰越金1,872万7,000円を充てるものであります。

最後に、地方債の変更について説明を申し上げます。

戻りまして、5ページ目になります。

5ページ目、第2表、地方債補正をご覧ください。

地方債補正につきましては、地方一般財源の不足に対処するために発行する臨時財政対策債の発行額が確定しましたので、それに伴いまして、限度額を1,850万円から1,410万円に変更するものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 第9款の消防費について、1点だけご質問申し上げます。

非常備消防団費として、備品購入、防寒着を購入するという説明がありました。これは大体何着ぐらいで、部に1個とか、今までのが古くなったからとかという内容について、もう一度ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○菅野議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

非常備消防に要する経費の中の防寒着の内容についてのご質問であります。

まず初めに、着数につきましては50着でございます。冬期間、厳冬の中、地区内をパトロール、広報、啓発していただく方の人数分というようなことで、5着掛ける、10の部がございますので10部ということで、50着の購入を考えての予算計上であります。可決いただきましたならば、各部とも調整しながら、雪降る前には支給したいというふうに考えているものであります。

新たにこちらのほうからお渡しするものでございまして、そういった、ただいま申し上げましたような考え方の下に、消防団のほうからも要望等もございましたし、去年の対話会の中でも要望等もございましたので、今回、予算に計上させていただいたものであります。よ

ろしくご理解ください。

以上であります。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 消防団、広報とか非常に頑張っておりますので、ぜひこういった防寒着等、備品ありましたら、今回のように整備していただければというふうに思います。今回、かなり助かるかなというふうに思いますので、どうもありがとうございます。

○菅野議長 その他、質疑ございませんか。

8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 17ページになります。

6款農林水産業の農業振興費、この中に委託料が1,346万あるんですけども、今の説明の中で何の委託料かちょっと説明がなかったので、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○菅野議長 答弁は荒木つなぐ課長。

○荒木つなぐ課長 お答えいたします。

2つございます。

1つは、町特産品のさらなる販売を目指すためにお客様ニーズを調査したいということで、消費者の方々がどんなものを望んでいるのか、どんなものを嗜好しているのかということ进行调查していきたいというものの、調査に要する業務委託費でございます。

もう1つございます。もう1つは、町内の事業者さん、農家の方、加工している方、それぞれありますけれども、その町内の事業者さんがより一層販売を促進するために、対外的な販路を獲得するために、専門の事業者さんから商品開発に関するアドバイスを受けて、新たな商品を、商品を生み出す、その手助けになるような取組をやるための業務委託をしたいということで、2本掲げさせていただいております。

以上です。

○菅野議長 その他。

1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 先ほどデジタルサイネージの話が出てまいりましたが、私も6月に看板のことでちょっと質問させていただいた経緯もございますので、そのデジタルサイネージ、どの辺に設置するとか、あと何か具体的な計画があるのであれば、お知らせください。

○菅野議長 柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 佐藤議員からご質問のありましたデジタルサイネージにつきましてです。

現在のところ、今計画しておりますのは、国道沿いが1番目立つということが当然ありますので、町の東側の入り口であります、現在、熊野のところに看板を設置しているわけなんです、そちらに代わりましてデジタルサイネージを設置したいというふうに考えております。

そちらに設置した関係も当然ありますので、その熊野の看板などにつきましては、その後、また別の場所で継続して違うところに使ってもいきたいというふうなところで今計画しているところです。

よろしく願いいたします。

○菅野議長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第54号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第55号 令和5年度西川町健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第55号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,573万8,000円とするものであります。

7ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

第1款第1項第1目の一般管理費につきましては、人事異動等による職員手当等の組替えに伴い、不足する分の309万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6 ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第7款繰入金309万円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第55号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第56号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,582万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,554万5,000円とするものであります。

7 ページをご覧ください。

歳出からご説明申し上げます。

第5款第1項第3目の償還金について、令和4年度の介護給付費など過年度分の精算や再確定に当たり、国や県、支払い基金に返還するため、2,582万7,000円を追加するものであります。

内訳といたしましては、令和4年度の介護給付費が、国への返還が1,911万5,366円、支払い基金への返還が374万5,726円。

同じく、地域支援事業の総合事業が、国への返還が17万8,448円、基金への返還が132万3,898円、県への返還が11万1,530円。

同じく、地域支援事業の総合事業以外が、国への返還が90万1,000円、県への返還が45万

500円。

以上の合計で2,582万6,468円。予算計上といたしましては、2,582万7,000円とするものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいまの歳出でご説明申し上げました内容に伴い、第7款第1目の介護給付費繰入金2,286万1,000円。

同じく、2目の地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業分でございます、161万4,000円。

同じく、3目の地域支援事業繰入金、こちらは介護予防総合事業以外の地域支援事業でございます、135万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第56号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 令和5年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田病院事務長。

〔病院事務長 松田一弘君 登壇〕

○松田病院事務長 議第57号 令和5年度西川町病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条では収益的支出、第3条では資本的支出につきまして、予算の組替えを行うものであります。

2ページをご覧ください。

第4条で、病院内のLED照明をリース取引により整備を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。

今年度当初、工事費用によるLED照明の施工を予定しておりましたが、工種を変更し、リース取引として整備をするものでございます。事項につきましては病院LED照明リース資産購入事業、期間につきましては令和5年度から令和15年度まで、限度額につきましては1,700万円と定めるものであります。

4ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、1款1項3目経費のうち、修繕費38万5,000円を減額し、職員被服費に職員作業衣4万円を追加、同項6目研究研修費のうち、旅費交通費に研修会参加旅費15万円及び研究雑費に研修会参加費10万円を追加するものであります。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、LED照明化に伴う費用として、リース支払い利息9万5,000円を計上するものであります。

6ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、1款1項2目病院施設整備費の工事請負費407万円を減額し、同項1目有形固定資産購入費の器械及び備品購入費に、医療器材を乾燥させるチューブ乾燥機更新及び献立の作成や栄養管理を行う給食管理システムの更新費用として357万円を追加し、同目に、LED照明化に伴うリース料として、リース資産購入費50万円を計上するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第57号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 令和5年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第58号 令和5年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書をご覧ください。

資本的支出につきまして、既決予定額に433万2,000円を追加し、1億5,503万3,000円に改めるものであります。

3ページをご覧ください。

支出であります。1款1項1目増設改良費の工事請負費に433万2,000円を追加するものであります。

補正の内容は、上小沼水源内にて発見した湧水を取水し、水源からの取水量確保を図るため、上小沼内水源地増設工事に229万7,000円、壊れた水位計を取り替えるため志津配水池水位計更新工事に203万5,000円を追加するものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,784万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額983万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,800万9,000円で補填するものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第58号、本案を原案のおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のおり可決されました。

お諮りします。

ここで日程の順序を変更し、追加日程第8、議第59号 西川町提案型住宅条例の設定について、追加日程第9、議第60号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第5号）を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第8、追加日程第9を直ちに議題とすることに決定しました。

2議案の提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長 菅野大志君 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議第59号でございます。

先日の一般質問において、佐藤仁議員からご指摘、ご提案をいただいたことを踏まえ、提案するものでございます。

物価高騰のフェーズにある場合の住宅建設において、入居者のニーズを踏まえた、また、町営住宅の新たな形態として、このたび西川町提案型住宅条例の設定についていたすものでございます。

西川町提案型住宅の設置に向けて、公募を行うためご提案しております。

議第60号につきましては、令和5年度西川町一般会計補正予算（第5号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億5,299万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、令和6年度に建設予定の町営住宅設計業務費など496万2,000円の追加でございます。

また、先ほど申し上げた、先日の一般質問で佐藤仁議員からご指摘いただきました来年度の入居者に示している予定額を、来年、入居者に予定しているわけでございますので、こちらを、これまで行っていなかった債務負担行為、来年にこの債務を実行するということを明確にするために債務負担行為を追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細については担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○菅野議長 追加日程第8、議第59号 西川町提案型住宅条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第59号 西川町提案型住宅条例の設定について、補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

本条例は、子育て世帯の人口増加及び若者の定住化を図るために、西川町大字海味字二本松地内に提案型住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、設定するものであります。

第1条では趣旨、第2条では設置として、冒頭申し上げました内容を規定しております。

第3条では家賃を規定しており、月額7万円と致すものであります。

第4条では入居者の公募、第5条では入居者の資格を規定しており、おおむね40歳以下で、配偶者を有する者、地域の自治活動に参加する意思があること、住宅に25年以上入居する意思がある方などを資格要件として、子育て世帯の人口増加及び若者の定住化を図るものであります。

第6条では入居者の申込み及び決定、第7条では入居者補欠、第8条では入居の手続、第9条では入居者の意思の反映を規定しており、住宅の計画段階から関わり、予算の範囲内において可能な限り意見を反映させることができると致すものであります。

第10条から第26条までにつきましては、既存の町営住宅などの条例と同じ内容になっておりますので、説明を省略させていただきます。

最後の第27条の委任では、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則では本条例の施行期日を示しており、公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第59号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第60号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔企画財政課長 大泉 健君 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第60号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万2,000円を追加し、総額をそれぞれ72億5,299万5,000円とするものです。

補正の内容につきましては、町営住宅整備事業の経費に係る補正並びに債務負担行為の追加であります。

歳出について、最初に申し上げます。

補正予算書8ページ目、歳出ページの3、歳出をご覧ください。

第8款土木費、3項2目住宅建設費についてですけれども、令和6年度に建設予定の町営住宅の設計業務費、それから、建築確認手数料などの496万2,000円を追加するものです。

続きまして、歳入について申し上げます。

7ページ目です。

2、歳入です。

第10款の地方交付税496万2,000円を追加するものであります。

最後に、債務負担行為補正について説明を申し上げます。

4ページ目、第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

債務負担行為の追加につきましては、この町営住宅整備事業、令和6年度の期間ということで、限度額1億4,502万5,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決をいただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤 大議員） 私が一般質問で発言いたしました、ネーミングライツNFTをはじめとするNFTのオークションであります。9月に実行し、収入が発生して、この先、歳入に繰入れになるかと思っておりますので、質問させていただきます。

私の一般質問の当日、9月3日の朝の時点で、水沢名水公園の命名権NFTが15万1円、町長がAIを使って作成したAIアートが2万円、月山ビールのNFTが1万3,000円と、オークションマーケットではまず上々の滑り出しではないかと発言いたしました。その後、9月7日の西川町のLINEでは、命名権が38万円、AIアートが3万3,000円、月山ビー

ルが1万4,000円となっております。

オークションは、定例会会期中の10日に終了しております。結果は町のホームページでもお知らせしておりますが、私が一般質問で発言した内容にありましたNFTオークションでありますので……

○菅野議長 佐藤大議員、これ、決算のあれですので。

○1番（佐藤 大議員） 駄目ですか、ここでは。

○菅野議長 補正予算の関連ですので。

○1番（佐藤 大議員） その前に聞かなかったのかな、じゃ。前に聞かなきゃならなかったのかな。

ということで、この結果を、この場で町長より報告していただくのはいかがかなと思って提案したところでした。もしよろしかったら。まずあったらしようがないですけども、よろしく願いいたします。

○菅野議長 これ補正予算の内容ですので、本来は議題になりません。

菅野町長。

○菅野町長 せっかくご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

もし、この場で不明な点あれば、個別にでも、ほかの議員の勉強会なども任意で開催しておりますので、ぜひお聞きいただければと思います。

おっしゃるとおり、最終日に、NFT関係の西川町のオークションが開催されました。伸びまして、私のAIアートは5万円にとどまりました。しかし、名水公園のNFT命名権、こちらは130万円の高値につきました。月山地ビールのNFTアートは、1万8,000円でございます。

これ、成功も何もなくて、こちらで、まず収入に今後計上させていただくことになります。また、落札した方と、これから事業や意見交換を行っていきたいと、せっかくの縁ですので、持っていきたいと思えます。また、入札にご参加いただいた方々は、西川町に少なくとも興味を持っていただいたということで、つながらせていただいて、西川町のファンクラブサイトなど、また、ふるさと納税のご案内なども行っていきたいと思っております。

本日、今度は自然水でのNFTアートをオークションかけて、オークションじゃないです、限定販売、10枚5,000円ですしておりますので、こちらのほうでもまた稼いでいきたいと思っております。

とにかく、こういうのは、このような施策は、チャレンジした者にしか分からない経験と、

その人とのつながり、また、経験者しか得られない果实、今回で言えば、恐らく自治体初とか、第1号であったから高値がついたんだと思います。

なお、その130万円、落札された方は、私らの取組で、夏にサテライトスクールの取組でいらっしゃった方でした。サテライトスクールも、こちらに、そもそも西川に1週間も小学生を連れてご家族でいらっしゃっていただけるかどうかと心配した事業でもございましたが、こちらにチャレンジして、西川町のよさ、人の温かさに触れていただいて、このようにまた別のつながりができるということを、これから町として反復していかなくてはならないと改めて感じております。

○菅野議長 その他。

5番、佐藤仁議員。

○5番（佐藤 仁議員） 496万2,000円と、あと債務負担の1億4,000何がしですけども、これは、みどり団地は、1期、2期とも3プラス2の数というような理解でよろしいのかだけ確認したいと思います。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 今のご質問にお答えいたします。

みどり団地内の第1期分2区画と、あと第2期造成の3区画、合わせて5区画でございます。

以上です。

○菅野議長 よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第60号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は11時とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○菅野議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎決算特別委員会審査報告書の提出

○菅野議長 日程第2、決算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、古澤俊一議員。

[決算特別委員長 古澤俊一議員 登壇]

○決算特別委員長（古澤俊一議員） 決算特別委員会に付託されました認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定については、お手元にお配りしてある審査報告書のとおりであります、朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和4年度西川町一般会計・特別会計・企業会計歳入歳出決算認定について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

1、付託案件

認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ア 事業勘定

イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）

認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定について
認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定について

2、委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、古澤俊一、副委員長、佐藤光康。

3、審査期間

- 令和5年9月1日 全体審査（特別会計、企業会計担当課長説明、審査）
令和5年9月5日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）
令和5年9月7日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）
令和5年9月8日 全体審査（一般会計担当課長説明、審査）
令和5年9月11日 全体審査（10会計決算の審査・採決）

4、審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体で内容を審査した。

5、審査の結果

- 認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）
認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
ア 事業勘定
イ 施設勘定（大井沢歯科診療所会計）（全員賛成）
認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）
認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）
認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）
認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）
認定第7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（全員賛成）
認定第8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（全員

賛成)

認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定について（全員賛成）

認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定について（全員賛成）

以上、10会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定された。

以上のとおり報告を申し上げます。

◎決算認定案件の審議・採決

○菅野議長 日程第3、決算認定案件の審議・採決を行います。

審議・採決は、会計ごとに行います。

なお、質疑については決算特別委員会で十分なる審議が尽くされておりますので、質疑を省略し、討論のみを行います。

認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第1号 令和4年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第2号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第3号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第4号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第5号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認めます。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第6号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第7号 令和4年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第8号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第9号 令和4年度西川町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定について、審議・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 討論なしと認め、採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、認定第10号 令和4年度西川町水道事業会計決算の認定については、認定するこ

とに決定しました。

以上で、令和4年度西川町一般会計・特別会計・企業会計の全会計決算が認定されました。

◎報告第7号

○菅野議長 日程第4、報告第7号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、報告を求めます。

大泉企画財政課長。

[企画財政課長 大泉 健君 登壇]

○大泉企画財政課長 報告第7号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告申し上げます。

この基準につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の審査を受け、この議会に報告するものであります。

お手元、議案参考資料の14ページをご覧くださいと思います。

令和4年度決算における実質赤字比率、それから、右側の連結実質赤字比率については、共に赤字はありませんでした。

次の部分、実質公債費比率については、自治体の収入に対する負債返済の3か年平均の割合を表すものでありますけれども、前年度より0.5ポイント高い12.0%となっております。

次、最後に、将来負担比率であります。

自治体が将来負担すべき実質的な債務割合を表すものでありまして、比率はありません。

全ての比率とも早期健全化基準以下であり、本町財政は健全財政を示しております。

また、この内容につきましては、今後、町のホームページなどで公表並びに広報します。

◎報告第8号

○菅野議長 日程第5、報告第8号 令和4年度西川町教育委員会事務事業点検・評価の報告についてを議題とし、報告を求めます。

前田教育長。

〔教育長 前田雅孝君 登壇〕

○前田教育長 報告第8号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、令和4年度西川町教育委員会事務事業点検・評価についてご報告申し上げます。

議案関係資料の点検・評価の部分をご覧ください。

西川町教育委員会は、独立行政委員会として、教育長及び阿部仁、近松和朗、大泉奈緒子、松田光子の4名の教育委員と、松田委員の後任として令和4年12月着任の高橋美保教育委員、学校教育、生涯学習の2課、教育総務、生涯学習、スポーツ振興の3係による事務局体制で、定例の教育委員会議や学校訪問等、また、資料の6ページの体系図に示しました主要重点施策の具現化に向け、事務事業の執行管理に取り組みました。

事務事業点検・評価委員には、町民目線による客観性確保のため、社会教育委員の荒木良弘氏、元教諭の荒木美知子氏、西川小学校PTA会長の西谷泰典氏の3名を委嘱いたしました。

そして、評価に際しましては、来年度以降の第2次西川町教育振興計画への反映を考慮し、資料のページ、28ページ以降に示しておりますように、現施策に係る教育委員と事務局による内部評価も提示し、取り組んでいただきました。

点検・評価の詳細につきましては、4日開催の全員協議会で説明させていただきましたので、重ねての詳細説明は申し上げますが、このたびの事業評価では、西川学園による保小中一貫教育やふるさと学校など、町全体をフィールドとし、人、歴史、豊かな自然に肌で触れる西川ならではの教育の継続、子どもたちのたくましさを育み可能性を広げるための外との交流の一層の促進、町民の生涯学習、読書、生涯スポーツニーズに適切に対応する施策の一層の充実、AIなどデジタル技術の進化や社会の変化への積極的対応、そして、AIからは学べない本物との触れ合いによる心の豊かさの育成など、本町教育の今後の方向性に係る大切な提言をいただきました。

今年度スタートした第7次西川町総合計画の第3章では、西川ならではの教育で持続可能な地域コミュニティーを目指すという基本方針の下、具体的主要事業の一つとして、町民ニーズを踏まえ、町民の教育参画を促す教育計画を策定すると打ち出しております。これは、本年6月に閣議決定された国の新たな教育振興基本計画にも明示された、各ステークホルダーとの対話を通じた計画作成という観点に照らしても重要な考え方です。

このことを受け、教育委員会は、令和5年1月の西川町総合教育会議で、町長と教育委員の協議により策定された新たな西川町教育大綱に基づき、昨年7月実施の7次総に関する町

民アンケートや、今年度5月実施の新たな教育振興計画策定に関する町民アンケート、7月実施の西川町のこれからの教育を考える町民対話会を通して明らかになった町民ニーズや、公募に積極的に手を挙げていただいた町民有志による策定委員の方々などの意見を反映させながら、来年度から実施に入る第2次西川町教育振興計画の策定作業に着手しております。

教育委員会といたしましては、第7次西川町総合計画との整合を図りつつ、本事務事業点検・評価でいただいた提言も新たな教育振興計画にしっかり織り込みながら、町民と一体となって次世代を育み、西川町の持続可能性を高める教育の一層の充実に取り組んでまいり所存です。

最後になりますが、本報告については、法の規定に基づき、今後、町のホームページ、交流センターあいべで公表し、町民の皆様からもご意見を賜ってまいりますことを申し添えます。

以上、報告第8号 令和4年度西川町教育委員会事務事業点検・評価についてご報告を申し上げます。

◎議員派遣について

○菅野議長 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長 日程第7、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和5年西川町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時26分